

約款番号：S-3

特約

各種ご請求、お問合せはお気軽に

ジブラルタ生命 コールセンター
(旧スター生命専用ダイヤル)

0120-160-414 (通話料無料)

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00(日・祝・12/31~1/3を除く)

※お電話の際には、保険証券をご準備ください。個人情報保護のため、契約者(保険金などの請求の場合は受取人)ご本人様からお電話をお願いします。

約款



特約

定期保険特約	約款 - 1
生存給付金付定期保険特約	約款 - 11
総合障害保障定期保険特約	約款 - 20
特定疾病保障定期保険特約	約款 - 34
特定臓器治療特約	約款 - 49
家族定期保険特約	約款 - 61
家族生活保障特約	約款 - 71
終身特約	約款 - 84
養老特約	約款 - 89
傷病一時金給付特約	約款 - 96
5大疾病保障特約	約款 - 108
指定代理請求特約	約款 - 115
リビング・ニーズ特約	約款 - 119
月払集団扱特約	約款 - 130
集団扱特約(月払)	約款 - 133
集団扱特約(年払・半年払)	約款 - 136
特別集団扱特約	約款 - 137
保険料口座振替特約	約款 - 139
保険料クレジットカード払特約	約款 - 142
特定障害状態不担保特約	約款 - 145
特別取扱特約条項	約款 - 147

特則

保険金等の支払時期変更特則	約款 - 150
---------------	----------

定期保険特約

(この特約の趣旨)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

- (1) 被保険者が死亡した場合には、特約死亡保険金を支払います。
- (2) 被保険者が所定の高度障害状態に該当した場合には、特約高度障害保険金を支払います。

第1条(特約の締結)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約が、すでに締結された保険契約における主約款の[他の特約への一部変更]または特約の[他の特約への変更]の規定により、変更後の特約となる場合には、第22条(特約の更新)第8項の規定を準用して取り扱います。

第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第3条(特約の保険期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で定めるものとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
 2. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
 3. 第11条(保険金を支払わない場合)第1項第1号(ハ)の免責事由に該当した場合
 4. 第16条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ④ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納してください。
- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

第4条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

第5条(特約保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算して、その取扱をします。

第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第7条(保険金の支払)

- ① 会社は、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金(以下、「特約保険金」といいます。)をつぎのとおり支払います。

保険金の種類	支払事由および受取人
1. 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、主契約の死亡保険金の支払事由が生じたときは、主契約の死亡保険金受取人に支払います。
2. 特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたときは主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

- ② この特約の保険金額(以下「特約保険金額」といいます。)は、つぎのとおりです。

保険金の区分	保険金額
1. 特約死亡保険金額	特約保険金額とします。
2. 特約高度障害保険金額	

- ③ この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより特約高度障害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものととして、特約高度障害保険金を支払います。
- ④ 特約保険金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合にかぎり)の場合には、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。

第8条(保険金の請求手続、支払時期および場所)

- ① 特約保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 特約保険金の受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して特約保険金を請求してください。
- ③ 特約保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

特約保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第20条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、特約保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第9条(保険料の払込免除)

会社は、この特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中に、特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、特約保険金を支払いません。

第11条(保険金を支払わない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には第7条(保険金の支払)の規定にかかわらず、特約保険金を支払いません。

保険金の種類	免責事由
1. 特約死亡保険金	(イ)被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき (ロ)主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 (ハ)保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき (ニ)被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。
2. 特約高度障害保険金	(イ)被保険者の犯罪行為によるとき (ロ)保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失によるとき (ハ)被保険者が、戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき。ただし戦争その他の変乱による高度障害者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。

- ② 前項第1号(イ)、(ロ)または(ニ)の本文の場合には、会社は、責任準備金(会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。)を保険契約者に支払います。ただし、前項第1号(ロ)でその特約死亡保険金受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項第2号の規定によって特約高度障害保険金が支払われない場合、この特約は継続するものとします。

第12条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、特約保険金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
- ② 主契約の保険金額が減額されたとき(主契約に付加されている養老特約または終身特約が減額または解約された場合を含みます。)で会社所定の限度をこえる場合には、その限度まで特約保険金額を減額します。
- ③ 特約保険金額が減額されたときは、その減額された部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、将来の保険料を更正します。

第13条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第14条(特約の解約返戻金)

- ① この特約が失効したとき、解約もしくは解除された場合には、この特約の保険料払込年月数または経過年月数により、会社の定める方法によって計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ② 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

第15条(特約の消滅)

- ① この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済保険に変更されたとき

- ② 前項第1号の場合には、この特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。

第16条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、その特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第18条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

第19条(保険契約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第17条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第17条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第20条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約高度障害保険金、保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をします。
- ④ この特約を解除した場合は、会社は、返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第21条(特約の保険期間の変更)

この特約の保険期間の変更は、主契約の保険期間の変更と同時に、会社の定める範囲内で取り扱います。

第22条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、この特約の保険期間満了の日の翌日(以下「特約更新日」といいます。)に更新されるものとします。ただし、この場合、この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。

1. この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の前であること
2. 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
3. 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後のこの特約の保険期間および特約保険金額は更新前のこの特約の保険期間および特約保険金額と同一とします。ただし、更新後の特約の保険期間について前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者からこの特約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および特約保険金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の第1回保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの保険料)は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第5条(特約保険料の自動貸付)および第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑥ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
 1. 特約保険金の支払および特約の保険料の払込免除に関しては、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約から継続したものとして取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑦ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑧ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
 1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)
- ⑨ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑩ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加することがあります。

第23条(他の特約への変更)

- ① この特約を付加した主契約が〔家族生活保障特約〕、〔養老特約〕または〔終身特約〕を付加できる契約で、会社所定の条件を満たす場合は、保険契約者は、この特約の保険期間中または更新時に会社の定める範囲内で、被保険者選択を受けることなくこの特約の全部または一部を〔家族生活保障特約〕、〔養老特約〕または〔終身特約〕(以下「変更後特約」といいます。)
1. この特約の保険料の払込が免除されているとき
2. この特約に特別取扱特約条項が付加されているとき。ただし、特別条件として保険金削減支払による方法が付加されている場合で、すでに保険金の削減期間が満了している場合を除きます。
- ② 本条の変更は、この特約の保険期間中に変更後特約へ変更する場合は主契約の月単位の契約応当日(主契約が年払契約または半年払契約の場合は、主契約の年単位の契約応当日または半年単位の契約応当日)を変更日として、更新時に変更後特約へ変更する場合は特約更新日を変更日として、変更日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り取り扱います。
- ③ 変更後特約の第1回保険料の払込はつぎの各号の定めるところによります。
 1. この特約の保険期間中に変更後特約へ変更する場合
 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法に応じて、主約款の保険料の払込の猶予期間の規定を準用し、猶予期間内に変更後特約の第1回保険料の払込がなかった場合には、変更の申出はなかったものとして取り扱います。
 2. この特約の更新時に変更後特約へ変更する場合
 変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および失効、保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ④ 変更後特約の保険金の支払、保険料の払込免除に関しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- ⑤ 変更後特約の保険料は、変更日における被保険者の年齢(保険期間中に変更後特約へ変更する場合は、会社の定める方法により変更日における被保険者の年齢を基準として計算します。)
- ⑥ 変更後特約には、変更後特約の変更日における特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑦ この特約の保険期間中に変更後特約に変更する場合は、この特約の変更された部分は変更日の前日に解約されたものとします。
- ⑧ この特約が変更後特約に変更された場合は、会社は、前条第8項の規定を準用して取り扱います。

第24条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用します。ただし、この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 前項のほか、この特約の保険期間と主契約の保険期間とが異なる場合で、この特約の保険期間が満了するときは、この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ③ 前項の規定により割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金に加えて支払います。

第25条(時効)

特約保険金、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第26条(管轄裁判所)

この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 27 条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

第 28 条

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条(特約の保険期間および保険料の払込)第2項から第5項まで、第5条(特約保険料の自動貸付)、第9条(保険料の払込免除)、第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第22条(特約の更新)第1項第1号および第3号の規定は適用しません。
2. 第14条(特約の解約返戻金)第1項の規定中「保険料払込年月数または経過年月数」とあるのは「経過年月数」と、この特約の規定中、「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
3. 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
4. 主契約において保険契約者に対する貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
5. 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後のこの特約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)は主契約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)と同一に変更更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
6. 主契約において保険料の払込が免除されているときは、第22条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、一時払保険料が払い込まれる場合は更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料の払込に関しては前号の規定を準用します。
7. 保険料払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた事由により、保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険料の払込免除の取扱は行いません。

中途付加する場合の特則

第 29 条

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
(イ)会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合
(ロ)この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 前号に規定する責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合には、第7条(保険金の支払)第1項第1号の規定にかかわらず特約死亡保険金を支払いません。この場合には、この特約の責任準備金相当額を保険契約者に支払います。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
5. この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第3条(特約の保険期間および保険料の払込)第3項の規定は、この特約を平成22年3月2日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成22年3月2日以後に更新する場合および平成22年3月2日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第12条(特約の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第15条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。
4. 第21条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。

年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合の特則

この特約を年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の被保険者は、主契約の第1被保険者となります。
2. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間とします。
3. 第7条(保険金の支払)第1項の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の第2被保険者(年金付保険に移行後は主契約の死亡保険金受取人)」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の第1被保険者」と読み替えて適用します。
4. 第12条(特約の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基準年金額」と読み替えて適用します。
5. 第15条(特約の消滅)第1項の規定のほか主契約の第1被保険者が、つぎのいずれかの事由に該当したときも消滅したものとみなします。
(イ)主契約の第1被保険者が死亡し、主契約の死亡保険金の支払事由が生じたとき
(ロ)主契約の第1被保険者が主約款に定める高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われたとき

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内とします。
2. この特約の規定中「主契約の死亡保険金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と、「主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたとき」とあるのは「主契約の高度障害状態による保険料の払込免除事由が生じたとき」と、「主契約の高度障害保険金が支払われないとき」とあるのは「主契約の高度障害状態による保険料の払込を免除しないとき」と読み替えて適用します。
3. 第5条(特約保険料の自動貸付)第1項の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第7条(保険金の支払)第5項の規定中「主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に

満期保険金がある場合にかぎります。)とあるのは「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第9条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第17条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第12条(特約の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第15条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第21条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間の変更」とあるのは「主契約の年金開始日の変更」と、第22条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。

4. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第21条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。

変額保険(有期型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第5条(特約保険料の自動貸付)、第21条(特約の保険期間の変更)の規定は適用しません。
2. 第12条(特約の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第15条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額延長定期保険」と読み替えて適用します。
3. 本条の規定により主契約にこの特約を付加した場合には、この特約については、特別勘定による運用はしません。
4. この特約については主約款の[契約者貸付]の規定は準用しません。
5. この特約を中途付加した場合、この特約の保険期間および年齢の計算については第29条(中途付加する場合の特則)第3号の規定を適用せず、主約款第12条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、主契約の契約日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、主契約の契約日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 第5条(特約保険料の自動貸付)、第21条(特約の保険期間の変更)の規定は適用しません。
3. 第12条(特約の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第15条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額延長定期保険」と読み替えて適用します。
4. 本条の規定により主契約にこの特約を付加した場合には、この特約については、特別勘定による運用はしません。
5. この特約については主約款の[契約者貸付]の規定は準用しません。
6. この特約を中途付加した場合、この特約の保険期間および年齢の計算については第29条(中途付加する場合の特則)第3号の規定を適用せず、主約款第12条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第12条(特約の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と、第15条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と、第21条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。

新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新生存給付金付定期保険の契約に付加し、主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払の場合に限りこの特約の付加を取り扱います。
2. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。
3. この特約の規定中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
4. 主契約が更新される場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、この特約の更新に代えて、主契約の保険金額について主約款の増額の規定を準用して特約保険金額相当額分の自動増額を行います。主契約の自動増額を行った場合、この特約は消滅します。
5. 前号の規定にかかわらず、保険契約者の申出があれば一時払でこの特約の更新の取扱を行います。この場合、第22条(特約の更新)の規定を準用して取り扱います。
6. 主契約の保険料の払込が免除されているときは、主契約の保険金の自動増額の取扱は行いません。ただし、保険契約者の申出があれば、一時払保険料の払込をうけて、会社は、この特約の更新の取扱を行います。
7. 第4号の主契約の保険金額の自動増額を行った場合、主契約の更新日以後、更新日前に生じた事由により、主契約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、自動増額分の保険金額に対応する保険料の払込免除の取扱は行いません。
8. 第3条(特約の保険期間および保険料の払込)、第5条(特約保険料の自動貸付)、第9条(保険料の払込免除)、第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第22条(特約の更新)および第28条(保険料払込方法が一時払の特則)は適用しません。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 24 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 24 条第 2 項の規定については適用しません。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 24 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 24 条第 2 項の規定については適用しません。
5. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 第 24 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 24 条第 2 項の規定については適用しません。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払の場合に限りこの特約の付加を取り扱います。
2. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。
3. この特約の規定中「第 1 回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
4. 主契約が更新される場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、この特約の更新に代えて、主契約の保険金額について主約款の増額の規定を準用して特約保険金額相当額分の自動増額を行います。主契約の自動増額を行った場合、この特約は消滅します。
5. 前号の規定にかかわらず、保険契約者の申出があれば一時払でこの特約の更新の取扱を行います。この場合、第 22 条(特約の更新)の規定を準用して取り扱います。
6. 主契約の保険料の払込が免除されているときは、主契約の保険金の自動増額の取扱は行いません。ただし、保険契約者の申出があれば、一時払保険料の払込をうけて、会社は、この特約の更新の取扱を行います。
7. 第 4 号の主契約の保険金額の自動増額を行った場合、主契約の更新日以後、更新日前に生じた事由により、主契約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、自動増額分の保険金額に対応する保険料の払込免除の取扱は行いません。
8. 第 3 条(特約の保険期間および保険料の払込)、第 5 条(特約保険料の自動貸付)、第 9 条(保険料の払込免除)、第 10 条(払込月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第 22 条(特約の更新)および第 28 条(保険料払込方法が一時払の特則)は適用しません。
9. 第 24 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 24 条第 2 項の規定については適用しません。
10. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第 12 条(特約の減額)第 2 項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第 15 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号および第 3 項の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。
4. 第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
5. 第 24 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の

規定については行いません。また、第 24 条第 2 項の規定については適用しません。

6. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払の場合に限りこの特約の付加を取り扱います。
2. この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。
3. この特約の規定中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。
4. 主契約が更新される場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、この特約の更新に代えて、主契約の保険金額について主約款の増額の規定を準用して特約保険金額相当額分の自動増額を行います。主契約の自動増額を行った場合、この特約は消滅します。
5. 前号の規定にかかわらず、保険契約者の申出があれば一時払でこの特約の更新の取扱を行います。この場合、第 22 条(特約の更新)の規定を準用して取り扱います。
6. 主契約の保険料の払込が免除されているときは、主契約の保険金の自動増額の取扱は行いません。ただし、保険契約者の申出があれば、一時払保険料の払込をうけて、会社は、この特約の更新の取扱を行います。
7. 第4号の主契約の保険金額の自動増額を行った場合、主契約の更新日以後、更新日前に生じた事由により、主契約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、自動増額分の保険金額に対応する保険料の払込免除の取扱は行いません。
8. 第3条(特約の保険期間および保険料の払込)、第5条(特約保険料の自動貸付)、第9条(保険料の払込免除)、第 10 条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第 22 条(特約の更新)、第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項ならびに第 28 条(保険料払込方法が一時払の特則)は適用しません。

新自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内とします。
2. この特約の規定中「主契約の死亡保険金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と、「主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたとき」とあるのは「主契約の高度障害状態による保険料の払込免除事由が生じたとき」と、「主契約の高度障害保険金が支払われないとき」とあるのは「主契約の高度障害状態による保険料の払込を免除しないとき」と読み替えて適用します。
3. 第5条(特約保険料の自動貸付)第1項の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第7条(保険金の支払)第5項の規定中「主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合にかぎります。)」とあるのは「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第9条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第 17 条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第 12 条(特約の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第 15 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間の変更」とあるのは「主契約の年金開始日の変更」と、第 22 条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
4. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。

5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内とします。
2. この特約の規定中「主契約の死亡保険金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と、「主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたとき」とあるのは「主契約の高度障害状態による保険料の払込免除事由が生じたとき」と、「主契約の高度障害保険金が支払われないとき」とあるのは「主契約の高度障害状態による保険料の払込を免除しないとき」と読み替えて適用します。
3. 第5条(特約保険料の自動貸付)第1項の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第7条(保険金の支払)第5項の規定中「主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合にかぎります。)」とあるのは「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第9条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第 17 条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第 12 条(特約の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第 15 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間の変更」とあるのは「主契約の年金開始日の変更」と、第 22 条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
4. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。
5. 第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 24 条第2項の規定については適用しません。
6. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期

間)内で定めるものとします。

2. 主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特則による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 24 条第2項の規定については適用しません。
5. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 24 条第2項の規定については適用しません。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 24 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通養老保険の契約に付加する場合には、第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特則による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 12 条(特約の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の入院給付日額」と読み替えて適用します。
2. 主契約の保険期間が終身の場合、この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
3. 主契約の保険期間が終身の場合、第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 12 条(特約の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の入院給付日額」と読み替えて適用します。
2. 主契約の保険期間が終身の場合、この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
3. 主契約の保険期間が終身の場合、第 21 条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 24 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第7条(保険金の支払)に定める支払事由および受取人はつぎのとおり読み替えて適用します。
(イ)特約死亡保険金
被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したときは、この特約の死亡保険金受取人に支払います。
(ロ)特約高度障害保険金
被保険者が、この特約の責任開始日または復活日以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したとき(この場合、責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日または復活日以後の傷害または疾病(責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りず。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。)は、被保険者に支払います
3. 第7条(保険金の支払)および前号の規定のほか、保険金の支払についてはつぎのとおり取り扱います。
(イ)被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者またはこの特約の死亡保険金受取人から申出があり被保険者が死亡したものと会社が認めるときは、特約死亡保険金をこの特約の死亡保険金受取人に支払います。
(ロ)被保険者が高度障害状態になった場合でも、特約高度障害保険金を請求する前に被保険者が死亡したときは、高度障害状

- 態にならないで死亡したものと取り扱います。
- (ハ) 特約高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態に該当した時にさかのぼって、この特約は消滅します。
4. 保険契約者またはその承継人は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約死亡保険金の受取人を変更することができます。ただし、特約高度障害保険金の受取人を変更することはできません。
 5. 前号の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金の受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金の受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 6. 特約死亡保険金の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金の受取人とします。
 7. 前号の規定により特約死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により特約死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金の受取人を特約死亡保険金の受取人とします。
 8. 前2号の規定により特約死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 9. 第4号から前号までの規定によるほか、保険契約者またはその承継人は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金の受取人を変更することができます。ただし、特約高度障害保険金の受取人を変更することはできません。
 10. 前号の規定により特約死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 11. 前2号の規定による特約死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。
 12. この特約の規定中、「主契約の死亡保険金」とあるのは「この特約の死亡保険金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「この特約の死亡保険金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えて適用します。
 13. 第12条(特約の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の入院給付日額」と、読み替えて適用します。
 14. 第24条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が無配当定期保険の契約に変更して更新される場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、この特約の更新に代えて、主契約の基本保険金額について主約款の増額の規定を準用して特約保険金額相当額の自動増額を行います。主契約の自動増額を行った場合、この特約は消滅します。
2. 第12条(特約の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第5条(特約保険料の自動貸付)、第22条(特約の更新)、第24条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	必要書類
1. 特約死亡保険金	(1) 会社所定の特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 特約死亡保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (5) 保険証券
2. 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 特約高度障害保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者と特約高度障害保険金受取人が同一人の場合は不要) (5) 保険証券
(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。 (注2) 上記1.において、保険契約者が遺言にて保険金受取人の変更を行った場合で、その受遺者が請求を行う場合には、その事実を証する法律上有効な遺言書をご提出ください。	

生存給付金付定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、死亡・高度障害保障に加えて、被保険者が生存している場合は一定の期間ごとに生存給付金を支払う仕組みの特約で、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、3年ごとに特約生存給付金を支払うものを3年型と、5年ごとに特約生存給付金を支払うものを5年型といいます。

名称	給付の概要
特約死亡保険金	被保険者が死亡したとき、特約保険金額
特約高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当したとき、特約保険金額
特約生存給付金	3年型: 被保険者が3年ごとの保険年度終了の時またはこの特約の保険期間満了の時に生存していたとき、特約保険金額の10% 5年型: 被保険者が5年ごとの保険年度終了の時またはこの特約の保険期間満了の時に生存していたとき、特約保険金額の10%

1. この特約の給付および請求手続

第1条(保険金の支払)

① この特約により支払う特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約生存給付金はつぎのとおりです。

名称	特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約生存給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
1. 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (イ)この特約の責任開始日(復活が行われたときは最後の復活の際の責任開始日。以下同じ。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 (ロ)主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 (ハ)保険契約者の故意 (ニ)戦争その他の変乱
2. 特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態に該当したとき(この場合、責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日以後の傷害または疾病(責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。))	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人	(イ)被保険者の犯罪行為 (ロ)保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 (ハ)戦争その他の変乱
3. 特約生存給付金	この特約の型に応じて、つぎのとおりとします。 3年型: 被保険者がこの特約の保険期間中3年ごとの保険年度終了の時またはこの特約の保険期間満了の時に生存していたとき 5年型: 被保険者がこの特約の保険期間中5年ごとの保険年度終了の時またはこの特約の保険期間満了の時に生存していたとき	特約保険金額の10%	保険契約者	-----

② 被保険者が戦争またはその他の変乱によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、これらの事由により特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

③ 第1項第1号(イ)、(ロ)または(ニ)の免責事由に該当した場合には、会社は、責任準備金(会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。)を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号(ロ)でその特約死亡保険金受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。

④ 第1項第2号の規定によって特約高度障害保険金が支払われない場合、この特約は継続するものとします。

⑤ 特約生存給付金についてはつぎのとおり取り扱います。

- この特約の保険期間の途中で支払事由の生じる特約生存給付金は、支払事由が生じたときから、会社所定の利率による利息を付けて自動的にすえ置きます。
- すえ置かれた特約生存給付金は、保険契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したときに支払います。この場合、主契約が保険金の支払により消滅するときに支払うすえ置かれた特約生存給付金(主契約が消滅した時に支払事由が生じた特約生存給付金を含みます。)は、第1項の規定にかかわらず、主契約の保険金とともに主契約の保険金の受取人に支払います。
- 特約生存給付金の支払事由が生じたときに、主約款の規定による保険料の自動貸付または保険契約者に対する貸付があると

きは、会社は、特約生存給付金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。

- ⑥ この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより特約高度障害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日高度障害状態に該当したものととして、特約高度障害保険金を支払います。
- ⑦ この特約の保険金および給付金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの保険金および給付金の受取人以外の者に変更することはできません。
- ⑧ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り)の場合には、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。
- ⑨ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始日前の疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始日以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条(保険料の払込免除)

被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険料の払込免除をします。

第3条(保険金の請求手続、支払時期および支払場所)

- ① 特約死亡保険金または特約高度障害保険金(以下「保険金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または保険金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金受取人が、保険金を請求するときは、請求に必要な書類(別表1)を提出して保険金を請求してください。
- ③ 保険契約者は、特約生存給付金を請求するときは、請求に必要な書類(別表1)を提出して特約生存給付金を請求してください。
- ④ 保険金または特約生存給付金は、前2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 保険金または特約生存給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または特約生存給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または特約生存給付金を支払うべき期限は、第2項または第3項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金または特約生存給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金または特約生存給付金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金または特約生存給付金を支払うべき期限は、第2項または第3項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑦ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金受取人または保険契約者にその旨を通知します。
- ⑧ 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または特約生存給付金を支払いません。

2. この特約の取扱

第4条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第5条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で定めるものとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
 2. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
 3. 第1条(保険金の支払)第1項第1号(ハ)の免責事由に該当した場合
 4. 第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ④ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い

込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納することを要します。

- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

第6条(特約保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算して、その取扱をします。

第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の保険金または特約生存給付金の支払事由が発生したときは、会社は、その未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- ② 猶予期間中に、この特約の保険金または特約生存給付金の支払事由が発生したときは、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者はその猶予期間の満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、保険金または特約生存給付金を支払いません。

第8条(特約の失効)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。
- ② 前項の場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

第9条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に特に申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合は、主約款の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、その特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第11条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、この特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを、保険契約者、被保険者またはこの特約の保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第13条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第14条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人がこの特約の保険金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
(イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ニ) 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
- ④ この特約を解除した場合は、会社は、返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第15条(特約の解約)

- ① 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- ② 保険契約者が前項の規定により解約返戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

第16条(特約死亡保険金および特約高度障害保険金の受取人による保険契約の存続)

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいつの各号のすべてを満たす特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の範囲内で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人または特約高度障害保険金受取人に支払います。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約生存給付金の支払事由が生じたときは、当該支払うべき金額の範囲内で、第2項本文の金額を債権者等に支払い、以後つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 特約生存給付金の支払額が、第2項本文の金額を満たす場合
特約生存給付金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険契約者に支払います。この場合、第1項の解約はその効力を生じません。
 2. 特約生存給付金の支払額が、第2項本文の金額を満たさない場合
第2項本文の金額については、当該金額から特約生存給付金額を差し引いた残額とします。

第17条(特約の解約返戻金)

解約返戻金は保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数または経過年月数により、その他のときについてはその経過年月数により、会社の定める方法によって計算します。

第18条(特約保険金額の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、特約保険金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める額に満たない場合にはこの取扱をしません。
- ② 特約保険金額を減額したときは、その減額した部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、保険料払込期間中においては、将来の保険料を改めます。

第19条(特約の保険期間の変更)

- ① この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。
- ② 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間は会社の定める方法により変更されることがあります。

第20条(特約の消滅)

- ① この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の場合にはこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。

第21条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用します。ただし、この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 前項のほか、この特約の保険期間と主契約の保険期間が異なる場合で、この特約の保険期間が満了するときは、この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ③ 前項の規定により割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金に加えて支払います。

第22条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、この特約の保険期間満了の日の翌日(以下「特約更新日」といいます。)に更新されるものとします。ただし、この場合、この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
 1. この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の前であること
 2. 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
 3. 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
 4. 主契約の保険料払込が免除されていないこと
- ② 更新後のこの特約の保険期間および特約の保険金額は更新前のこの特約の保険期間および保険金額と同一とします。ただし、

- 前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで保険期間を短縮してこの特約を更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の型は更新前のこの特約の型と同一とします。ただし、保険契約者から特に申出があったときは、更新後の特約の型を変更して更新することができます。
- ⑤ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑥ 更新後の第1回保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの保険料)は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第6条(特約保険料の自動貸付)および第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
1. 保険金の支払および特約の保険料の払込免除に関しては、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約から継続したものと取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑧ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑨ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)
- ⑩ 主契約の保険料払込が免除されていることによりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、この特約は定期保険特約へ変更されます。
- ⑪ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑫ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加することがあります。

第23条(他の特約への変更)

- ① この特約を付加した主契約が〔家族生活保障特約〕、〔定期保険特約〕、〔養老特約〕または〔終身特約〕を付加できる契約で、会社所定の条件を満たす場合は、保険契約者は、この特約の保険期間中または更新時に会社の定める範囲内で、被保険者選択を受けることなくこの特約の全部または一部を〔家族生活保障特約〕、〔定期保険特約〕、〔養老特約〕または〔終身特約〕(以下「変更後特約」といいます。へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には本条の変更を取り扱いません。
1. この特約の保険料の払込が免除されているとき
 2. この特約に特別取扱特約条項が付加されているとき。ただし、特別条件として保険金削減支払による方法が付加されている場合で、すでに保険金の削減期間が満了している場合を除きます。
- ② 本条の変更は、この特約の保険期間中に変更後特約へ変更する場合は主契約の月単位の契約応当日(主契約が年払契約または半年払契約の場合は、主契約の半年単位の契約応当日または半年単位の契約応当日)を変更日として、更新時に変更後特約へ変更する場合は特約更新日を変更日として、変更日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り取り扱います。
- ③ 変更後特約の第1回保険料の払込はつぎの各号の定めるところによります。
1. この特約の保険期間中に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法に応じて、主約款の保険料の払込の猶予期間の規定を準用し、猶予期間内に変更後特約の第1回保険料の払込がなかった場合には、変更の申出はなかったものとして取り扱います。
 2. この特約の更新時に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および失効、保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ④ 変更後特約の保険金の支払、保険料の払込免除に関しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- ⑤ 変更後特約の保険料は、変更日における被保険者の年齢(保険期間中に変更後特約へ変更する場合は、会社の定める方法により変更日における被保険者の年齢を基準として計算します。)および変更後特約の保険金額によって定めます。
- ⑥ 変更後特約には、変更後特約の変更日における特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑦ この特約の保険期間中に変更後特約に変更する場合、この特約の変更された部分は変更日の前日に解約されたものとします。
- ⑧ この特約が変更後特約に変更された場合は、会社は、前条第9項の規定を準用して取り扱います。

第24条(時効)

保険金、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第25条(管轄裁判所)

この特約における保険金もしくは特約生存給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

第 27 条

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 第 2 条(保険料の払込免除)、第 5 条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第 2 項から第 5 項まで、第 6 条(特約保険料の自動貸付)、第 7 条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第 22 条(特約の更新)第 1 項第 1 号および第 3 号の規定は適用しません。
2. この特約の規定中、「第 1 回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
3. 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときはまたは主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
4. 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後のこの特約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)は主契約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)と同一に変更し更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第 7 条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
5. 主契約において保険料の払込が免除されているときは、第 22 条(特約の更新)第 10 項の規定にかかわらず、この特約の定期保険特約への変更は行いません。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、一時払保険料が払い込まれる場合は定期保険特約への変更の取扱を行います。この場合、一時払保険料の払込に関しては前号の規定を準用します。
6. 保険料払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた事由により、保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険料の払込免除の取扱は行いません。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第 5 条(特約の保険期間および保険料の払込)第 3 項の規定は、この特約を平成 22 年 3 月 2 日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成 22 年 3 月 2 日以後に更新する場合および平成 22 年 3 月 2 日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

第 16 条(特約死亡保険金および特約高度障害保険金の受取人による保険契約の存続)の適用に関する特則

第 16 条(特約死亡保険金および特約高度障害保険金の受取人による保険契約の存続)の規定は、同条第 1 項の解約の通知が保険法(平成 20 年法律第 56 号)の施行の日以後に会社に到達した場合に適用します。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 23 条(他の特約への変更)の規定に際しては、[定期保険特約]への変更に替え、主契約の保険金額の増額をすることができます。
3. 前号の取扱には、主約款の[保険金額の増額]の規定を準用します。
4. 第 22 条(特約の更新)第 10 項の規定は適用しません。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第 19 条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、第 20 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 1 条(保険金の支払)第 1 項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、同項の規定中「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と、第 5 項の規定中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と、第 8 項の規定中「主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限ります。)」とあるのは「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第 2 条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第 17 条(保険料の払込免除)第 1 項第 2 号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第 6 条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第 19 条(特約の保険期間の変更)第 2 項の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第 20 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号および第 3 項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 22 条(特約の更新)第 1 項第 3 号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 特約生存給付金については第 1 条(保険金の支払)第 5 項の規定にかかわらず、すえ置かれた特約生存給付金(この特約の保険期間満了時の特約生存給付金を含みます。以下本号において同じ。)が支払われずに主契約の年金支払日が到来したときは、そのときすえ置かれている特約生存給付金の元利合計額の全部を年金受取人に支払います。ただし、保険契約者はあらかじめ申し出ることにより、すえ置かれた特約生存給付金を年金開始日に一時払保険料に充当して、主契約の基本年金額を増額することができます。この場合、主約款の契約者配当金による主契約の基本年金額の増額の規定を準用します。
4. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。

年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合の特則

この特約を年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合にはつぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約の被保険者は、主契約の第 1 被保険者となります。
2. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間とします。
3. 第 1 条(保険金の支払)第 1 項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の第 2 被保険者」と、同項中「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の第 1 被保険者」と、第 19 条(特約の保険期間の変更)第 2 項の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 20 条(特約の消滅)第 1 項の規定のほか主契約の第 1 被保険者がつぎのいずれかの事由に該当したときも消滅したものとみなします。

(イ) 主契約の第 1 被保険者が死亡し、主契約の死亡保険金の支払事由が生じたとき

(ロ) 主契約の第 1 被保険者が主約款に定める高度障害状態に該当し、主約款の高度障害保険金が支払われたとき

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間（主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間）内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 19 条（特約の保険期間の変更）の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。

変額保険（有期型）の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（有期型）の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条（特約保険料の自動貸付）および第 19 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
2. 第 20 条（特約の消滅）第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」と読み替えて適用します。
3. この特約については、特別勘定による運用はしません。
4. この特約については、主約款の〔契約者貸付〕の規定は適用しません。

変額保険（終身型）の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間（主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間）内で定めるものとします。
2. 第6条（特約保険料の自動貸付）および第 19 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
3. 第 20 条（特約の消滅）第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」と読み替えて適用します。
4. この特約については、特別勘定による運用はしません。
5. この特約については、主約款の〔契約者貸付〕の規定は適用しません。

新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条（特約の更新）の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 21 条（特約の契約者配当金）第2項および第 22 条（特約の更新）第 10 項の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 21 条（特約の契約者配当金）第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 21 条第2項の規定については適用しません。
2. この特約が主契約の責任開始日以後更新（この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。）が行われた場合で更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、更新された特約については第 21 条（特約の契約者配当金）の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条（特約の更新）の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 23 条（他の特約への変更）の規定の適用に際しては、〔定期保険特約〕への変更に替え、主契約の保険金額の増額をすることができます。
3. 前号の取扱には、主約款の〔保険金額の増額〕の規定を準用します。
4. 第 22 条（特約の更新）第 10 項の規定は適用しません。
5. 第 21 条（特約の契約者配当金）第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 21 条第2項の規定については適用しません。
6. この特約が主契約の責任開始日以後更新が行われた場合で更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、更新された特約については第 21 条（特約の契約者配当金）の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間（主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間）内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 19 条（特約の保険期間の変更）の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 21 条（特約の契約者配当金）第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 21 条第2項の規定については適用しません。
5. この特約が主契約の責任開始日以後更新（この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。）が行われた場合で更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、更新された特約については第 21 条（特約の契約者配当金）の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 21 条(特約の契約者配当金)第2項および第 22 条(特約の更新)第 10 項の規定は適用しません。
3. 第 21 条(特約の契約者配当金)第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 21 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 21 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第 19 条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、第 20 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。
3. 第 21 条(特約の契約者配当金)第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 21 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、更新された特約については第 21 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 21 条(特約の契約者配当金)第2項および第 22 条(特約の更新)第 10 項の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 21 条(特約の契約者配当金)第2項および第 22 条(特約の更新)第 10 項の規定は適用しません。
3. 第 21 条(特約の契約者配当金)第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 21 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 21 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 21 条(特約の契約者配当金)第2項および第 22 条(特約の更新)第 10 項の規定は適用しません。
3. 第 21 条(特約の契約者配当金)第1項但書の規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 21 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 21 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 22 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 23 条(他の特約への変更)の規定の適用に際しては、〔定期保険特約〕への変更に替え、主契約の保険金額の増額をすることができます。
3. 前号の取扱には、主約款の〔保険金額の増額〕の規定を準用します。
4. 第 21 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項、同条第3項および第 22 条(特約の更新)第 10 項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
特約死亡保険金	(1) 会社所定の特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 特約死亡保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (5) 保険証券
特約高度障害保険金	(1) 会社所定の特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 特約高度障害保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者と特約高度障害保険金受取人が同一人の場合は不要) (5) 保険証券
特約生存給付金	(1) 会社所定の特約生存給付金支払請求書 (2) 保険契約者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が保険契約者と同一人の場合は不要) (4) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

総合障害保障定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡または所定の障害状態に該当した場合に保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の給付および請求手続

第1条(特約保険金の支払)

① この特約により支払う特約死亡保険金および特約障害保険金(以下「特約保険金」といいます。)はつぎのとおりです。

名称	特約死亡保険金または特約障害保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約死亡保険金または特約障害保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
1. 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間(特約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。)中に死亡したとき	特約保険金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより支払事由が生じたとき (イ)この特約の責任開始日(復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始日。以下同じとします。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 (ロ)保険契約者の故意 (ハ)主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人である場合には会社はその残額を他の受取人に支払いません。 (ニ)戦争その他の変乱
2. 特約障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、所定の障害状態(別表1)に該当したとき((責任開始日前にすでに生じていた障害状態に責任開始日以後の傷害または疾病(責任開始日前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わって所定の障害状態(別表1)に該当したときを含みます。))	特約保険金額	主契約の被保険者	つぎのいずれかにより支払事由が生じたとき (イ)保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 (ロ)被保険者の犯罪行為 (ハ)被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (ニ)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ホ)被保険者の薬物依存 (ヘ)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ト)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (チ)地震、噴火または津波 (リ)戦争その他の変乱

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは特約死亡保険金を支払います。
- ③ 特約の保険期間満了の日において、所定の障害状態(別表1)のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより特約障害保険金が支払われない場合においても、特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約の保険期間満了の日に所定の障害状態(別表1)に該当したものととして、特約障害保険金を支払います。
- ④ 被保険者が所定の障害状態(別表1)に複数該当した場合でも、会社は、特約障害保険金を重複して支払いません。
- ⑤ 特約障害保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合は、特約障害保険金は支払わず、特約死亡保険金を支払います。
- ⑥ 特約死亡保険金が支払われた場合は、その支払後に特約障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ この特約は、特約障害保険金を支払ったときには被保険者が所定の障害状態(別表1)に該当した時にさかのぼって、消滅するものとします。
- ⑧ 第1項第1号(イ)、(ハ)または(ニ)の免責事由に該当した場合(第11項の規定に該当する場合を除きます。)には、会社は、当該被保険者が死亡した日の責任準備金(会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。)を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号(ハ)でその受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑨ 第1項第2号の免責事由の規定によって特約障害保険金が支払われないときは、この特約は継続するものとします。
- ⑩ 別表1の備考のうち、30日間または180日間継続することが必要とされる状態が、特約の保険期間満了の日以前に開始され、特約の保険期間満了の日以後に30日間または180日間継続したときは、それぞれの状態が特約の保険期間満了の日に30日間または180日間継続したものとみなします。
- ⑪ 被保険者が戦争その他の変乱によって特約死亡保険金または特約障害保険金の支払事由に該当したとき、または、地震、噴火または津波によって特約障害保険金の支払事由に該当したときでも、これらの原因によって特約死亡保険金または特約障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑫ 特約保険金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの特約保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
- ⑬ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り)の場合には、保険契約者を特約障害保険金の受取人とします。
- ⑭ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始日前の疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始日以後に特約障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康

診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条(特約保険金の請求手続、支払時期および支払場所)

- ① 特約保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 特約保険金の受取人が、特約保険金を請求するときは、別表3に定める書類を提出してください。
- ③ 特約保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、特約保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第3条(特約の保険料の払込免除)

被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する保険料の払込免除事由が生じ、かつ、特約障害保険金の支払事由に該当しないときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険料(以下「特約保険料」といいます。)の払込免除をします。

2. この特約の取扱

第4条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第5条(特約の保険期間および特約保険料の払込)

- ① 特約の保険期間(特約の更新された場合の更新後の特約の保険期間についても同様とし、以下「特約保険期間」といいます。)および特約保険料の払込期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で定めるものとします。
- ② 特約保険料は、前項の特約保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の特約保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた特約保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた特約保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
 2. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
 3. 第1条(特約保険金の支払)第1項第1号(ロ)の免責事由に該当した場合
 4. 第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ④ 特約保険料の払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべき特約保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納することを要します。
- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、保険契約者は主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべき特約保険料を、年払で払い込むことができます。

第6条(特約保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料と特約保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料と特約保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算して、その取扱をします。

第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)

- ① 特約保険料の払込期月中の特約保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約当日以後その月の末日までに、特約保険金の支払事由が発生したときは、会社はその支払うべき金額から、その未払込の特約保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じたときは、すでに到来している契約当日の未払込の特約保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の特約保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了の日までに未払込の特約保険料を払い込んでください。この未払込の特約保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、特約保険金を支払いません。

第8条(特約の失効)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。
② 前項の場合は、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

第9条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた特約保険料は払い戻しません。
② 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた特約保険料は払い戻しません。

第11条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
② 特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約保険金を支払わず、また、特約保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
③ 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金を支払いまたは特約保険料の払込を免除します。
④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をします。
⑤ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第13条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じなかったとき
② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第14条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または特約保険金の受取人がこの特約の特約保険金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. この特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
(イ)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ニ)保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
② 特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または特約保険料の払込免除事由による、特約保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、特約保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、特約保険料の払込免除をしていたときは、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその

住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をします。

- ④ この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第15条(特約の解約)

- ① 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- ② 保険契約者が前項の規定により解約返戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

第16条(特約の解約返戻金)

解約返戻金は保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数または経過年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により、会社の定める方法によって計算します。

第17条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)

特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更は、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更と同時に、会社の定める範囲内で取り扱います。

第18条(特約保険金額の減額)

- ① 保険契約者は、特約保険金の支払事由が発生する前に限り、特約保険金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
- ② 主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
- ③ 特約保険金額を減額したときは、その減額した部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、特約保険料の払込期間中においては、将来の特約保険料を改めます。

第19条(特約の消滅)

- ① この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の場合には、この特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。

第20条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者が特約保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、特約保険期間満了の日の翌日(以下「特約更新日」といいます。))に、更新されるものとします。ただし、この場合、特約保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれていることを要します。
 1. 特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日前であること
 2. 更新後の特約保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
 3. 更新後の特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後の特約保険期間および特約保険金額は、更新前の特約保険期間および特約保険金額と同一とします。ただし、更新後の特約保険期間について、前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで特約保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、特約保険期間および特約保険金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後の特約保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の第1回特約保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの特約保険料)は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第6条(特約保険料の自動貸付)および第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑥ 特約保険期間が主契約の保険料払込期間満了の日に満了した場合には、第1項第3号の規定にかかわらず、この特約は、被保険者がどのような健康状態であっても、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新されるものとします。この場合、更新後の特約保険期間は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から主契約の保険期間満了の日(主契約の保険期間中に主契約の被保険者の契約年齢が80歳となる場合には、被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
- ⑦ 前項の規定により、この特約が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第5条(特約の保険期間および特約保険料の払込)第6項の規定によりこの特約の保険料を年払で払い込む場合には、第1回特約保険料は、第5項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了時まで払い込むことを要します。
 2. 前号に規定する特約保険料の払込が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑧ この特約の更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑨ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がない場合には、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- ⑩ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
 1. 特約保険金の支払および特約保険料の払込免除に関しては、更新後の特約保険期間は、更新前のこの特約から継続したものと取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
 3. 第16条(特約の解約返戻金)の規定中「払込年月数または経過年月数」とあるのは「更新後の払込年月数または更新後の経過年月数」と、「経過年月数」とあるのは「更新後の経過年月数」と読み替えます。
- ⑪ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑫ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
 1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)

5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
6. 保険契約者の氏名または商号等
7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
9. 保険証券の作成地および作成年月日
10. 会社名
11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)

第21条(他の特約への変更)

- ① この特約を付加した主契約が〔定期保険特約〕、〔家族生活保障特約〕、〔養老特約〕、〔終身特約〕または〔総合障害保障終身特約〕を付加できる契約で、会社所定の条件を満たす場合は、保険契約者は、この特約の保険期間中または更新時に会社の定める範囲内で、被保険者選択を受けることなくこの特約の全部または一部を〔定期保険特約〕、〔家族生活保障特約〕、〔養老特約〕、〔終身特約〕または〔総合障害保障終身特約〕(以下「変更後特約」といいます。)へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には本条の変更を取り扱いません。
 1. この特約の保険料の払込が免除されているとき
 2. この特約に特別条件が付加されているとき。ただし、特別条件として保険金削減支払による方法が付加されている場合で、すでに保険金の削減期間が満了している場合および特別条件として特定障害不担保による方法が付加されている場合で、すでに不担保期間が満了している場合を除きます。
- ② 本条の変更は、特約保険期間中に変更後特約へ変更する場合は主契約の月単位の契約応当日(主契約が年払契約または半年払契約の場合は、主契約の年単位の契約応当日または半年単位の契約応当日)を変更日として、更新時に変更後特約へ変更する場合は特約更新日を変更日として、変更日の前日までの特約保険料が払い込まれている場合に限り取り扱います。
- ③ 変更後特約の第1回保険料の払込はつぎの各号の定めるところによります。
 1. 特約保険期間中に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法に応じて、主約款の保険料の払込の猶予期間の規定を準用し、猶予期間内に変更後特約の第1回保険料の払込がなかった場合には、変更の申出はなかったものとして取り扱います。
 2. この特約の更新時に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および失効、保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ④ 変更後特約の保険金の支払、保険料の払込免除に関しては、変更前の特約保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- ⑤ 変更後特約の保険料は、変更日における被保険者の年齢(特約保険期間中に変更後特約へ変更する場合は、会社の定める方法により変更日における被保険者の年齢を基準として計算します。)および変更後特約の保険金額によって定めます。
- ⑥ 変更後特約には、変更後特約の変更日における特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑦ 特約保険期間中に変更後特約に変更する場合、この特約の変更された部分は変更日の前日に解約されたものとします。
- ⑧ この特約が変更後特約に変更された場合は、会社は、前条第12項の規定を準用して取り扱います。

第22条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用します。ただし、この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 前項のほか、特約保険期間と主契約の保険期間とが異なる場合で、特約保険期間が満了するときは、特約保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ③ 前項の規定により割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金に加えて支払います。

第23条(時効)

特約保険金、解約返戻金その他の払戻金または特約保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第24条(管轄裁判所)

この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

特別条件を付加する場合の特則

1. この特約の締結の際に、被保険者の健康状態その他が会社の標準に適合しない場合には、その危険の程度および種類に応じて、会社はつぎの特別条件を付加してこの特約を締結します。
 - (イ) 割増保険料による方法(割増法)
保険契約者が、保険料払込期間中に払い込むべき保険料は、この特約の普通保険料に会社の定める割増保険料を加算した額とします。
 - (ロ) 特定障害不担保による方法
別表1に定める所定の障害状態のうち、この特約の締結の際に会社が指定した特定の障害状態に該当したことにより、会社の定める不担保期間中に、特約障害保険金の支払事由が生じた場合でも、会社は、特約障害保険金を支払いません。ただし、不慮の事故または別表2に定める感染症によって特約障害保険金の支払事由が生じた場合は、この限りではありません。
 - (ハ) 保険金削減支払による方法(削減法)
この特約の締結の際に定めた特約死亡保険金額または特約障害保険金額の削減期間中に、特約死亡保険金または特約障害保険金の支払事由が生じたときは、第1条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず、特約死亡保険金または特約障害保険金額につき割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、不慮の事故または別表2に定める感染症によって特約死亡保険金または特約障害保険金の支払事由が生じた場合は、特約死亡保険金または特約障害保険金額を削減しません。

削減期間	1年	2年	3年	4年	5年
保険年度					
第1年度	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
第2年度		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
第3年度			7.5割	6.0割	4.5割
第4年度				8.0割	6.0割
第5年度					8.0割

(二) 特別契約年齢による方法(年増法)

被保険者の実際の契約年齢に会社の定める年齢を加算した年齢をこの特約の契約年齢とし、この年齢に基づいて保険料、責任準備金、解約返戻金に関する計算をします。ただし、実際の年齢に誤りがあったときには、主約款の〔年齢または性別の誤り〕の規定を準用します。

- 前項の特別条件を付加した特約の責任開始時期は、会社が付加した特別条件を保険契約者が承諾したとき(この特約の第1回保険料がまだ払い込まれない場合および割増保険料または特別保険料の払込が必要な場合は、それらの保険料が払い込まれたとき)に主約款に規定する〔会社の責任開始時期〕からこの特約上の責任を負います。
- この特約に特別条件を付加した場合には、第9条(特約の復活)の規定にかかわらず、この特約の復活の取扱は行いません。
- この特約に特別条件を付加した場合、特約の更新はつぎのとおりに取り扱います。
 - 特約の更新は、更新後の特約に、更新直前の保険年度の特別条件と同一の特別条件を付加して取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に第1号(ロ)の方法による不担保期間または同号(ハ)の方法による削減期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。
 - (イ)の場合、更新後の特約の割増保険料または特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の特約保険期間に基づいて計算します。
- この特約に第1号(ロ)の特別条件が付加され、主契約の高度障害保険金が支払われた場合で、その支払事由が、第1号(ロ)における会社が指定した特定の障害状態に該当していたときは、この特約の責任準備金を主契約の高度障害保険金受取人に支払います。
- 割増保険料による方法を付加したこの特約が解約された場合、この保険料に対する解約返戻金がある場合は、保険契約者に払い戻します。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第3条(特約の保険料の払込免除)、第5条(特約の保険期間および特約保険料の払込)第2項から第6項まで、第6条(特約保険料の自動貸付)、第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)、第20条(特約の更新)第1項第1号および第3号の規定は適用しません。
- この特約の規定中、「第1回特約保険料」とあるのは「一時払特約保険料」と読み替えて適用します。
- 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
- 主契約において保険契約者に対する貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
- 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後の特約保険料の払込方法および保険料払込方法(経路)は主契約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)と同一に変更し更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払特約保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)の規定を準用します。
- 主契約において保険料の払込が免除されているときは、第20条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、一時払特約保険料が払い込まれる場合には更新の取扱を行います。
- 特約保険料の払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた理由により、特約保険料の払込免除の事由が生じたときは、特約保険料の払込免除の取扱は行いません。

中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - 会社がこの特約の付加を承諾した後に、第1回特約保険料を受け取った場合には、第1回特約保険料を受け取った時
 - この第1回特約保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この第1回特約保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- 前号に規定する責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合には、第1条(特約保険金の支払)第1項第1号の規定にかかわらず特約死亡保険金を支払いません。この場合には、この特約の責任準備金相当額を保険契約者に支払います。
- この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日から特約保険期間の満了する日までとします。
- この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
- この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第20条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 特約障害保険金の受取人が特約障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第3号の規定により指定変更したつぎの者(以下、「指定代理請求人」といいます。)が別表3に定める書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約障害保険金を請求することができます。ただし、特約障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 前号の規定により、会社が特約障害保険金を特約障害保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定変更することができます。この場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。
- 第12条(告知義務違反による解除)第4項の規定中、「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をし

す。」とあるのを「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。」と読み替えます。

5. 第 14 条(重大事由による解除)第3項の規定中、「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をします。」とあるのを「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をし、正当な事由によって保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれにも通知できない場合には指定代理請求人に通知します。」と読み替えます。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第5条(特約保険期間および保険料の払込)第3項の規定は、この特約を平成 22 年3月2日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成 22 年3月2日以後に更新する場合および平成 22 年3月2日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第 17 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間または保険料払込期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、第 18 条(特約保険金額の減額)第2項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と、第 19 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(特約保険金の支払)第1項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第 17 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 20 条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 17 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間または保険料払込期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
(イ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日までとします。
(ロ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日)までとします。
4. 前号の場合、この特約の責任準備金または特約保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
5. 第3号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第1回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

変額保険(有期型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定は適用しません。
2. 第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済保険」と読み替えて適用します。
3. この特約については、特別勘定による運用はしません。
4. この特約については、主約款の[契約者貸付]の規定は適用しません。
5. この特約を中途付加した場合、特約保険期間および年齢の計算については[中途付加する場合の特則]第3号の規定を適用せず、主約款第 12 条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定は適用しません。
3. 第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済終身保険」と読み替えて適用します。
4. この特約については、特別勘定による運用はしません。
5. この特約については、主約款の[契約者貸付]の規定は適用しません。
6. この特約を中途付加した場合、特約保険期間および年齢の計算については[中途付加する場合の特則]第3号の規定を適用

せず、主約款第 12 条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。

新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 第 18 条(特約保険金額の減額)第2項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替え適用します。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で、中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 17 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
(イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
(ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
4. 前号の場合、この特約の責任準備金または特約保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
5. 第3号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第1回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
6. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
7. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

ず、契約者配当金の割当は行いません。

4. 第 18 条(特約保険金額の減額)第2項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替え適用します。

5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第22条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第17条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間または保険料払込期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、第18条(特約保険金額の減額)第2項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と、第19条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第22条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

新自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(特約保険金の支払)第1項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第17条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第19条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第20条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。

5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(特約保険金の支払)第1項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第17条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第19条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第20条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第22条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第17条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
 - (イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が80歳となる場合には、被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
4. 前号の場合、この特約の責任準備金または特約保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
5. 第3号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第1回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
6. 第22条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第22条第2項の規定については適用しません。
7. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。

5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第22条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第22条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第22条第2項の規定については適用しません。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。
3. 第18条(特約保険金額の減額)第2項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替え適用します。

5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第22条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第22条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通養老保険の契約に付加する場合には、第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 17 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
(イ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
(ロ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
4. 前号の場合、この特約の責任準備金または特約保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
5. 第3号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第1回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
6. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(特約保険金の支払)第1項第1号および同条第 13 項の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「この特約の死亡保険金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのは「この特約の死亡保険金」と読み替えて適用します。
3. 保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。
4. 前号の通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の死亡保険金受取人にこの特約の死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の死亡保険金受取人からこの特約の死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. この特約の死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
6. 前号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
7. 前2号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
8. 第3号から第7号までの規定によるほか、保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。
9. 前号の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
10. 前2号の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。
11. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号、同条第3項、第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 18 条(特約保険金額の減額)第2項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
4. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる所定の障害状態

対象となる所定の障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

所定の障害状態	
1. 視力の障害	両眼の視力の和が0.08以下、かつ、両眼ともそれぞれの視力が0.05以下になって、回復の見込のないもの
2. 聴力の障害	両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 平衡機能の障害	中枢神経の障害により平衡機能を障害し、全く自力では歩行のできないもので、かつ、日常生活に支障のある状態で、回復の見込のないもの

所定の障害状態	
4. そしゃく機能の障害	そしゃくの機能を全く永久に失ったもの
5. 言語機能の障害	言語の機能を全く永久に失ったもの
6. 上肢の障害	(1) 10 手指の用を全く永久に失ったもの (2) 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (3) 1 手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
7. 下肢の障害	(1) 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの (2) 10 足指を失ったもの
8. 体幹・脊柱の障害	体幹または脊柱に著しい変形を伴い、かつ、全く自力では歩行のできない程度の障害を有するもの
9. 呼吸器の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、かつ、酸素療法を継続的に受けたもの
10. 心機能の障害	(1) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの (2) 心臓に人工弁を置換したもの (3) 心臓拡大および心不全状態のため日常生活に支障のある状態で回復の見込のないもの
11. 腎機能の障害	(1) 永続的に行う人工透析療法を受けたもの (2) 腎移植を受けたもの (3) 腎臓の機能に障害があり、かつ、回復の見込のないもの
12. 肝機能の障害	(1) 肝臓の機能に著しい障害を永久に残し、かつ、腹水穿刺排液を受けたもの (2) 肝移植を受けたもの
13. 血液・造血器の障害	血液および造血器疾患により骨髄移植を受けたものまたはこれに準ずる状態。ただし、放射線障害や固形腫瘍に対する抗がん剤治療に伴う骨髄移植は除外します。
14. 代謝機能の障害	インスリン治療を受け、かつ、代謝の障害による合併症を原因とする所定の状態に該当したもの
15. 骨盤内臓器の障害	(1) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの (2) ぼうこうを全摘出し、かつ、尿路変更術を受けたもの (3) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
16. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器の障害	中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

(備考)

1. 視力の障害

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 聴力の障害

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年 8 月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$(a+2b+c)/4$$

の値が、90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

3. 平衡機能の障害

- (1) 「平衡機能の障害」については、四肢体幹に器質的異常がない場合に限りです。
- (2) 「中枢神経の障害」とは、中枢神経の器質的疾患の存在が放射線診断学的(レントゲン検査・アイントーブ検査)に客観的に示されるものをいいます。
- (3) 「全く自力では歩行のできないもの」とは、閉眼で起立不能または開眼で直線を歩行中に 10m 以内に転倒あるいは著しくよるめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。ただし、補助具や補装具により歩行できる状態は除きます。
- (4) 「日常生活に支障のある状態」とは、180 日間継続して日常生活のほとんどがベッド上または車椅子生活のものをいいます。

4. そしゃく機能の障害

「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

5. 言語機能の障害

「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

6. 上肢の障害

- (1) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のないものをいいます。
- (2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上肢の完全運動麻痺、または3大関節(肩関節、ひじ関節および手関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (4) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

7. 下肢の障害

- (1) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、下肢の完全運動麻痺、または3大関節(また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

8. 体幹・脊柱の障害

(1)「体幹または脊柱に著しい変形を伴い」とは、外観から判る側弯症や後弯症が存在し、脊椎をレントゲンで測定し、つぎの基準以上の変形を伴うものをいいます。

・側弯・・・立位正面全脊柱X線撮影を行い Cobb の側弯計測法により 90 度以上であること。

・後弯・・・立位側面全脊柱X線撮影を行い Cobb の後弯計測法により 90 度以上であること。

(2)「全く自力では歩行のできない程度」とは、閉眼で起立不能または閉眼で直線を歩行中に 10m以内に転倒あるいは著しくよるめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。ただし、補助具や補装具により歩行できる状態は除きます。

9. 呼吸器の障害

(1)「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が 30%以下または動脈血酸素分圧が 65Torr 以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。

(2)「酸素療法を継続的に受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して 180 日間継続して受け、かつ、その後も継続的に必要と認められる場合をいいます。

10. 心機能の障害

(1)「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

(2)「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

(3)「心臓拡大」とは、胸部単純撮影X線フィルムによる計測で心胸廓係数が 60%以上またはCTスキャンによりそれと同等と認められるもので、回復の見込のないものをいいます。

(4)「心不全状態」とは、肺水腫(心臓喘息)の状態が 180 日間継続したものをいいます。

肺水腫は以下の症状がいずれも存在するものをいいます。

① 淡血性(淡紅色)泡沫状の喀痰の大量排出

② 起坐呼吸(臥位となると呼吸苦が増加するため坐位でいる状態)を呈する呼吸困難

③ 動脈血酸素分圧 65Torr 以下

④ 胸部X線所見で高度うっ血所見の存在

(5)「日常生活に支障のある状態」とは、180 日間継続して日常生活のほとんどがベッド上または車椅子生活のものをいいます。

11. 腎機能の障害

(1)「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

(2)「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

(3)「腎臓の機能に障害があり」とは、平成6年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類のうちつぎのいずれかに該当し、

・N03 慢性糸球体腎炎

・N08.3 糖尿病における糸球体障害

かつ、腎機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値 20ml/分未満または、血清クレアチニン濃度5mg/dl 以上のいずれかに該当し、その状態が 180 日間継続したものをいいます。

12. 肝機能の障害

(1)「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、肝機能検査であるICG試験において 15 分値が 10%以上で回復の見込のないものをいいます。

(2)「腹水穿刺排液を受けたもの」とは、30 日間継続する難治性腹水(薬剤治療によっては効果の得られないものに限り、)に対する治療として合計 1000ml 以上の腹水穿刺排液を受けたものをいいます。

(3)「肝移植」には、再移植は含みません。

13. 血液・造血器の障害

(1)「血液および造血器疾患」とは、平成6年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類のうちつぎのものをいいます。

・C90 多発性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍

・C91 リンパ性白血病

・C92 骨髄性白血病

・C93 単球性白血病

・C94 その他の細胞型の明示された白血病

・C95 細胞型不明の白血病

・D45 真正赤血球増加症<多血症>

・D46 骨髄異形成症候群

・D50～89 血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害

(2)「これに準ずる状態」とは、骨髄移植が必要で骨髄バンクに申請しているもので、つぎの状態のいずれにも該当するものをいいます。

① 末梢血液中の赤血球像で、色素量が 9.0g/dl 未満または赤血球数が 300 万/mm³ 未満

② 末梢血液中の血小板数が5万/mm³ 未満

(注1)「骨髄バンク」とは、財団法人骨髄移植推進財団が行う骨髄バンク事業によるものをいいます。

14. 代謝機能の障害

(1)「インスリン治療を受け」とは、血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によるインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を、その開始日から起算して、180 日間継続して受けたものをいいます。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、

(2)「所定の状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

① 増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの

② 神経または血行の障害により手指または足指がつぎのいずれかの状態に該当したもの

(a) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの

(b) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指以上の用を全く永久に失ったもの

(c) 10 足指の用を全く永久に失ったもの

(注1)手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱います。

(注2)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(注3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込の

ない場合をいいます。

(注4)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

15. 骨盤内臓器の障害

- (1)「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2)「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3)「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4)「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

16. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器の障害

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

別表3 請求書類

項目	必要書類
1. 特約死亡保険金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 特約死亡保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (5) 保険証券
2. 特約障害保険金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 特約障害保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が特約障害保険金受取人と同一人の場合は不要) (5) 保険証券
3. 特約障害保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券
(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (注2) 上記1.において、保険契約者が遺言にて保険金受取人の変更を行った場合で、その受遺者が請求を行う場合には、その事実を証する法律上有効な遺言書をご提出ください。	

特定疾病保障定期保険特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合の他、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中により会社所定の事由に該当した場合に保険金を支払う仕組みの特約です。

1. この特約の給付および請求手続

第1条(特約保険金の支払)

① この特約により支払う特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約特定疾病保険金(以下「特約保険金」といいます。)はつぎのとおりです。

名称	特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
1. 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間(以下「特約保険期間」といいます。)中に死亡したとき	特約保険金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより支払事由が生じたとき (イ)この特約の責任開始日(復活が行われたときは最終の復活の際の責任開始日。以下同じとします。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 (ロ)保険契約者の故意 (ハ)主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人である場合には会社はその残額を他の受取人に支払います。 (ニ)戦争その他の変乱

名称	特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
2. 特約高度障害保険金	被保険者が、この特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中（特約を更新した場合には更新後の特約保険期間を含みます。）に、高度障害状態（別表1）に該当したとき（（責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日以後の傷害または疾病（責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。））	特約保険金額	主契約の高度障害保険金受取人	つぎのいずれかにより支払事由が生じたとき (イ)被保険者の犯罪行為 (ロ)保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 (ハ)戦争その他の変乱
3. 特約特定疾病保険金	<p>被保険者が、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(イ)特約保険期間中（ただし、乳房の悪性新生物（（別表2のA. に定める乳房の悪性新生物。以下同じとします。））については、この特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した後）に責任開始日前を含めて初めて悪性新生物（別表2）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）</p> <p>(ロ)この特約の責任開始日以後の疾病を原因として、特約保険期間中（特約を更新した場合にはその更新後の特約保険期間を含みます。以下、本号において同じとします。）に、急性心筋梗塞（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(ハ)この特約の責任開始日以後の疾病を原因として、特約保険期間中に、急性心筋梗塞（別表2）を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(a)その疾病の備考に定める治療を直接の目的とする手術（以下「治療を直接の目的とする手術」といいます。）</p> <p>(b)備考に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における手術</p> <p>(c)備考に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）に基づく備考に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>(ニ)この特約の責任開始日以後の疾病を原因として、特約保険期間中に、脳卒中（別表2）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(ホ)この特約の責任開始日以後の疾病を原因として、特約保険期間中に、脳卒中（別表2）を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(a)その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(b)病院または診療所における手術</p> <p>(c)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p>	特約保険金額		

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは特約死亡保険金を支払います。
- ③ 特約保険期間満了の日において、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより特約高度障害保険金が支払われない場合においても、特約保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約保険期間満了の日高度障害状態に該当したもとして、特約高度障害保険金を支払います。
- ④ 特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合は、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金は支払わず、特約死亡保険金を支払います。
- ⑤ 特約死亡保険金が支払われた場合は、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ⑥ この特約は、特約高度障害保険金を支払ったときには被保険者が高度障害状態に該当した時にさかのぼって、特約特定疾病保険金を支払ったときには特約特定疾病保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
- ⑦ 第1項第1号（イ）、（ハ）または（ニ）の免責事由に該当した場合には、会社は、当該被保険者が死亡した日の責任準備金（会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。）を保険契約者に支払います。

ただし、第1項第1号(ハ)でその受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。

- ⑧ 第1項第2号の免責事由の規定によって特約高度障害保険金が支払われないときは、この特約は継続するものとします。
- ⑨ 特約保険期間の満了日からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1項第3号(ロ)または(ニ)に定める特約特定疾病保険金の支払事由に該当した場合には、この特約の有効中に該当したものとみなして第1項第3号の規定を適用します。
- ⑩ 被保険者が戦争その他の変乱によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、これらの原因によって特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ、特約死亡保険金額または特約高度障害保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑪ 特約保険金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの特約保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
- ⑫ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始日前の疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始日以後に特約高度障害保険金の支払事由または急性心筋梗塞(別表2)もしくは脳卒中(別表2)により特約特定疾病保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条(保険金の請求手続、支払時期および支払場所)

- ① 特約保険金の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 特約保険金の受取人が、特約保険金を請求するときは、別表3に定める書類を提出してください。
- ③ 特約保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から特約保険金請求時までににおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、特約保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第3条(特約保険料の払込免除)

被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険料の払込免除をします。

2. この特約の取扱

第4条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第5条(特約保険期間および保険料の払込)

- ① 特約保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で定めるものとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
 2. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
 3. 第1条(特約保険金の支払)第1項第1号(ロ)の免責事由に該当した場合
 4. 第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ④ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い

込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納することを要します。

- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、保険契約者は主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を、年払で払い込むことができます。

第6条(特約保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算して、その取扱をします。

第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、特約保険金の支払事由が発生したときは、会社はその支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じたときは、すでに到来している契約応当日の未払込保険料をその支払うべき保険金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、特約保険金を支払いません。

第8条(特約の失効)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。
- ② 前項の場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

第9条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第11条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面により質問された事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、特約保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知をします。
- ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第13条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条(告知義務)の告知をすることを妨げたと
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第14条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合には被保険者を除きます。)または特約保険金の受取人が特約保険金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営

に実質的に関与していると認められること

(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込免除をしていたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をします。
- ④ この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第15条(特約の解約)

- ① 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- ② 保険契約者が前項の規定により解約返戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

第16条(特約の解約返戻金)

解約返戻金は保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数または経過年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により、会社が定める方法によって計算します。

第17条(特約保険期間の変更)

- ① 特約保険期間の変更は、主契約の保険期間の変更と同時に、会社の定める範囲内で取り扱います。
- ② この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。

第18条(特約保険金額の減額)

- ① 保険契約者は、特約保険金の支払事由が発生する前に限り、特約保険金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
- ② 主契約の死亡保険金額が減額された場合(主契約に付加されている養老特約、終身特約もしくは特定疾病保障終身保険特約が消滅した場合またはそれらの特約保険金額が減額された場合を含みます。)でも、この特約はそのまま有効に継続します。
- ③ 特約保険金額を減額したときは、その減額した部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、保険料払込期間中においては、将来の保険料を改めます。

第19条(特約の消滅)

- ① この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の場合には、この特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。

第20条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者が特約保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、特約保険期間満了の日の翌日(以下「特約更新日」といいます。)に、更新されるものとします。ただし、この場合、特約保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
 1. 特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の前日であること
 2. 更新後の特約保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
 3. 更新後の特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後の特約保険期間および特約保険金額は、更新前の特約保険期間および特約保険金額と同一とします。ただし、更新後の特約保険期間について、前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで特約保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、特約保険期間および特約保険金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の第1回保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの保険料は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第6条(特約保険料の自動貸付)および第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑥ 特約保険期間が主契約の保険料払込期間満了の日に満了した場合には、第1項第3号の規定にかかわらず、この特約は、被保険者がどのような健康状態であっても、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新されるものとします。この場合、更新後の特約保険期間は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から主契約の保険期間満了の日(主契約の保険期間中に主契約の被保険者の契約年齢が80歳となる場合には、被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
- ⑦ 前項の規定によりこの特約が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第5条(特約保険期間および保険料の払込)第6項の規定によりこの特約の保険料を年払で払い込む場合には、この特約の第1回保険料は、第5項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了時までに払い込むことを要します。
 2. 前号に規定する保険料の払込が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑧ この特約の更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑨ 前号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がない場合には、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとします。

- ⑩ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
1. 特約保険金の支払および特約保険料の払込免除に関しては、更新後の特約保険期間は、更新前のこの特約から継続したものと取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
 3. 第 16 条(特約の解約返戻金)の規定中「払込年月数または経過年月数」とあるのは「更新後の払込年月数または更新後の経過年月数」と、「経過年月数」とあるのは「更新後の経過年月数」と読み替えます。
- ⑪ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑫ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)

第 21 条(他の特約への変更)

- ① この特約を付加した主契約が〔定期保険特約〕、〔家族生活保障特約〕、〔養老特約〕、〔終身特約〕または〔特定疾病保障終身保険特約〕を付加できる契約で、会社所定の条件を満たす場合は、保険契約者は、この特約の保険期間中または更新時に会社の定める範囲内で、被保険者選択を受けることなくこの特約の全部または一部を〔定期保険特約〕、〔家族生活保障特約〕、〔養老特約〕、〔終身特約〕または〔特定疾病保障終身保険特約〕(以下「変更後特約」といいます。)^①へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には本条の変更を取り扱いません。
1. この特約の保険料の払込が免除されているとき
 2. この特約に特別取扱特約条項が付加されているとき。ただし、特別条件として保険金削減支払による方法が付加されている場合で、すでに保険金の削減期間が満了している場合を除きます。
- ② 本条の変更は、特約保険期間中に変更後特約へ変更する場合は主契約の月単位の契約応当日(主契約が年払契約または半年払契約の場合は、主契約の年単位の契約応当日または半年単位の契約応当日)を変更日として、更新時に変更後特約へ変更する場合は特約更新日を変更日として、変更日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り取り扱います。
- ③ 変更後特約の第 1 回保険料の払込はつぎの各号の定めるところによります。
1. 特約保険期間中に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第 1 回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法に応じて、主約款の保険料の払込の猶予期間の規定を準用し、猶予期間内に変更後特約の第 1 回保険料の払込がなかった場合には、変更の申出はなかったものとして取り扱います。
 2. この特約の更新時に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第 1 回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および失効、保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ④ 変更後特約の保険金の支払、保険料の払込免除に関しては、変更前の特約保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- ⑤ 変更後特約の保険料は、変更日における被保険者の年齢(特約保険期間中に変更後特約へ変更する場合は、会社の定める方法により変更日における被保険者の年齢を基準として計算します。)^②および変更後特約の保険金額によって定めます。
- ⑥ 変更後特約には、変更後特約の変更日における特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑦ 特約保険期間中に変更後特約に変更する場合、この特約の変更された部分は変更日の前日に解約されたものとします。
- ⑧ この特約が変更後特約に変更された場合は、会社は、前条第 12 項の規定を準用して取り扱います。

第 22 条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用します。ただし、この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 前項のほか、特約保険期間と主契約の保険期間と異なる場合で、特約保険期間が満了するときは、特約保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ③ 前項の規定により割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金に加えて支払います。

第 23 条(時効)

特約保険金、解約返戻金その他の払戻金または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第 24 条(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- ① 会社は、公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可により本条の変更を取り扱うことができることとなった日(以下「支払事由変更日」といいます。)^③から将来に向かって特約条項の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により特約条項の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
1. 本条の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第 1 号の方法が指定されたものとみなします。

第 25 条(管轄裁判所)

この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用しま

す。

第26条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

第27条

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条(特約保険料の払込免除)、第5条(特約保険期間および保険料の払込)第2項から第6項まで、第6条(特約保険料の自動貸付)、第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第20条(特約の更新)第1項第1号および第3号の規定は適用しません。
2. この特約の規定中、「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
3. 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
4. 主契約において保険契約者に対する貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
5. 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後のこの特約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)は主契約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)と同一に変更更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
6. 主契約において保険料の払込が免除されているときは、第20条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、一時払保険料が払い込まれる場合には更新の取扱を行います。
7. 保険料払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた理由により、保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険料の払込免除の取扱は行いません。

中途付加する場合の特則

第28条

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合、この特約の第1回保険料を受け取った時
(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 前号に規定する責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合には、第1条(特約保険金の支払)第1項第1号の規定にかかわらず特約死亡保険金を支払いません。この場合には、この特約の責任準備金相当額を保険契約者に支払います。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
5. この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

第29条(特約が更新される場合の特則)

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第20条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約特定疾病保険金の受取人が特約特定疾病保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第3号の規定により指定変更したつぎの者(以下、「指定代理請求人」といいます。)が別表3に定める書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約特定疾病保険金を請求することができます。ただし、特約特定疾病保険金の受取人が法人である場合を除きます。
(イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
(ロ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 前号の規定により、会社が特約特定疾病保険金を特約特定疾病保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約特定疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定変更することができます。この場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。
4. 第12条(告知義務違反による解除)第4項中、「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知をします」とあるのを「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します」と読み替えます。
5. 第14条(重大事由による解除)第3項中、「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をします。」とあるのを「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に解除の通知をし、正当な事由によって保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には指定代理請求人に通知をします。」と読み替えます。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第5条(特約保険期間および保険料の払込)第3項の規定は、この特約を平成22年3月2日以前に締結された保険契約(当該保険契約を平成22年3月2日以後に更新する場合および平成22年3月2日以前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、第 19 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 1 条(特約保険金の支払)第 1 項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第 3 条(特約保険料の払込免除)の規定中「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)」に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)」第 17 条(保険料の払込免除)第 1 項第 2 号に規定する保険料の払込免除事由」と、第 6 条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第 19 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号および第 3 項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 20 条(特約の更新)第 1 項第 3 号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 第 1 条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず、この特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人は主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が保険金受取人の場合は、保険契約者)とし、それ以外の者に変更することはできません。
4. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
(イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日までとします。
(ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日)までとします。
4. 前号の場合、この特約の責任準備金または保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
5. 第 3 号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第 1 回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の高度障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

変額保険(有期型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 6 条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約保険期間の変更)の規定は適用しません。
2. 第 19 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号および第 3 項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済保険」と読み替えて適用します。
3. この特約については、特別勘定による運用はしません。
4. この特約については、主約款の[契約者貸付]の規定は適用しません。
5. この特約を中途付加した場合、特約保険期間および年齢の計算については第 28 条(中途付加する場合の特則)第 3 号の規定を適用せず、主約款第 12 条(会社の責任開始期)第 2 項の規定を準用します。

変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始の日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 第 6 条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約保険期間の変更)の規定は適用しません。
3. 第 19 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号および第 3 項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済保険」と読み替えて適用します。
4. この特約については、特別勘定による運用はしません。
5. この特約については、主約款の[契約者貸付]の規定は適用しません。
6. この特約を中途付加した場合、特約保険期間および年齢の計算については第 28 条(中途付加する場合の特則)第 3 号の規定を適用せず、主約款第 12 条(会社の責任開始期)第 2 項の規定を準用します。

新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 6 条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。

新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を 5 年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を 5 年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 22 条(特約の契約者配当金)第 1 項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了お

よび特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。

2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で、中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特則による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
(イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特則による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日までとします。
(ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日)までとします。
4. 前号の場合、この特約の責任準備金または保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
5. 第3号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第1回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の高度障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
6. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
7. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のと

おり取り扱いします。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、第 19 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約が次の事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

新自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(特約保険金の支払)第1項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第3条(特約保険料の払込免除)の規定中「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))第 17 条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除事由」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 20 条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 第1条の規定にかかわらず、この特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人は主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が保険金受取人の場合は、保険契約者)とし、それ以外の者に変更することはできません。
4. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。

5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(特約保険金の支払)第1項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第3条(特約保険料の払込免除)の規定中「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))第 17 条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除事由」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第 19 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 20 条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 第1条の規定にかかわらず、この特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人は主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が保険金受取人の場合は、保険契約者)とし、それ以外の者に変更することはできません。
4. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。
5. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
6. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いします。

1. 主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約

による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。

- (イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日までとします。
 - (ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日)までとします。
4. 前号の場合、この特約の責任準備金または保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
 5. 第3号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第1回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の高度障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
 6. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
 7. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。

5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
3. 第 22 条(特約の契約者配当金)第1項ただし書きの規定による読み替えは、この特約がつぎの事業年度に保険期間の満了および特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合またはこの特約の特約保険金額が減額されたときの契約者配当金の割当の規定については行いません。また、第 22 条第2項の規定については適用しません。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 22 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通養老保険の契約に付加する場合には、第 22 条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合には、この特約の保険期間はこの

特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。

- 第 17 条(特約保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
- この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
 - (イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる単位の契約応当日の前日までとします。
 - (ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
- 前号の場合、この特約の責任準備金または特約保険料に差額が生ずるときは、会社の定める方法により計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
- 第 3 号の規定により主契約が養老年金、夫婦年金または介護保障にすべて移行した場合には、第 1 回年金支払日以後におけるこの特約の死亡保険金(主契約の高度障害保険金の受取人が死亡保険金受取人のときは、この特約の障害保険金を含みます。)の受取人は、移行後の年金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
- 第 22 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書き、同条第 2 項および第 3 項の規定は適用しません。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第 6 条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 20 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
- 第 22 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書き、同条第 2 項および第 3 項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
- 第 1 条(特約保険金の支払)第 1 項第 1 号の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「この特約の死亡保険金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのは「この特約の死亡保険金」と、読み替えて適用します。
- 第 1 条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず、この特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人は主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が保険金受取人の場合は、保険契約者)とします。
- 保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、前号に定めるこの特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人を変更することはできません。
- 前号の通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の死亡保険金受取人にこの特約の死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の死亡保険金受取人からこの特約の死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- この特約の死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
- 前号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
- 前 2 号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 第 4 号から第 8 号までの規定によるほか、保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、第 3 号に定めるこの特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人を変更することはできません。
- 前号の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前 2 号の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。
- 第 18 条(特約保険金額の減額)第 2 項の規定は「主契約に付加されている終身特約が消滅した場合または減額された場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。」と読み替えて適用します。
- 第 6 条(特約保険料の自動貸付)、第 22 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書き、同条第 2 項および第 3 項の規定は適用しません。

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、責任開始時期に関する特則の規定にかかわらず、第 1 条(特約保険金の支払)第 1 項第 3 号(イ)中「責任開始日からその日を含めて 90 日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

無配当終身医療保険(05)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険(05)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の保険期間はこの特約の責任開始の日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
- 第 22 条(特約の契約者配当金)第 1 項但書き、同条第 2 項および第 3 項の規定は適用しません。
- 主契約の保険契約の型が I 型の場合は、前 2 号に定めるほか、つぎのとおりとします。
 - (イ) 第 6 条(特約保険料の自動貸付)第 2 項の規定は「前項の場合には、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。」と読み替えて適用します。
 - (ロ) 主約款の規定により貸付を行う場合には、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
- 主契約の保険契約の型が II 型の場合は、第 1 号および第 2 号に定めるほか、つぎのとおりとします。
 - (イ) 第 1 条(特約保険金の支払)第 1 項第 1 号の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「この特約の死亡保険金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのは「この特約の死亡保険金」と、読み替えて適用します。
 - (ロ) 第 1 条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず、この特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人は主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、保険契約者がこの特約の死亡保険金受取人の場合は、保険契約者)とします。
 - (ハ) 保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対

- する通知により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、(ロ)に定めるこの特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人を変更することはできません。
- (二) (ハ)の通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の死亡保険金受取人にこの特約の死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の死亡保険金受取人からこの特約の死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (ホ) この特約の死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
- (ヘ) (ホ)の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、(ホ)の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
- (ト) (ホ)および(ヘ)の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- (チ) (ハ)から(ト)までの規定によるほか、保険契約者またはその承継人は、この特約の死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、(ロ)に定めるこの特約の特約高度障害保険金受取人および特約特定疾病保険金受取人を変更することはできません。
- (リ) (チ)の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (ヌ) (チ)および(リ)の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。
- (ル) 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第6条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第20条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
- 第18条(特約保険金額の減額)第2項の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
- 第22条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

(備考)

- 病院または診療所
「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」には、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。ただし、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術であっても、医科診療報酬点数表で手術料が算定される場合には、特約特定疾病保険金の支払い対象となる手術に該当します。
- 医科診療報酬点数表
「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
- 公的医療保険制度
「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

別表1 対象となる高度障害状態

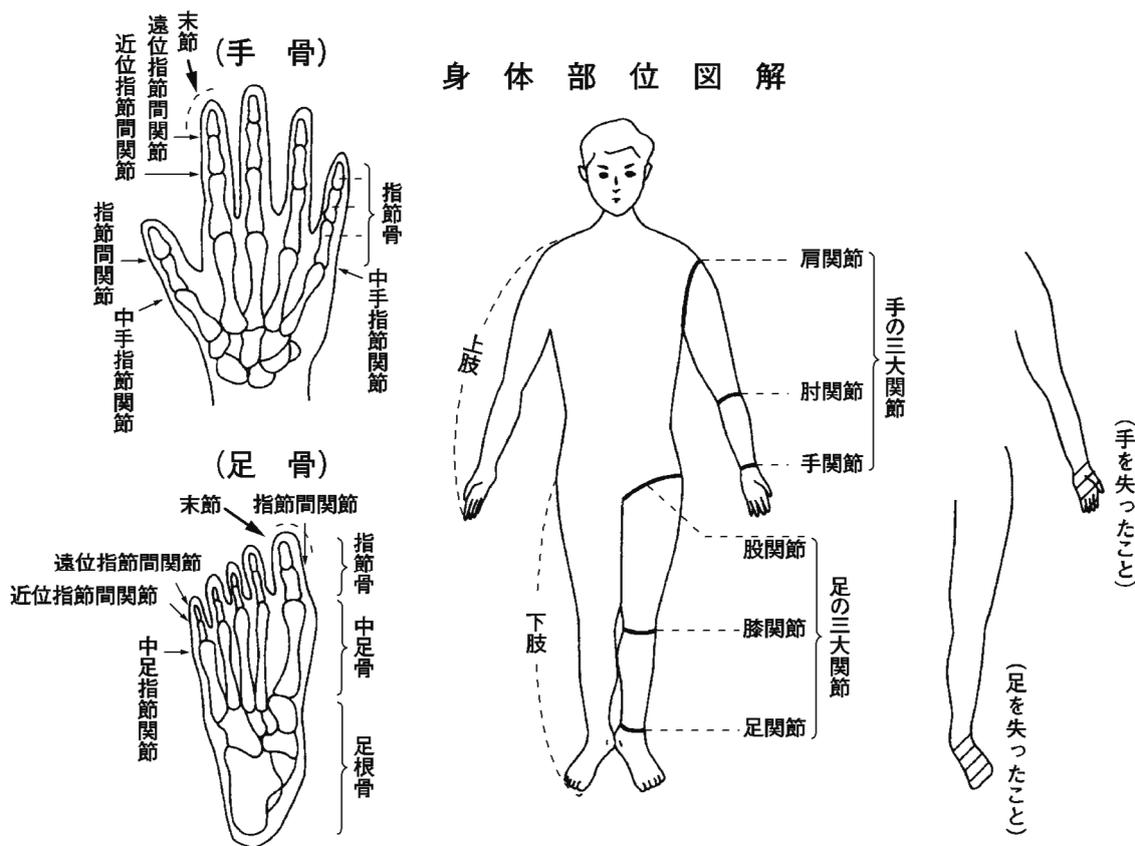
身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
(2) 消化器の悪性新生物	C15～C26
(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
(5) 皮膚の悪性黒色腫	C43
(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
(7) 乳房の悪性新生物	C50
(8) 女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
(9) 男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
(10) 腎尿路の悪性新生物	C64～C68
(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
(15) 独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
(16) 真正赤血球増加症<多血症>	D45
(17) 骨髄異形成症候群	D46
(18) 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
(19) 本態性(出血性)血小板血症	D47.3
(20) ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	121
脳卒中	(1) くも膜下出血	160
	(2) 脳内出血	161
	(3) 脳梗塞	163

別表3 特約保険金の支払および特約保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 特約死亡保険金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 特約死亡保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (5) 保険証券
2. 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 特約高度障害保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が特約高度障害保険金受取人と同一人の場合は不要) (5) 保険証券
3. 特約特定疾病保険金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 特約特定疾病保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が特約特定疾病保険金受取人と同一人の場合は不要) (6) 保険証券
4. 特約特定疾病保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者および指定代理請求人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険証券
(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (注2) 上記1.において、保険契約者が遺言にて保険金受取人の変更を行った場合で、その受遺者が請求を行う場合には、その事実を証する法律上有効な遺言書をご提出ください。	

特定臓器治療特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が、会社の定める特定の臓器への所定の治療を受けた場合に、特定臓器治療給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の給付および請求手続

第1条(給付金の支払)

① この特約により支払う特定臓器治療給付金(以下「給付金」といいます。)はつぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
特定臓器治療給付金	<p>主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者(以下「被保険者」といいます。)が、この特約の保険期間(特約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。以下本条において同じとします。)中に、つぎのいずれにも該当する治療を受けたとき</p> <p>1. この特約の責任開始日(復活が行われたときは最後の復活の際の責任開始日。以下同じとします。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害または発病した疾病を直接の原因として受けた特定の臓器への所定の治療(別表2に定めるものとし、以下「治療」といいます。)であること</p> <p>2. 別表3に定める病院または診療所における治療であること</p> <p>3. 自己の治療を目的とするものであること</p> <p>4. 医師の診断により受けた別表4に定める治療であること</p>	特定臓器治療給付金額	被保険者	<p>つぎのいずれかにより支払事由が生じたとき</p> <p>(イ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ロ) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(ハ) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(ニ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(ホ) 被保険者の薬物依存</p> <p>(ヘ) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ト) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(チ) 地震、噴火または津波</p> <p>(リ) 戦争その他の変乱</p>

② 被保険者が、同時に給付金の支払事由に該当する2種類以上の治療を受けたときは、前項の規定にかかわらず、それらの治療は1回の治療とみなします。

③ 被保険者が、給付金の支払事由に該当する2回以上の治療を受け、かつ、それぞれの治療を受ける直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害が同一または医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の治療とみなします。ただし、その1回とみなした治療の翌日からその日を含めて180日経過後に治療を受けた場合は、新たな原因により受けた治療とみなします。

④ 被保険者が、この特約の責任開始日前に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因として治療を受けた場合でも、この特約の責任開始日から起算して2年を経過した後を受けた治療であるときは、会社は、その治療を責任開始日以後の原因により受けたものとみなします。

⑤ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始日前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始日以後に給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、この特約の責任開始日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑥ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑦ 給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑧ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、被保険者の同意を得て、保険契約者を給付金の受取人とします。

第2条(特約の保険料の払込免除)

被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険料(以下「特約保険料」といいます。)の払込を免除します。

第3条(給付金の請求手続、支払時期および支払場所)

① 給付金の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 給付金の受取人が、給付金を請求するときは、別表1に定める書類を提出してください。

③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

給付金の支払事由に該当する事実の有無

2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

給付金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第14条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金の受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

2. この特約の取扱

第4条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第5条(特約の保険期間、特約保険料の払込期間および特約保険料の払込)

- ① この特約の保険期間(特約が更新された場合の更新後の特約の保険期間についても同様とし、以下「特約保険期間」といいます。)および特約保険料の払込期間は、この特約の締結の際、主契約の保険期間の範囲内で定めるものとします。ただし、被保険者の契約年齢が80歳となる場合の特約保険期間は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間の範囲内で定めるものとします。
- ② 特約保険料は、前項の特約保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。主契約の保険料の払込が前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
 2. 被保険者の死亡により、この特約が消滅した場合
 3. 第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ④ 特約保険料の払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべき特約保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納することを要します。
- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、保険契約者は主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約保険料を年払で払い込むことができます。

第6条(特約保険料の自動貸付)

主契約の保険料と特約保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料と特約保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。

第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)

- ① 特約保険料の払込期月中の特約保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、会社は、その未払込の特約保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- ② 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、すでに到来している契約応当日の未払込の特約保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の特約保険料に不足するときは、保険契約者はその猶予期間の満了の日までに未払込の特約保険料を払い込んでください。この未払込の特約保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

第8条(特約の失効)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。
- ② 前項の場合は、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

第9条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に特に申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合は、主約款の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第11条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、または特約保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、特約保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払い、または特約保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第13条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第14条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
(イ)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ニ)保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込免除をしません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第15条(特約の解約)

- ① 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- ② 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

第16条(特約の解約返戻金)

解約返戻金は特約保険料の払込期間中の特約については、その払込年月数または経過年月数により、その他の特約については、その経過年月数により、会社の定める方法によって計算します。

第17条(特約の消滅)

- ① この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の場合には、この特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を払済保険の計算基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。

第18条(特定臓器治療給付金額の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、特定臓器治療給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定臓器治療給付金額が会社の定める額に満たない場合にはこの取扱をしません。
- ② 特定臓器治療給付金額を減額したときは、その減額した部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、保険料払込期間中においては、将来の特約保険料を改めます。
- ③ 主契約の死亡保険金額が減額された場合でも、この特約は特定臓器治療給付金額を変更することなく、有効に継続します。

第 19 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)

主契約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、特約保険期間または特約保険料の払込期間は会社の定める範囲内で変更されることがあります。

第 20 条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用します。ただし、この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 前項のほか、特約保険期間と主契約の保険期間とが異なる場合で、特約保険期間が満了するときは、特約保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ③ 前項の規定により割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金に加えて支払います。

第 21 条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者が特約保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、特約保険期間満了の日の翌日(以下「特約更新日」といいます。)に更新されるものとします。ただし、この場合、特約保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれていることを要します。
 1. 特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の前日であること
 2. 更新後の特約保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
 3. 更新後の特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後の特約保険期間および特定臓器治療給付金額は更新前の特約保険期間および特定臓器治療給付金額と同一とします。ただし、更新後の特約保険期間について、前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで特約保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、特約保険期間および特定臓器治療給付金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後の特約保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の第1回特約保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの特約保険料)は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第6条(特約保険料の自動貸付)および第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑥ 特約保険期間が主契約の保険料払込期間満了の日に満了した場合には、第1項第3号の規定にかかわらず、この特約は、被保険者がどのような健康状態であっても、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新されるものとします。この場合、更新後の特約保険期間は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から主契約の保険期間満了の日(主契約の保険期間中に被保険者の契約年齢が80歳となる場合には、被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
- ⑦ 前項の規定により、この特約が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第5条(特約の保険期間、特約保険料の払込期間および特約保険料の払込)第6項の規定により、特約保険料を年払で払い込む場合には、第1回特約保険料は、第5項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了時まで払い込むことを要します。
 2. 前号に規定する特約保険料の払込が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑧ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
 1. 給付金の支払および特約保険料の払込免除に関しては、更新後の特約保険期間は、更新前のこの特約から継続したものと取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
 3. 第16条(特約の解約返戻金)第1項の規定中「払込年月数または経過年月数」とあるのは「更新後の払込年月数または更新後の経過年月数」と、「経過年月数」とあるのは「更新後の経過年月数」と読み替えます。
- ⑨ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑩ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
 1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)
- ⑪ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑫ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、第1条(給付金の支払)および第2条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

第 22 条(時効)

給付金、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第 23 条(管轄裁判所)

この特約における給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 24 条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、第1回特約保険料を受け取った場合には、第1回特約保険料を受け取った時
(ロ) 第1回特約保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、第1回特約保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 特約保険期間は、前号に規定する責任開始日から特約保険期間満了の日までとします。
3. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
4. この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

特約に特別条件を付加する場合の特則

この特約に特別条件を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の締結の際に、この特約の被保険者の健康状態その他が会社の標準に適合しない場合には、その危険の程度および種類に応じて、会社はつぎの特別条件を付加して特約を締結します。
(イ) 割増保険料による方法(割増法)
保険契約者が、保険料払込期間中に払い込むべき保険料は、この特約の普通保険料に会社の定める割増保険料を加算した額とします。
(ロ) 特定部位不担保による方法
この特約の締結の際に、別表5に定める会社が指定した特定部位への治療を受けたことにより、会社の定める不担保期間中に給付金の支払事由が生じた場合でも、会社は、給付金を支払いません。ただし、不慮の事故または別表6に定める感染症によって、給付金の支払事由が生じた場合は、この限りではありません。
(ハ) 給付金削減支払による方法
この保険契約締結の際に定めた特定臓器治療給付金額の削減期間中に、給付金の支払事由が生じたとき(第1条第3項に該当する治療の場合は、最初の治療を受けた時とします。)は、会社は、所定の特定臓器治療給付金額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います。ただし、不慮の事故または別表6に定める感染症によって、給付金の支払事由が生じた場合は、特定臓器治療給付金額を削減しません。
2. 前号の特別条件を付加した特約の責任開始日は、会社が付加した特別条件を保険契約者が承諾したとき(第1回特約保険料がまだ払い込まれない場合および割増保険料または特別保険料の払込が必要な場合は、それらの保険料が払い込まれたとき)に第4条(特約の締結および責任開始日)の規定する責任開始日の時から特約上の責任を負います。
3. この特約に特別条件を付加した場合には、この特約の復活の取扱は行いません。
4. この特約に特別条件を付加した場合、特約の更新はつぎのとおりに取り扱います。
(イ) 特約の更新は、更新後の特約に、更新直前の保険年度の特別条件と同一の特別条件を付加して取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に第1号(ロ)の方法による不担保期間または同号(ハ)の方法による削減期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。
(ロ) 前(イ)の場合、更新後の特約の割増保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の特約保険期間に基づいて計算します。
5. 割増保険料による方法を付加したこの特約が解約された場合、この保険料に対する解約返戻金がある場合は、保険契約者に払い戻します。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条(特約保険料の払込免除)、第5条(特約の保険期間、特約保険料の払込期間および特約保険料の払込)第2項から第6項まで、第6条(特約保険料の自動貸付)、第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)、第21条(特約の更新)第1項第1号および第3号の規定は適用しません。
2. この特約の規定中、「第1回特約保険料」とあるのは「一時払特約保険料」と読み替えて適用します。
3. 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
4. 主契約において保険契約者に対する貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
5. 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後の特約保険料の払込方法および保険料払込方法(経路)は主契約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)と同一に変更し更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払特約保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と特約保険料の取扱)の規定を準用します。
6. 主契約において保険料の払込が免除されている場合で、主約款の規定により主契約が更新される場合でも、この特約の更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があれば、更新の取扱を行います。この場合、一時払特約保険料を払い込むことを要します。一時払特約保険料の払込に関しては主約款の規定を準用します。
7. 特約保険料の払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた事由により、特約保険料の払込免除の事由が生じたときは、特約保険料の払込免除の取扱は行いません。

特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第21条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の受取人が給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第3号の規定により指定変更したつぎの者(以下、「指定代理請求人」といいます。)が別表1に定める書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金を請求することができます。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
(イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
(ロ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 前号の規定により、会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定変更することができます。この場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。
4. 第12条(告知義務違反による解除)第4項の規定中、「ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。」とあるのを「ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない

場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知をし、正当な事由によって保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。」と読み替えます。

5. 第 14 条(重大事由による解除)第3項の規定中、「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。」とあるのを「ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をし、正当な事由によって保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には指定代理請求人に解除の通知をします。」と読み替えます。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第5条(特約の保険期間、特約保険料の払込期間および特約保険料の払込)第3項の規定は、この特約を平成 22 年3月2日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成 22 年3月2日以後に更新する場合および平成 22 年3月2日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 21 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間満了時における被保険者の契約年齢が 80 歳をこえることとなる場合には、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 第 17 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と、第 18 条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額が減額された場合」とあるのは「主契約の契約時保険金額が減額された場合(主契約について、養老年金を選択した場合を含みます。)」と、第 19 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払に移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
 - (イ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日までの期間とします。
 - (ロ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日)までの期間とします。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。ただし、主契約の年金開始日における被保険者の契約年齢が 80 歳をこえることとなる場合には、特約保険期間はこの特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日までの期間とします。
2. 第1条(給付金の支払)第8項の規定中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第 17 条(特約の消滅)の規定中「払済年金保険」とあるのは「払済年金保険」と、第 18 条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第 19 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第 21 条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 主契約の年金開始日を繰り延べた場合でも、特約保険期間は変更しません。

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
 - (イ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日までの期間とします。
 - (ロ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約当日の前日)までの期間とします。
4. 第 18 条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中、「主契約の死亡保険金額が減額された場合」とあるのは「主契約の死亡保険金額が減額された場合(主契約について、養老年金を選択したこと、夫婦年金移行特約による夫婦年金を選択したこともしくは介護保障移行特則による介護保障を選択したことにより主契約の死亡保険金額が減額された場合、主契約のすべてについて養老年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金もしくは介護保障移行特則による介護保障を選択した場合、または主契約の保険料払込期間が終身の場合で払済契約への移行があった場合を含みます。)」と、第 19 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。

変額保険(有期型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 19 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定は適用しません。
2. 第 17 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済保険」と、第 18 条(特定臓器治療

給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。

3. この特約については、特別勘定による運用はしません。
4. この特約については、主約款の〔契約者貸付〕の規定は適用しません。
5. この特約を中途付加した場合、特約保険期間および年齢の計算については〔中途付加する場合の特則〕第2号の規定を適用せず、主約款第12条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)を限度とし、会社所定の範囲内で定めるものとします。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第19条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定は適用しません。
3. 第17条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済保険」と、第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
4. この特約については、特別勘定による運用はしません。
5. この特約については、主約款の〔契約者貸付〕の規定は適用しません。
6. この特約を中途付加した場合、特約保険期間および年齢の計算については〔中途付加する場合の特則〕第2号の規定を適用せず、主約款第12条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第21条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。

新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合には、第20条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第21条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第20条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
(イ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
(ロ)主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が80歳となる場合には、被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日)までの期間とします。
4. 第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中、「主契約の死亡保険金額が減額された場合」とあるのは「主契約の死亡保険金額が減額された場合(主契約について、養老年金を選択したこと、夫婦年金移行特約による夫婦年金を選択したこともしくは介護保障移行特則による介護保障を選択したことにより主契約の死亡保険金額が減額された場合、主契約のすべてについて養老年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金もしくは介護保障移行特則による介護保障を選択した場合、または主契約の保険料払込期間が終身の場合で払込済契約への移行があった場合を含みます。)」と、第19条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
5. 第20条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第20条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第21条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第20条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間満了時における被保険者の契約年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 第17条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と、第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額が減額された場合」とあるのは「主契約の契約時保険金額が減額された場合(主契約について、養老年金を選択した場合を含みます。)」と、第19条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、読み替えて適用します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払に移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
(イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
(ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が80歳となる場合には、被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日)までの期間とします。
4. 第20条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第21条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第20条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第21条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第20条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

新自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。ただし、主契約の年金開始日における被保険者の契約年齢が80歳をこえることとなる場合には、特約保険期間はこの特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
2. 第1条(給付金の支払)第8項の規定中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第17条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第19条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第21条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 主契約の年金開始日を繰り延べた場合でも、特約保険期間は変更しません。

5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。ただし、主契約の年金開始日における被保険者の契約年齢が80歳をこえることとなる場合には、特約保険期間はこの特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
2. 第1条(給付金の支払)第8項の規定中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第6条(特約保険料の自動貸付)の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第17条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第19条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第21条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 主契約の年金開始日を繰り延べた場合でも、特約保険期間は変更しません。
4. 第20条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約

による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。

- (イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
 - (ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日)までの期間とします。
4. 前号の場合の年金支払開始日、または特約もしくは特則の締結日以後における給付金の受取人は、年金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
 5. 第 18 条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中、「主契約の死亡保険金額が減額された場合」とあるのは「主契約の死亡保険金額が減額された場合(主契約について、養老年金を選択したこと、夫婦年金移行特約による夫婦年金を選択したこともしくは介護保障移行特則による介護保障を選択したことにより主契約の死亡保険金額が減額された場合、主契約のすべてについて養老年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金もしくは介護保障移行特則による介護保障を選択した場合、または主契約の保険料払込期間が終身の場合で払込済契約への移行があった場合を含みます。)」と、第 19 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
 6. 第 20 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 21 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 21 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第 20 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 21 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第 20 条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合にはつぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 18 条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
2. 第 20 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 21 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第 17 条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第 20 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、この特約に対する契約者配当金はありません。

無配当普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通養老保険の契約に付加する場合には、第 20 条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始の日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款の定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. この特約が付加されている主契約が、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障にすべて移行したときは、特約保険期間はつぎのとおりとします。
 - (イ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による保証期間付終身年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に移行した場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
 - (ロ) 主約款に定める養老年金への移行に関する特則による確定年金に移行した場合は、この特約の責任開始日から年金支払期間の満了の日(年金支払期間中に被保険者の契約年齢が 80 歳となる場合には、被保険者の契約年齢が 80 歳となる年単位の契約応当日の前日)までの期間とします。
4. 第 18 条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中、「主契約の死亡保険金額が減額された場合」とあるのは「主契約の死亡保険金額が減額された場合(主契約について、養老年金を選択したこと、夫婦年金移行特約による夫婦年金を選択したこともしくは介護保障移行特則による介護保障を選択したことにより主契約の死亡保険金額が減額された場合、主契約のすべてについて養老年金、夫婦年金移行特約による夫婦年金もしくは介護保障移行特則による介護保障を選択した場合、または主契約の保険料払込期間が終身の場合で払込済契約への移行があった場合を含みます。)」と、第 19 条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。

5. 第20条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第21条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
3. 第20条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、第21条(特約の更新)の規定にかかわらず、つぎのとおりこの特約の更新を取り扱います。
(イ)この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
(ロ)この特約が前項の規定によって更新される場合には、第1条(給付金の支払)および第2条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
(ハ)この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
(ニ)前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第1条(給付金の支払)および第2条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
2. 第1条(給付金の支払)第8項の規定は「保険契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て、保険契約者を給付金受取人とすることができます。」と、第15条(特約の解約)第1項の規定は「保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。」と、第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本給付金額」と読み替えて適用します。
3. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第8条(特約の失効)第2項、第12条(告知義務違反による解除)第5項、第14条(重大事由による解除)第4項、第15条(特約の解約)第2項、第3項、第16条(特約の解約返戻金)、第17条(特約の消滅)第1項第2号、第2項、第3項、第19条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)、第20条(特約の契約者配当金)第1項但し書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険期間は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(給付金の支払)第8項の規定は「保険契約者が法人の場合には、第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得て、保険契約者を給付金の受取人とすることができます。」と読み替えて適用します。
3. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号、同条第3項、第20条(特約の契約者配当金)第1項但し書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第21条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第17条(特約の消滅)第1項第2号および同条第3項の規定は適用しません。
4. 第20条(特約の契約者配当金)第1項但し書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、第21条(特約の更新)の規定にかかわらず、つぎのとおりこの特約の更新を取り扱います。
(イ)この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
(ロ)この特約が前項の規定によって更新される場合には、第1条(給付金の支払)および第2条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
(ハ)この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
(ニ)前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第1条(給付金の支払)および第2条(特約の保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
2. 第1条(給付金の支払)第8項の規定は「保険契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て、保険契約者を給付金受取人とすることができます。」と、第18条(特定臓器治療給付金額の減額)第3項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本給付金額」と読み替えて適用します。
3. 第6条(特約保険料の自動貸付)、第8条(特約の失効)第2項、第19条(特約保険期間または特約保険料の払込期間の変更)、第20条(特約の契約者配当金)第1項但し書、同条第2項および第3項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1. 特定臓器治療給付金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 給付金の受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)と印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要) (5) 保険証券
2. 特定臓器治療給付金の指定代理請求	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

別表2 特定の臓器への所定の治療

「特定の臓器への所定の治療」とは、つぎのいずれかの治療をいいます。

1. 脳
開頭術による、脳実質に至る手術またはこれに準ずる手術をいいます。
2. 心臓
開心術を受け、かつ、人工心肺術を受けるものをいいます。ただし、先天性の疾患を直接の原因とするものは除きます。
3. 大動脈
大動脈と大動脈から直接分岐する動脈に対する治療を目的として行う大動脈の手術をいいます。ただし、先天性の疾患を直接の原因とするものは除きます。
4. 脊髄
脊髄の神経線維の切離、切断または摘出を伴う手術をいいます。
5. 肝臓
肝臓の切除または摘出手術をいいます。
6. 膵臓
膵臓の切除または摘出手術をいいます。
7. 腎臓
腎臓の切除、摘出または移植手術をいいます。
8. 肺
肺の片側全部摘出手術をいいます。
9. 胃
胃の全部を切除するものをいいます。

備考

1. 開頭術による、脳実質に至る手術またはこれに準ずる手術
 - (1) 「開頭術」とは、頭蓋骨の骨弁を一時的または恒久的に取り除いて行う手術をいいます。
 - (2) 「脳実質に至る手術」とは、脳表面の軟膜の切開を伴い、かつ、脳の神経線維の切断または摘出を伴う手術をいいます。
 - (3) 「これに準ずる手術」とは、開頭術で脳動脈瘤または脳動脈静脈奇形や脳動脈静脈瘻を直接治療する手術をいいます。
 - (4) 試験開頭術や穿頭術によるものは除きます。
2. 開心術を受け、かつ、人工心肺術を受けるもの
 - (1) 「開心術」とは、心膜と心臓の筋肉へ直接切開が加わり心臓内腔が一時的に開放される手術をいいます。
 - (2) 「人工心肺」とは、血液への酸素の補給と体循環血流の維持を目的として行われる体外循環をいいます。
3. 大動脈と大動脈から直接分岐する動脈に対する治療を目的として行う大動脈の手術
 - (1) 「大動脈の手術」とは、開腹や開胸術により大動脈の切開、切断および置換または大動脈への吻合を伴う手術をいいます。
 - (2) 「大動脈から直接分岐する動脈」とは、冠状動脈、総頸動脈または腕頭動脈(内頸動脈を含みます。)、腎動脈および総腸骨動脈(大腿動脈を含みます。)をいいます。
 - (3) 大動脈周囲の単なる剥離、露出手術、大動脈壁の縫合、他の臓器の外科治療または検査に伴う大動脈に発生した偶発的な合併症に対する治療は除きます。
4. 脊髄の神経線維の切離、切断または摘出を伴う手術
 - (1) 「脊髄の神経線維の切離、切断または摘出を伴う手術」とは、末梢神経を除く脊髄そのものの切除または切断を行う手術をいいます。
 - (2) 組織検査を目的とした手術および経皮的な手術は除きます。
5. 肝臓の切除または摘出手術
 - (1) 腹壁(皮膚・筋層・腹膜を含みます。)の切開を直視下に加え、腹腔を開放して行う手術によることを要します。
 - (2) 組織検査を目的とした手術、経皮的に針を穿刺して行った手術および内視鏡による手術は除きます。
6. 膵臓の切除または摘出手術
 - (1) 腹壁(皮膚・筋層・腹膜を含みます。)の切開を直視下に加え、腹腔を開放して行う手術によることを要します。
 - (2) 組織検査を目的とした手術、経皮的に針を穿刺して行った手術および内視鏡による手術は除きます。
7. 腎臓の切除、摘出または移植手術
 - (1) 腹壁(皮膚・筋層を含みます。)の切開を直視下に加え、後腹腔を開放して行う手術によることを要します。
 - (2) 組織検査を目的とした手術、経皮的に針を穿刺して行った手術、内視鏡による手術、自家腎臓移植および再移植は除きます。
8. 肺の片側全部摘出手術
「肺の片側全部摘出手術」とは、肺の片側を全部摘出する手術をいいます。
9. 胃の全部を切除するもの
「胃の全部を切除するもの」とは、噴門および幽門を含む胃全部を切除することをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療

「治療」とは、医師による治療をいいます。

別表5 特定部位一覧表

・肝臓
・脾臓
・腎臓
・肺
・胃

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

家族定期保険特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の家族の中から、この特約の被保険者を指定し、その被保険者が死亡または所定の高度障害状態になった場合に、この特約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うことを内容とするものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。

第3条(特約の被保険者の範囲)

- ① この特約の被保険者は、特約の締結の際、つぎのいずれかに該当する者のうちから、保険契約者の申出によって定めます。
 1. 主契約の被保険者と同一戸籍に、その配偶者として記載ある者(以下「配偶者」といいます。)
 2. 主契約の被保険者と同一戸籍に、その子として記載ある者(以下「子」といいます。)のうち満20歳未満の者。ただし、出生日から14日を経過していない子は14日を経過した時から被保険者の資格を得るものとします。
- ② つぎの者は、第24条(特約の被保険者の追加加入)の規定による場合のほかは、この特約の被保険者となることはありません。
 1. この特約の締結の際に第1項各号のいずれかに該当していたが、この特約の被保険者とならなかった者
 2. この特約の締結後に第1項各号のいずれかに該当することとなった者
- ③ この特約の締結後、つぎのいずれかの事由が被保険者に生じたときは、その事由に該当した時からその被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失います。
 1. この特約の被保険者である配偶者または子が、戸籍上の異動により、主契約の被保険者と同一戸籍から除籍されたとき
 2. この特約の被保険者である子について第4条(特約の保険期間および保険料の払込)第2項の規定に定める保険期間の終期が到来したとき
- ④ 前項第1号の規定によりこの特約の被保険者としての資格を失った者が生じた場合、保険契約者はその事実を証する書類を添えて、ただちに会社に通知してください。
- ⑤ 前項の通知を受けた場合、会社の定める方法により、その被保険者についての責任準備金があるときはこれを支払い、被保険者でなくなったとき以後の将来の保険料を更正します。
- ⑥ 第3項第2号の規定により、この特約の被保険者として資格を失った者が生じた場合、その被保険者の保険期間の終期が到来した以後の将来の保険料を更正します。

第4条(特約の保険期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で定めるものとします。ただし、主契約に定期保険特約の付加があるときは、この特約の保険期間は、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、その定期保険特約の保険期間と同一とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が子の場合で、前項の規定により定めた保険期間中に子が満年齢20歳に達するときは、その子についての保険期間は、この特約の責任開始日からその子が満20歳に達した直後の主契約の年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前2項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ④ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
 2. 第14条(保険金を支払わない場合)第1項第1号(ハ)の免責事由に該当した場合
 3. 第19条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ⑤ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間満了時まで一括して前納してください。
- ⑥ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

第5条(特約保険金額の制限)

- ① 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額(以下「特約保険金額」といいます。)を定めるものとします。
- ② 子については、特約保険金額は各被保険者とも同額とします。

第6条(特約の失効)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。
- ② 前項の場合、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第7条(特約保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金額に合算して、その取扱をします。

第8条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合には、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
- ③ この特約のみの復活は取り扱いません。

第9条(特約保険金の支払)

① 会社は、この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金をつぎのとおり支払います。

保険金の種類	支払事由および受取人
1. 特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したときは、主契約の被保険者に支払います。
2. 特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、責任開始日または復活日以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したとき(この場合、責任開始日または復活日前に生じていた身体障害の状態に責任開始日または復活日以後の傷害または疾病(責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。))は、主契約の被保険者に支払います。

② 特約保険金額はつぎのとおりです。

保険金の区分	特約保険金額
1. 特約死亡保険金	その被保険者について定めた特約死亡保険金額とします。
2. 特約高度障害保険金	その被保険者について定めた特約死亡保険金額と同額とします。

③ 主契約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅する日(以下本項において「特約消滅日」といいます。)もしくはこの特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでないことにより特約高度障害保険金が支払われない場合においても、特約消滅日以後または特約保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約消滅日の前日またはこの特約の保険期間満了の日高度障害状態に該当したもとして、特約高度障害保険金を支払います。

④ 特約死亡保険金または特約高度障害保険金が支払われた場合は、その被保険者が死亡または高度障害状態になった時からその被保険者を削除し、将来の保険料を更正します。ただし、その被保険者以外に被保険者がいないときは、この特約は消滅します。

⑤ この特約の保険金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの保険金の受取人以外の者に変更することはできません。

⑥ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り。))の場合には、保険契約者を特約死亡保険金および特約高度障害保険金の受取人とします。

⑦ 第3項の規定により特約高度障害保険金が支払われる場合で、第18条(特約の消滅)第2項の規定により、この特約の責任準備金を主契約の保険金受取人または保険契約者に支払っていたときは、特約高度障害保険金額から、すでに支払っているこの特約の責任準備金を差し引きます。

⑧ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者が責任開始日または復活日前の疾病を直接の原因として責任開始日または復活日以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始日または復活日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結もしくは復活または特約の被保険者の追加加入の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、責任開始日または復活日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第10条(同時死亡または高度障害状態の取扱)

この特約の被保険者と主契約の被保険者とが死亡し、または高度障害状態となり、かつ、その死亡または高度障害状態になった時が異なっている事実について十分な証明が得られないときは、この特約の被保険者が先に死亡または高度障害状態になったものとして取り扱います。

第11条(保険金の請求手続、支払時期および場所)

① この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金(以下本条において「保険金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険金の受取人は、別表2に定める書類をすみやかに提出して保険金を請求してください。

③ 保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

保険金の支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第23条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、この特約の被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第12条(保険料の払込免除)

会社は、主契約の被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

第13条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約の保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、この特約の保険金を支払いません。

第14条(保険金を支払わない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には第9条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払いません。

保険金の種類	免責事由
1. 特約死亡保険金	(イ)被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき (ロ)主契約の被保険者が故意に被保険者を死亡させたとき (ハ)保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき (ニ)被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。
2. 特約高度障害保険金	(イ)被保険者の犯罪行為によるとき (ロ)保険契約者、主契約の被保険者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (ハ)被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。

- ② 前項第1号(イ)、(ロ)または(ニ)の本文の場合には、会社は、責任準備金(会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。)を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項第2号の規定によって特約高度障害保険金が支払われない場合、この特約は継続するものとします。

第15条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、特約保険金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱はしません。
- ② 主契約の保険金額(主契約に定期保険特約、養老特約、終身特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障終身特約、総合障害保障定期保険特約、生存給付金付一時払定期保険特約、一時払新型医療特約、一時払無事故給付金付新型医療特約または特定疾病介護終身特約が付加されているときは、その特約保険金額(家族生活保障特約の場合は特約年金額)を含みます。以下本項において同じとします。)が減額された場合で、減額後の主契約の保険金額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社の定める限度を超えるときは、その限度までこの特約の保険金額を減額します。
- ③ 特約保険金額が減額されたときは、その減額された部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、将来の保険料を更正します。

第16条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第17条(特約の解約返戻金)

- ① この特約が失効したとき、解約もしくは解除された場合には、この特約の保険料払込年月数または経過年月数により、会社の定める方法によって計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ② 保険契約者が本条の規定により解約返戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することができません。

第18条(特約の消滅)

- ① この特約は、つぎのいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。
1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号によりこの特約が消滅した場合は、会社は、この特約の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、主契約について保険金が支払われる場合または責任準備金が払い戻される場合は、会社は、この特約の責任準備金があるときはこれを主契約の保険金受取人(主契約の責任準備金が払い戻される場合は、保険契約者)に支払います。
- ③ 第1項第2号によりこの特約が消滅した場合は、この特約の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。

第19条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条(告知義務)

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結、復活または特約の被保険者の追加加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知し

てください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第21条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除し、またはその該当したこの特約の被保険者を削除することができます。
- ② 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除またはその該当したこの特約の被保険者を削除することができます。この場合には、会社は、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

第22条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第20条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者に対し、第20条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第20条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第23条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人がこの特約の保険金(特約高度障害保険金、保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約死亡保険金もしくは特約高度障害保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、この特約の被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- ④ この特約を解除した場合は、会社は、返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第24条(特約の被保険者の追加加入)

- ① 保険契約者は、つぎのいずれかに該当する者のうち、この特約の被保険者となっていない者について、新たにこの特約の被保険者とする追加加入の申込をすることができます。
 1. 主契約の被保険者と同一戸籍に、その配偶者として記載されている者
 2. 主契約の被保険者と同一戸籍に、その子として記載されている者のうち、満20歳未満の者
- ② 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの場合には、特約の被保険者の追加加入は取り扱いません。
 1. 追加加入後におけるこの特約の被保険者の数が、会社の定める人数を超えることとなるとき
 2. この特約の残余保険期間が1年に満たないとき
 3. この特約の保険料の払込が免除されているとき
 4. 主契約の保険料払込期間が満了しているとき
- ③ 特約の被保険者の追加加入を承諾した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 1. 会社がこの特約の被保険者の追加加入を承諾した後、その被保険者についての第1回保険料を受け取った場合には、その第1回保険料を受け取った時
 2. その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がその被保険者の追加加入を承諾した場合には、その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った時(その被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- ④ 追加加入した被保険者についての保険期間は、前項に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
- ⑤ 特約の被保険者を追加加入した場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

第25条(特約の被保険者の削除)

- ① 保険契約者は、いつでも、将来に向かってこの特約の被保険者の一部の者を削除することができます。
- ② 前項の規定により特約の被保険者が削除された場合は、会社は、この特約の解約返戻金のうちその被保険者についての部分があるときは、これを保険契約者に支払います。

第26条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

この特約の保険期間または保険料払込期間の変更は、主契約の保険期間または保険料払込期間変更と同時に、会社の定める範囲内で取り扱います。

第27条(他の保険への加入)

- ① この特約の被保険者が配偶者の場合で、主契約の被保険者が死亡または高度障害状態になったことによりこの特約が消滅したときは、その配偶者は、会社の定める範囲内で、被保険者選択を受けることなく、会社の認める個人保険契約への申込をすることができます。
- ② 前項の取扱は、つぎの条件を満たす場合に取扱いします。
 1. その配偶者がこの特約の消滅時に2年をこえて継続してこの特約の被保険者であったこと
 2. この特約の消滅時から1カ月以内の申込であること
 3. 個人保険契約の死亡保険金額は、この特約の消滅時にその配偶者の特約死亡保険金額以下であること
 4. 主契約の被保険者の死亡がその配偶者の故意によらないことまたは主契約の被保険者の高度障害状態がその配偶者の故意または重大な過失によらないこと

第28条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、この特約の保険期間満了の日の翌日(以下「特約更新日」といいます。)に更新されるものとします。ただし、この場合、この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
 1. この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の前日であること
 2. 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における主契約の被保険者およびこの特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
 3. 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
 4. この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていること
- ② 更新後のこの特約の保険期間および特約保険金額は更新前のこの特約の保険期間および特約保険金額と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間について前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および特約保険金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の第1回保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの保険料)は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第7条(特約保険料の自動貸付)および第13条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑥ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
 1. 特約保険金の支払および特約の保険料の払込免除に関しては、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約から継続したものとして取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑦ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑧ 第1項第4号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特約の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。
- ⑨ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
 1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)

第29条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当については、主約款の規定を準用します。
- ② この特約の契約者配当金の割当がある場合には、その契約者配当金を主契約の契約者配当金に含めて支払います。

第30条(時効)

保険金、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第31条(管轄裁判所)

この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第32条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

中途付加する場合の特則

第 33 条

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- この特約の保険期間は、前号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
- この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
- この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

特別条件を付加する場合の特則

第 34 条

① この特約の被保険者が配偶者である契約を付加する際に、被保険者である配偶者の健康状態その他が会社の標準に適合しない場合には、その危険の程度および種類に応じて、会社はつぎの特別条件を付加してこの特約を締結します。

1. 割増保険料による方法

保険契約者が保険料払込期間中に払い込むべき保険料は、この特約の普通保険料に会社の定める割増保険料を加算した金額とします。

2. 保険金削減支払による方法

保険契約の責任開始の日から、会社の定める削減期間(ただし、その期間は5年をこえません。)内に被保険者の保険事故が生じたときは、会社は、その被保険者にかかわる特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額をもって支払うべき保険金額とします。ただし、不慮の事故または別表1に定める感染症によって被保険者の保険事故が生じたときは保険金を削減しません。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	割	割	割	割	割
第2年度	5.0	3.0	2.5	2.0	1.5
第3年度	10.0	6.0	5.0	4.0	3.0
第4年度	10.0	10.0	7.5	6.0	4.5
第5年度	10.0	10.0	10.0	8.0	6.0
第6年度	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0

3. 特別契約年齢による方法

保険契約者が払い込むべき保険料は、会社の定める特別保険料とし、これに相当する特別契約年齢を定め、この年齢に基づいて責任準備金、解約返戻金および払済保険に関する計算をします。ただし、実際の年齢に誤りがあったときには、主約款の〔年齢または性別の誤り〕の規定を準用します。

② この特約に特別条件を付加した場合、この特約の更新はつぎのとおりに取り扱います。

- この特約の更新は、更新後のこの特約に、更新直前の保険年度の特別条件と同一の特別条件を付加して取り扱います。
- 前号の場合、更新後のこの特約の割増保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後のこの特約の保険期間に基づいて計算します。
- 特別契約年齢による方法の場合、更新日における被保険者の契約年齢に会社の定めた年齢を加算した年齢に基づいて更新後のこの特約の保険料、責任準備金、解約返戻金および払済保険に関する計算をします。

③ 割増保険料による方法を付加したこの特約が解約された場合、この保険料に対する解約返戻金がある場合は、保険契約者に払い戻します。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

第 35 条

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第4条(特約の保険期間および保険料の払込)第3項から第6項まで、第7条(特約保険料の自動貸付)、第12条(保険料の払込免除)および第13条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定は適用しません。
- この特約の規定中、「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
- 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
- 主契約において保険契約者に対する貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
- 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後のこの特約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)は主契約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)と同一に変更更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第13条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- 主契約において保険料の払込が免除されているときは、第28条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、一時払保険料が払い込まれる場合は更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料の払込に関しては前号の規定を準用します。
- 保険料払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた事由により、保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険料の払込免除の取扱は行いません。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第4条(特約の保険期間および保険料の払込)第4項の規定は、この特約を平成22年3月2日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成22年3月2日以後に更新する場合および平成22年3月2日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の保険期間は、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から主契約の被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)

とします。ただし、主契約に定期保険特約が付加されているときは、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、その定期保険特約の保険期間と同一とします。

2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 26 条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)の規定中、「保険期間または保険料払込期間」とあるのは「保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 主契約について、養老年金を選択したこと、夫婦年金移行特約による夫婦年金を選択したこともしくは介護保障移行特則による介護保障を選択したことにより主契約の死亡保険金額が減額された場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合で払込済契約への移行があった場合でも、第 15 条(特約の減額)第 2 項による減額は行いません。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間とします。ただし、主契約に定期保険特約が付加されているときは、その定期保険特約の保険期間と同一とします。
2. 第 15 条(特約の減額)第 2 項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と、第 18 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と、第 26 条(特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更)の規定中「保険期間または保険料払込期間」とあるのは「保険料払込期間」と読み替えて適用します。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. 主契約の保険金額が増額された場合でも、この特約の保険金額の増額は取り扱いません。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約に定期保険特約が付加される場合に取り扱いします。
2. この特約の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
3. 第 7 条(特約保険料の自動貸付)第 1 項の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第 12 条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第 17 条(保険料の払込免除)第 1 項第 2 号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第 15 条(特約の減額)第 2 項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第 18 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と読み替えて適用します。

新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加し、この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。

変額保険(有期型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 7 条(特約保険料の自動貸付)、第 26 条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)の規定は適用しません。
2. 第 15 条(特約の減額)第 2 項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第 18 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号の規定中「主契約が払済保険」とあるのは「主契約が自動延長定期保険または定額払済保険」と読み替えて適用します。
3. 本条の規定により主契約にこの特約を付加した場合には、この特約については、特別勘定による運用はしません。
4. この特約については主約款の「契約者貸付」の規定は準用しません。
5. この特約を中途付加した場合、この特約の保険期間および年齢の計算については第 33 条(中途付加する場合の特則)第 2 号の規定を適用せず、主約款第 12 条(会社の責任開始期)第 2 項の規定を準用します。

変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から主契約の被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)とします。ただし、主契約に定期保険特約が付加されているときは、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、その定期保険特約の保険期間と同一とします。
2. 第 7 条(特約保険料の自動貸付)、第 26 条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)の規定は適用しません。
3. 第 15 条(特約の減額)第 2 項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第 18 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号の規定中「主契約が払済保険」とあるのは「主契約が自動延長定期保険または定額払済終身保険」と読み替えて適用します。
4. 本条の規定により主契約にこの特約を付加した場合には、この特約については、特別勘定による運用はしません。
5. この特約については主約款の「契約者貸付」の規定は準用しません。
6. この特約を中途付加した場合、この特約の保険期間および年齢の計算については第 33 条(中途付加する場合の特則)第 2 号の規定を適用せず、主約款第 12 条(会社の責任開始期)第 2 項の規定を準用します。

新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新生存給付金付定期保険の契約に付加し、主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、変更前の主契約の被保険者は同時に配偶者としてこの特約の被保険者となるものとし、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の支払に際しては、被保険者変更前の主契約の被保険者は変更前からこの特約の被保険者であったものとし、

有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間とします。ただし、主契約に定期保険特約が付加されているときは、その定期保険特約の保険期間と同一とします。
2. 第 15 条(特約の減額)第 2 項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第 18 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と、第 26 条(特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更)の規定中

「保険期間または保険料払込期間」とあるのは「保険料払込期間」と読み替えて適用します。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約の保険期間は、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から主契約の被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)とします。ただし、主契約に定期保険特約が付加されているときは、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、その定期保険特約の保険期間と同一とします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 26 条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)の規定中、「保険期間または保険料払込期間」とあるのは「保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
5. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。
6. 主契約について、養老年金を選択したこと、夫婦年金移行特約による夫婦年金を選択したこともしくは介護保障移行特則による介護保障を選択したことにより主契約の死亡保険金額が減額された場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合で払込済契約への移行があった場合でも、第 15 条(特約の減額)第2項による減額は行いません。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. 主契約の保険金額が増額された場合でも、この特約の保険金額の増額は取り扱いません。
3. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、変更前の主契約の被保険者は同時に配偶者としてこの特約の被保険者となるものとし、特約死亡保険金および特約高度障害保険金の支払に際しては、被保険者変更前の主契約の被保険者は変更前からこの特約の被保険者であったものとします。
2. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱いいます。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間とします。ただし、主契約に定期保険特約が付加されているときは、その定期保険特約の保険期間と同一とします。
2. 第 15 条(特約の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と、第 18 条(特約の消滅)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と、第 26 条(特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更)の規定中「保険期間または保険料払込期間」とあるのは「保険料払込期間」と読み替えて適用します。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. 主契約の保険金額が増額された場合でも、この特約の保険金額の増額は取り扱いません。
3. 第 29 条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

無配当新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. 第 29 条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。

5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. 第 29 条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約当日および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. この特約が更新された場合には、主約款の契約者配当金の割当の規定中、この特約がつぎの事業年度に特約の保険金の支払により消滅する場合の契約者配当金の割当の規定について、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて適用します。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第 29 条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通養老保険の契約に付加する場合には、第 29 条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から主契約の被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)とします。ただし、主契約に定期保険特約が付加されているときは、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、その定期保険特約の保険期間と同一とします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特約による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 26 条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)の規定中、「保険期間または保険料払込期間」とあるのは「保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 29 条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。
5. 主契約について、養老年金を選択したこと、夫婦年金移行特約による夫婦年金を選択したこともしくは介護保障移行特則による介護保障を選択したことにより主契約の死亡保険金額が減額された場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合で払込済契約への移行があった場合でも、第 15 条(特約の減額)第2項による減額は行いません。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合にはつぎのとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第 28 条(特約の更新)の規定を適用します。
2. 第 29 条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約は、主契約に定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約、終身特約または特定疾病介護終身特約が付加される場合に取扱いします。
- この特約の保険期間は、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、この特約の責任開始日から主契約の被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間とします。ただし、主契約に定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約が付加されているときは、この特約の被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内で、かつ、その定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約の保険期間と同一とします。
- 第9条(特約保険金の支払)第3項の規定中「主契約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われたことにより」とあるのは「主契約の被保険者が死亡したことにより」と、第6項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「付加された特約の死亡保険金受取人」と読み替えて適用します。
- 第27条(他の保険への加入)第1項の規定中、「主契約の被保険者が死亡または高度障害状態になった」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した」と、第2項第4号の規定は「主契約の被保険者の死亡がその配偶者の故意によらないこと」と読み替えて適用します。
- 第18条(特約の消滅)第2項但書および第29条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この場合、第28条(特約の更新)の規定を適用します。
- 主契約の基本保険金額が増額された場合でも、この特約の保険金額の増額は取扱いしません。
- 第15条(特約の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
- 第29条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

別表2 請求書類

保険金の種類	必要書類
1. 特約死亡保険金	(1) 会社所定の特約死亡保険金請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 特約死亡保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 保険証券
2. 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の特約高度障害保険金請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 特約高度障害保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

家族生活保障特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が死亡し、または高度障害状態に該当した場合に、会社所定の年金を支払う仕組みの特約です。

1. この特約の給付および請求手続

第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)

① この特約により支払う家族生活保障年金および高度障害年金(以下「特約年金」といいます。)はつぎのとおりです。

名称	種類	家族生活保障年金または高度障害年金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	家族生活保障年金または高度障害年金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
1. 家族生活保障年金	確定年金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約年金額	主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (イ)この特約の責任開始日(復活が行われたときは最後の復活の際の責任開始日。以下同じとします。)から起算して3年以内の被保険者の自殺 (ロ)主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人が主契約の死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 (ハ)保険契約者の故意 (ニ)戦争その他の変乱
2. 高度障害年金		被保険者が、この特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態に該当したとき(この場合、責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日以後の傷害または疾病(責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。)		主契約の高度障害保険金受取人	(イ)被保険者の犯罪行為 (ロ)保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失 (ハ)戦争その他の変乱

② 特約年金の支払日はつぎのとおりとします。

- 第1回の特約年金の支払日(以下「年金開始日」といいます。))は、被保険者がこの特約の特約年金の支払事由に該当した日とします。
- 第2回以後の特約年金の支払日は特約年金の支払期間(以下「年金支払期間」といいます。)中の年金開始日の年単位の応当日(以下「年金支払日」といいます。))とします。

③ この特約の年金支払期間はつぎのいずれかのタイプとします。

Aタイプ-歳満了確定年金

被保険者が特約年金の支払事由に該当した日から、その日を含めて保険契約者がこの特約の締結時に定めた特約年金の支払満了年齢に被保険者が達すべき主契約の年単位の契約応当日の直前の、特約年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日までとします。ただし、年金支払期間が10年に満たない場合は、この特約の年金支払期間を、被保険者が特約年金の支払事由に該当した日から、その日を含めて、10年間とします。

Bタイプ-年満了確定年金

被保険者が特約年金の支払事由に該当した日から、その日を含めて会社所定の年数とします。

④ 被保険者が戦争またはその他の変乱によって特約年金の支払事由に該当したときでも、これらの事由により特約年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと会社が認めるときは、その程度に応じ特約年金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑤ 第1項第1号(イ)、(ロ)または(ニ)の免責事由に該当した場合には、会社は、責任準備金(会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のこと)をいいます。以下同じとします。)を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号(ロ)でその死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。

⑥ この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより高度障害年金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日以後に高度障害状態に該当したものととして、高度障害年金を支払います。

⑦ この特約の特約年金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの特約年金の受取人以外の者に変更することはできません。

⑧ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限りません。)の場合には、保険契約者を高度障害年金の受取人とします。

⑨ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始日以前の疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始日以後に高度障害年金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

- その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- その疾病について、この特約の責任開始日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかったことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条(特約年金の一括支払)

特約年金の受取人(以下「特約年金受取人」といいます。))は、年金開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日以前に限り、

未払の特約年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この場合、この特約は特約年金の一括支払を行った時に消滅します。

第3条(特約年金の分割支払)

特約年金受取人は、年金開始日以後、会社の定める範囲内で特約年金の分割支払を請求することができます。

第4条(特約年金受取人の権利の承継)

- ① 年金支払期間中に特約年金受取人が死亡した場合は、その法定相続人が特約年金受取人の権利を承継します。
- ② 特約年金受取人の権利は、これを第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。ただし、特約年金受取人間の譲渡はこの限りではありません。
- ③ 特約年金受取人の権利の承継が行われたときは、承継人は、この旨を会社に通知して、保険証券に表示を受けなければ、会社に対して対抗できません。また、前項のただし書きの場合は、被承継者もその旨を会社に通知し、会社の同意を得なければなりません。

第5条(特約年金受取人の代表者)

- ① 特約年金受取人またはその法定相続人が2人以上あるときは、その代表者を1人決めてください。この場合、その代表者はそれぞれ他の特約年金受取人またはその法定相続人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が特約年金受取人またはその法定相続人の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。

第6条(保険料の払込免除)

被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険料の払込免除をします。

第7条(特約年金の請求手続、支払時期および支払場所)

- ① この特約の家族生活保障年金または高度障害年金(以下「特約年金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または特約年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 特約年金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して、この特約年金を請求してください。
- ③ 特約年金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 特約年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から特約年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約年金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 特約年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約年金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約年金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第19条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約年金受取人の保険契約締結の目的もしくは特約年金請求の意図に関する保険契約の締結時から特約年金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約年金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、特約年金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

2. この特約の取扱

第8条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。
- ③ この特約が、すでに締結された保険契約における主約款の〔他の特約への一部変更〕または特約の〔他の特約への変更〕の規定により、変更後の特約となる場合には、第28条(特約の更新)第9項の規定を準用して取り扱います。

第9条(この特約の承継)

特約年金受取人は、特約年金の年金開始日にこの特約の権利・義務を承継します。

第10条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で定めるものとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。

1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
2. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
3. 第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)第1項第1号(ハ)の免責事由に該当した場合
4. 第15条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ④ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納することを要します。
- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑥ 被保険者が特約年金の支払事由に該当したときは、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込は要しません。

第11条(特約保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算して、その取扱をします。

第12条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の特約年金の支払事由が発生したときは、会社は、その未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- ② 猶予期間中に、この特約の特約年金の支払事由が発生したときは、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者はその猶予期間の満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、特約年金を支払いません。

第13条(特約の失効)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。
- ② 前項の場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

第14条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に特に申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合は、主約款の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第15条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または特約年金受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が特約年金を不法に取得する目的または他人に特約年金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第16条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第17条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② この特約の特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約年金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、この特約の特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者またはこの特約の特約年金受取人が証明したときは、会社は、この特約の特約年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第18条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第16条(告知義務)の告知をすることを妨げたととき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第19条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、被保険者(家族生活保障年金の場合は被保険者を除きます。)または特約年金受取人がこの特約の特約年金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に特約年金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の特約年金の請求に関し、特約年金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 保険契約者、被保険者または特約年金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (ニ) 保険契約者または特約年金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約年金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、特約年金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに特約年金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。また、前項第3号のみに該当しこの特約を解除する場合で、前項第3号の(イ)から(ホ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分についてのみ解除するものとします。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または特約年金受取人に解除の通知をします。
- ④ この特約を解除した場合は、会社は、返戻金(年金開始日以後は、特約年金の一括支払の請求を受け付けなかったものとして計算した金額とします。以下、本条において同じとします。)があるときはこれを保険契約者(年金開始日以後は、特約年金受取人)とします。以下、本条において同じとします。)に払い戻します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第20条(特約の解約)

- ① 保険契約者は、特約年金の支払事由が発生する前に限り、将来に向かってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- ② 保険契約者が前項の規定により解約返戻金を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

第21条(特約年金受取人による保険契約の存続)

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす特約年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じ、会社が第1回の特約年金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の範囲内で、前項本文の金額を債権者等に支払い、以後つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1回の特約年金の支払額が、前項本文の金額を満たす場合
第1回の特約年金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を特約年金受取人に支払い、第2回以後の特約年金の支払については、第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)の規定を適用します。
 2. 第1回の特約年金の支払額が、前項本文の金額を満たさない場合
(イ) 第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)の規定にかかわらず、第2回以後の特約年金は、第1項の解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に一括して支払うこととし、当該支払うべき金額の範囲内で、前項本文の金額から第1回の特約年金の支払額を差し引いた金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約年金受取人に支払います。
(ロ) 第2回以後の特約年金の一括支払については、第2条(特約年金の一括支払)の規定を準用して、これを取り扱います。

第22条(特約の解約返戻金)

解約返戻金は保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数または経過年月数により、その他のときについてはその経過年月数により、会社の定める方法によって計算します。

第23条(特約年金額の減額)

- ① 保険契約者は、特約年金の支払事由が発生する前に限り、特約年金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約年金額が会社の定める額に満たない場合にはこの取扱をしません。
- ② 主契約の保険金額が減額された場合(主契約に付加されている養老特約または終身特約が減額または解約された場合を含みます。)は、会社所定の限度を超える場合には、その限度まで特約年金額を減額します。
- ③ 特約年金額が減額したときは、その減額した部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、保険料払込期間中においては、将来の保険料を改めます。

第24条(年金支払期間の変更)

保険契約者は、会社の承諾および被保険者の同意を得て、特約年金の支払事由が発生する前に限り、会社の定める範囲内で、年金支払期間の変更をすることができます。

第25条(特約の保険期間の変更)

この特約の保険期間の変更は、主契約の保険期間の変更と同時に、会社の定める範囲内で取り扱います。

第26条(特約年金受取人の住所の変更)

- ① 年金開始日以後、特約年金受取人が、住所または居所(通信先を含みます。以下同じとします。)を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
- ② 前項の通知がなく、特約年金受取人の住所または居所を会社が確認できなかったときには、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、特約年金受取人に到達したものとみなします。

第27条(特約の消滅)

- ① 特約年金の支払事由が発生する前につぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の場合にはこの特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。

第28条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、この特約の保険期間満了の日の翌日(以下「特約更新日」といいます。)に更新されるものとします。ただし、この場合、この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを要します。
1. この特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の前日であること
 2. 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
 3. 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後のこの特約の保険期間および特約年金額は更新前のこの特約の保険期間および特約年金額と同一とします。ただし、更新後の特約の保険期間について前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで、保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および特約年金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後の特約年金の種類および年金支払期間はつぎの各号の定めるところによります。
1. 更新前の特約年金が年満了確定年金の場合、更新後の特約年金は年金支払期間が更新前の特約年金の年金支払期間と同一の年満了確定年金とします。
 2. 更新前の特約年金が歳満了確定年金の場合、更新後の特約年金は支払満了年齢が更新前の特約年金の支払満了年齢と同一の歳満了確定年金とします。ただし、特約更新日からその日を含めて、特約年金の支払満了年齢に被保険者が達すべき主契約の年単位の契約応当日の前日までの期間が10年以下となる場合には、更新後の特約年金は10年確定年金とします。
- ⑤ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑥ 更新後の第1回保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの保険料)は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第11条(特約保険料の自動貸付)および第12条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑦ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
1. 特約年金の支払および特約の保険料の払込免除に関しては、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約から継続したものとして取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑧ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑨ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)
- ⑩ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑪ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加することがあります。

第29条(他の特約への変更)

- ① この特約を付加した主契約が〔養老特約〕、〔終身特約〕または〔定期保険特約〕を付加できる契約で、会社所定の条件を満たす場合は、保険契約者は、この特約の保険期間中または更新時に会社の定める範囲内で、被保険者選択を受けることなくこの特約の全部または一部を〔養老特約〕、〔終身特約〕または〔定期保険特約〕(以下「変更後特約」といいます。)へ変更することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には本条の変更を取り扱いません。
1. この特約の保険料の払込が免除されているとき
 2. この特約に特別取扱特約条項が付加されているとき。ただし、特別条件として保険金削減支払による方法が付加されている場合で、すでに保険金の削減期間が満了している場合を除きます。
- ② 本条の変更は、この特約の保険期間中に変更後特約へ変更する場合は主契約の月単位の契約応当日(主契約が年払契約または半年払契約の場合は、主契約の年単位の契約応当日または半年単位の契約応当日)を変更日として、更新時に変更後特約へ変更する場合は特約更新日を変更日として、変更日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り取り扱います。
- ③ 変更後特約の第1回保険料の払込はつぎの各号の定めるところによります。
1. この特約の保険期間中に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法に応じて、主約款の保険料の払込の猶予期間の規定を準用し、猶予期間内に変更後特約の第1回保険料の払込がなかった場合には、変更の申出はなかったものとして取り扱います。
 2. この特約の更新時に変更後特約へ変更する場合
変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主約款の保険料の払込、猶予期間および失効、保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ④ 変更後特約の保険金の支払、保険料の払込免除に関しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- ⑤ 変更後特約の保険料は、変更日における被保険者の年齢(保険期間中に変更後特約へ変更する場合は、会社の定める方法により変更日における被保険者の年齢を基準として計算します。)および変更後特約の保険金額によって定めます。
- ⑥ 変更後特約には、変更後特約の変更日における特約条項および保険料率が適用されます。

- ⑦ この特約の保険期間中に変更後特約に変更する場合、この特約の変更された部分は変更日の前日に解約されたものとします。
- ⑧ この特約が変更後特約に変更された場合は、会社は、前条第9項の規定を準用して取り扱います。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、「死亡保険金または高度障害保険金の支払事由の発生する保険契約」とあるのは「特約年金の支払事由の発生により特約年金を支払うべき特約」と、この特約が更新された場合には、「責任開始日」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 前項のほか、この特約の保険期間と主契約の保険期間とが異なる場合で、この特約の保険期間が満了するときは、この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、この特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ③ 前項の規定により割り当てられた契約者配当金は、主契約の契約者配当金に加えて支払います。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のこの特約に対して、契約者配当金を割り当て、年金開始日に特約年金受取人が指定したつぎのいずれかの方法により支払います。
- (イ) 現金で支払う方法
次の事業年度の年金支払日に特約年金とともに特約年金受取人に支払います。
- (ロ) 利息を付けて積み立てる方法
次の事業年度の年金支払日から積立契約者配当金とし、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、つぎのいずれかの事由が生じたときに支払います。
- (a) 特約年金受取人の請求があったとき
- (b) この特約が消滅したとき
- (ハ) 付加年金を買い増しする方法
次の事業年度の年金支払日につぎに定める年金(以下「付加年金」といいます。)の一時払保険料に充当します。
- (a) 年金の支払期間
年金支払期間の満了日を主たる特約年金と同じにする確定年金とします。
- (b) 付加年金の支払
付加年金は、主たる特約年金とともに支払い、付加年金のみの支払は取り扱いません。
- (c) 付加年金の契約者配当金
本条の規定を準用して主たる特約年金の契約者配当金とともに処理します。

第31条(時効)

特約年金、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第32条(管轄裁判所)

この特約における特約年金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟について、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

第34条

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第6条(保険料の払込免除)、第10条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第2項から第6項まで、第11条(特約保険料の自動貸付)、第12条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)、第28条(特約の更新)第1項第1号および第3号の規定は適用しません。
- この特約の規定中、「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
- 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
- 主契約において保険契約者に対する貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
- 主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、この特約が更新される場合は、更新後のこの特約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)は主契約の保険料払込方法および保険料払込方法(経路)と同一に変更し更新されるものとします。ただし、保険契約者の申出があれば一時払で更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込むことを要し、第12条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- 主契約において保険料の払込が免除されているときは、第28条(特約の更新)の規定にかかわらず、この特約の更新は行いません。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、一時払保険料が払い込まれる場合は特約の更新の取扱を行います。この場合、一時払保険料の払込に関しては前号の規定を準用します。
- 保険料払込方法を年払、半年払または月払に変更してこの特約を更新した場合、更新日以後、更新日前に生じた事由により、保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険料の払込免除の取扱は行いません。

中途付加する場合の特則

第35条

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時

(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- 前号に規定する責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合には、第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)第1項第1号の規定にかかわらず特約年金を支払いません。この場合には、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
- この特約を中途付加した場合には、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
- この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第10条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第3項の規定は、この特約を平成22年3月2日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成22年3月2日以後に更新する場合および平成22年3月2日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

第21条(特約年金受取人による保険契約の存続)の適用に関する特則

第21条(特約年金受取人による保険契約の存続)の規定は、同条第1項の解約の通知が保険法(平成20年法律第56号)の施行の日以後に会社に到達した場合に適用します。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第25条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第27条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と、同条第1項第2号の規定中「高度障害状態に該当したときを」「高度障害状態による保険料の払込免除事由が生じたとき」と、同条第8項の規定中「主契約の死亡保険金および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り。)」とあるのは、「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第6条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第17条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第11条(特約保険料の自動貸付)第1項の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第25条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第27条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第28条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と、第30条(特約の契約者配当金)の規定中「死亡保険金または高度障害保険金の支払事由の発生する」とあるのは「死亡給付金の支払事由の発生により消滅する」と読み替えて適用します。

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第25条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と、第30条(特約の契約者配当金)の規定中「死亡保険金または高度障害保険金の支払事由の発生する」とあるのは「死亡保険金、高度障害保険金の支払事由の発生により消滅する」と読み替えて適用します。

変額保険(有期型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第11条(特約保険料の自動貸付)、第25条(特約の保険期間の変更)の規定は適用しません。
2. 第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第27条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済終身保険」と、第30条(特約の契約者配当金)の規定中「死亡保険金または高度障害保険金の支払事由の発生する」とあるのは「死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅する」と読み替えて適用します。
3. 本条の規定により主契約にこの特約を付加した場合には、この特約については、特別勘定による運用はしません。
4. この特約については主約款の[契約者貸付]の規定は準用しません。
5. この特約を中途付加した場合、この特約の保険期間および年齢の計算については第35条(中途付加する場合の特則)第3号の規定を適用せず、主約款第12条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、主契約の契約日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、主契約の契約日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 第11条(特約保険料の自動貸付)、第25条(特約の保険期間の変更)の規定は適用しません。
3. 第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、第27条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額払済終身保険」と、第30条(特約の契約者配当金)の規定中「死亡保険金または高度障害保険金の支払事由の発生する」とあるのは「死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅する」と読み替えて適用します。
4. 本条の規定により主契約にこの特約を付加した場合には、この特約については、特別勘定による運用はしません。
5. この特約については主約款の[契約者貸付]の規定は準用しません。
6. この特約を中途付加した場合、この特約の保険期間および年齢の計算については第35条(中途付加する場合の特則)第3号の規定を適用せず、主約款第12条(会社の責任開始期)第2項の規定を準用します。

新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
2. 主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には、主約款の被保険者変更に関する

規定に準じて、この特約の被保険者も同時に変更されたものとして取り扱います。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 28 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 29 条(他の特約への変更)の規定の適用に際しては、[定期保険特約]への変更に替え、主契約の保険金額の増額をすることができます。
3. 前号の取扱には、主約款の[保険金額の増額]の規定を準用します。
4. 自動増額する前の特約の保険料払込方法が一時払で第2号の主契約の保険金額の自動増額を行った場合は、主契約の更新日以後、更新日前に生じた理由により、主契約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、自動増額分の保険金額に対応する保険料の払込免除の取扱は行いません。
5. 第 11 条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合には、第 30 条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合(払済保険に変更されたことによって消滅する場合を除きます。)」で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約」とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合(主契約が払済保険に変更されたことによって消滅する場合を除きます。)、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。)」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によって割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社へすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
- ④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が 80 歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第 25 条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 30 条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合(払済保険に変更されたことによって消滅する場合を除きます。)」で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約」とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合(主契約が払済保険に変更されたことによって消滅する場合を除きます。)、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。)」とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によって割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社へすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
- ④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第 23 条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
2. 第 30 条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合(払済保険に変更されたことにより消滅する場合を除きます。)」で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約」とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合(主契約が払済保険に変更されたことにより消滅する場合を除きます。)、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日」(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。))とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によって割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社にすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
- ④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。))が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第 28 条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第 29 条(他の特約への変更)の規定の適用に際しては、[定期保険特約]への変更に替え、主契約の保険金額の増額をすることができます。
3. 前号の取扱には、主約款の[保険金額の増額]の規定を準用します。
4. 自動増額する前の特約の保険料払込方法が一時払で第2号の主契約の保険金額の自動増額を行った場合は、主契約の更新日以後、更新日前に生じた理由により、主契約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、自動増額分の保険金額に対応する保険料の払込免除の取扱は行いません。
5. 第 11 条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
6. 第 30 条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約」とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日」(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。))とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によって割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社にすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
- ④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が保険料払込期間経過後に養老年金に変更された場合には消滅します。
2. 第 23 条(特約年金額の減額)第2項の規定中、「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の契約時保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第 25 条(特約の保険期間の変更)の規定中、「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第 27 条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えて適用します。
5. 第 30 条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合(払済保険に変更されたことにより消滅する場合を除きます。)」で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合(主契約が払済保険に変更されたことにより消滅する場合を除きます。)、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日」(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。)とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によって割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社にすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
- ④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

新自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と、同条第1項第2号の規定中「高度障害状態に該当したときを」「高度障害状態による保険料の払込免除事由が生じたとき」と、同条第8項の規定中「主契約の死亡保険金および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り。)」とあるのは、「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第6条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第17条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第11条(特約保険料の自動貸付)第1項の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第25条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第27条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第28条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と、第30条(特約の契約者配当金)の規定中「死亡保険金または高度障害保険金の支払事由の発生する」とあるのは「死亡給付金の支払事由の発生により消滅する」と読み替えて適用します。

5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の被保険者」と、同条第1項第2号の規定中「高度障害状態に該当したときを」「高度障害状態による保険料の払込免除事由が生じたとき」と、同条第8項の規定中「主契約の死亡保険金および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り。)」とあるのは、「主契約の年金受取人および死亡給付金受取人」と、第6条(保険料の払込免除)の規定中「主約款に規定する保険料の払込免除事由」とあるのは「主約款第17条(保険料の払込免除)第1項第2号に規定する保険料の払込免除の事由」と、第11条(特約保険料の自動貸付)第1項の規定中「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と、第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と、第25条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の年金開始日」と、第27条(特約の消滅)第1項第2号および第3項の規定中「払済保険」とあるのは「払済年金保険」と、第28条(特約の更新)第1項第3号の規定中「主契約の保険料払込期間満了の日」とあるのは「主契約の年金開始日の前日」と読み替えて適用します。
3. 第30条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合(払済年金保険に変更されたことにより消滅する場合を除きます。)」で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合(主契約が払済年金保険に変更されたことにより消滅する場合を除きます。)、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日」(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。)とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によって割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社にすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。

④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第25条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第30条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金または給付金の支払以外の事由により消滅する場合(払済保険に変更されたことによつて消滅する場合を除きます。)」で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約」とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合で(主契約が払済保険に変更されたことによつて消滅する場合を除きます。)、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日」(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。)とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によつて割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社へすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
- ④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
2. 第30条(特約の契約者配当金)の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

第30条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当および処理については、主約款の規定を準用し、主契約の契約者配当金に加えて支払います。ただし、主約款の契約者配当金の割当の規定中、特約の保険金の支払事由の発生により消滅する場合の規定は適用しません。また、「特約の保険金の支払以外の事由により消滅する場合(払済保険に変更されたことによつて消滅する場合を除きます。)」で、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する保険契約」とあるのは「年金開始日前にこの特約が消滅する場合で(主契約が払済保険に変更されたことによつて消滅する場合を除きます。)、責任開始日以後2年および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえて消滅する特約」とします。この特約が更新された場合には、「責任開始日」(保険期間の満了以外の事由によりこの特約が消滅する場合および特約年金額が減額される場合の規定を除きます。)とあるのは「更新日」と読み替えて準用します。
- ② 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由が発生した場合は、責任開始日および直前の5年ごとの契約応当日以後1年をこえる特約に契約者配当金を割り当てます。また、会社は、毎事業年度末において継続中の年金開始日以後のつぎの特約に対して、計算した利差配当を、契約者配当金として割り当てます。
 1. 次の事業年度中に年金開始日の5年ごとの応当日(以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。)が到来する特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当を行いません。
 2. 次の事業年度中に年金支払期間が満了する特約
 3. 次の事業年度中に年金開始日および直前の5年ごとの応当日以後1年をこえて特約年金の一括支払が行われる特約
- ③ 前項によつて割り当てられた契約者配当金は、次の事業年度の年金支払日から会社へすえ置き、この日から会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、特約年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
- ④ この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合および更新(この特約の更新時に他の特約への変更が行われた場合を含みます。以下本条において同じとします。)が行われた場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日および更新日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約年金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約および更新された特約については第1項の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第28条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第29条(他の特約への変更)の規定の適用に際しては、〔定期保険特約〕への変更に替え、主契約の保険金額の増額をすることができます。
3. 前号の取扱には、主約款の〔保険金額の増額〕の規定を準用します。

4. 自動増額する前の特約の保険料払込方法が一時払で第2号の主契約の保険金額の自動増額を行った場合は、主契約の更新日以後、更新日前に生じた理由により、主契約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、自動増額分の保険金額に対応する保険料の払込免除の取扱は行いません。
5. 第11条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
6. 第30条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

無配当普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通養老保険の契約に付加する場合には、第30条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
3. 第25条(特約の保険期間の変更)の規定中「主契約の保険期間」とあるのは「主契約の保険料払込期間」と読み替えて適用します。
4. 第30条(特約の契約者配当金)第1項但書き、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第28条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第11条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
3. 第30条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第28条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第11条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
3. 第30条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. 第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)第1項および第8項の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「この特約の年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えて適用します。
3. 保険契約者またはその承継人は、この特約の特約年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、この特約の年金受取人を変更することができます。ただし、前号に定める被保険者を変更することはできません。
4. 前号の通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の年金受取人にこの特約の特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の年金受取人からこの特約の特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. この特約の年金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をこの特約の年金受取人とします。
6. 前号の規定によりこの特約の年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定によりこの特約の年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人をこの特約の年金受取人とします。
7. 前2号の規定によりこの特約の年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
8. 第3号から第7号までの規定によるほか、保険契約者またはその承継人は、この特約の特約年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、この特約の年金受取人を変更することができます。ただし、第2号に定める被保険者を変更することはできません。
9. 前号の規定によるこの特約の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
10. 前2号の規定によるこの特約の年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。
11. 第11条(特約保険料の自動貸付)、第30条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第8条(特約の締結および責任開始日)第2項の規定中「責任開始日」とあるのは「責任開始日および契約日」と読み替えて適用します。
2. この特約の保険期間は、この特約の契約日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合は、この特約の契約日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
3. 主契約の保険料払込期間が終身の場合で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
4. この特約については、主約款第3条(積立利率等)の規定は適用しません。
5. 第25条(特約の保険期間の変更)、第29条(他の特約への変更)、第30条(特約の契約者配当)第1項但書、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険(05)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険(05)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間(主契約の保険料払込期間が終身の場合は、この特約の責任開始日から被保険者の契約年齢が80歳に達する年単位の契約応当日の前日までの期間)内で定めるものとします。
2. 第30条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

3. 主契約の保険契約の型がⅠ型の場合は、前2号に定めるほか、つぎのとおりとします。
 (イ) 第11条(特約保険料の自動貸付)第2項の規定は「前項の場合には、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。」と読み替えて適用します。
 (ロ) 主約款の規定により貸付を行う場合には、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に合算しません。
4. 主契約の保険契約の型がⅡ型の場合は、第1号および第2号に定めるほか、つぎのとおりとします。
 (イ) 第1条(家族生活保障年金および高度障害年金の支払)第1項および第8項の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「この特約の年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えて適用します。
 (ロ) 保険契約者またはその承継人は、この特約の特約年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、この特約の年金受取人を変更することができます。ただし、(イ)に定める被保険者を変更することはできません。
 (ハ) (ロ)の通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の年金受取人にこの特約の特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の年金受取人からこの特約の特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 (ニ) この特約の年金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をこの特約の年金受取人としてします。
 (ホ) (ニ)の規定によりこの特約の年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、(ニ)の規定によりこの特約の年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人をこの特約の年金受取人としてします。
 (ヘ) (ニ)および(ホ)の規定によりこの特約の年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 (ト) (ロ)から(ヘ)までの規定によるほか、保険契約者またはその承継人は、この特約の特約年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、この特約の年金受取人を変更することができます。ただし、(イ)に定める被保険者を変更することはできません。
 (チ) (ト)の規定によるこの特約の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 (リ) (ト)および(チ)の規定によるこの特約の年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。
 (ヌ) 第11条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、第28条(特約の更新)の規定を準用してこの特約の更新を取り扱います。
2. 第23条(特約年金額の減額)第2項の規定中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えて適用します。
3. 第11条(特約保険料の自動貸付)の規定は適用しません。
4. 第30条(特約の契約者配当金)第1項但書、同条第2項、第3項および第4項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1. 第1回の家族生活保障年金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (5) 保険証券
2. 第2回以後の家族生活保障年金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (3) 保険証券
3. 第1回の高度障害年金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、印鑑証明書および第2回以後の年金を請求する場合に使用する印鑑届 (4) 保険証券
4. 第2回以後の高度障害年金	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (3) 保険証券
5. 未払の特約年金の現価	(1) 会社所定の支払請求書 (2) 受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (3) 保険証券
(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (注2) 上記1.において、保険契約者が遺言にてこの特約の年金受取人の変更を行った場合で、その受遺者が請求を行う場合には、その事実を証する法律上有効な遺言書をご提出ください。	

終身特約

(この特約の趣旨)

この特約は、終身にわたる保障額を増やすことを内容とするものです。

第1条(特約の締結)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約が、すでに締結された保険契約における普通保険約款の〔他の特約への一部変更〕または特約の〔他の特約への変更〕の規定により、変更後の特約となる場合には、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
 1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めるときは、その氏名または商号等
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)

第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第3条(特約の保険期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は主契約と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
 2. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
 3. 第11条(保険金を支払わない場合)第1項第1号(ハ)の免責事由に該当した場合
 4. 第17条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合

第4条(特約の保険契約者および被保険者)

この特約の保険契約者および被保険者は、主契約の保険契約者および被保険者と同一人とします。

第5条(特約の保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算して、その取扱をします。

第6条(特約の失効および復活)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。
- ② 主契約が復活した場合には、別段の申出がないときはこの特約も同時に復活します。

第7条(特約保険金の支払)

- ① 会社は、この特約の保険金をつぎのとおり支払います。

特約保険金の種類	支払事由および受取人
1. 特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したときは、主契約の死亡保険金受取人(以下「死亡保険金受取人」といいます。)に支払います。
2. 特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたときは、主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

- ② この特約の保険金額(以下「特約保険金額」といいます。)はつぎのとおりです。

保険金の区分	特約保険金額
1. 特約死亡保険金	特約保険金額とします。
2. 特約高度障害保険金	

- ③ この特約の保険金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
- ④ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。

第8条(保険金の請求手続、支払時期および支払場所)

- ① この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金(以下「保険金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金の受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して保険金を請求してください。
- ③ 保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)

す)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。

1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第21条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第9条(保険料の払込免除)

会社は、主契約について保険料の払込が免除された場合には、主約款の規定を準用して、同時にこの特約の将来の保険料を免除します。

第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約の保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中に、この特約の保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、保険金を支払いません。

第11条(保険金を支払わない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には第7条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず保険金を支払いません。

保険金の種類	免責事由
1. 特約死亡保険金	(イ) 被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき (ロ) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その死亡保険金受取人が一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 (ハ) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき (ニ) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。
2. 特約高度障害保険金	(イ) 被保険者の犯罪行為によるとき (ロ) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (ハ) 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。

- ② 前項第1号(イ)、(ロ)または(ニ)の本文の場合には、会社は、責任準備金(会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。)を保険契約者に支払います。ただし、前項第1号(ロ)でその死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項第2号の規定によって特約高度障害保険金が支払われない保険契約は、継続するものとします。

第12条(特約による貸付)

保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、貸付を受けることができます。

第13条(特約の減額、払済終身保険への変更)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、特約保険金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
- ② 特約保険金額が減額されたときは、その減額された部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、将来の保険料を更正します。
- ③ この特約のみの払済終身保険への変更は取り扱いません。

第14条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第15条(特約の解約返戻金)

この特約が解約もしくは解除されたとき、または効力を失ったときもしくは消滅したときは、保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数または経過年月数により、その他のときについてはその経過年月数により、会社の定める方法によって計算した

解約返戻金を保険契約者に支払います。

第16条(特約の消滅等)

- ① つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は、消滅するものとします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 主契約が払済終身保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の場合には、この特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の払済終身保険の計算の基礎となる解約返戻金に合算します。

第17条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者、または保険金の受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第19条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第20条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第18条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第21条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- ④ この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第 22 条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当については、主約款の規定を準用します。
- ② この特約の契約者配当金の割当がある場合には、その契約者配当金を主契約の契約者配当金に含めて支払います。

第 23 条(主契約がすべて養老年金、夫婦年金または介護保障に移行した場合の取扱)

主契約のすべてについて、養老年金に移行した場合、夫婦年金移行特約により夫婦年金に移行した場合または介護保障移行特約により介護保障に移行した場合は、この特約は消滅するものとします。

第 24 条(時効)

保険金、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第 25 条(管轄裁判所)

この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 26 条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

中途付加する場合の特則**第 27 条**

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合
(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. この特約を主契約の保険料払込期間満了後に付加する場合は、保険料の払込方法は一時払とします。
3. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

保険料払込方法が一時払の場合の特則**第 28 条**

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条(特約の保険期間および保険料の払込)第2項および第3項、第5条(特約の保険料の自動貸付)、第9条(保険料の払込免除)および第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定は適用しません。
2. この特約の規定中、「第一回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
3. 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
4. 第16条(特約の消滅等)の規定にかかわらず、主契約が払済終身保険に変更された場合には、この特約は、この特約と同じ保険種類の払済終身保険に変更します。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第3条(特約の保険期間および保険料の払込)第3項の規定は、この特約を平成22年3月2日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成22年3月2日以後に更新する場合および平成22年3月2日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合で中途付加が行われた日の直前の契約応日からその日を含めて1年以内に転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合で、この特約が主契約の責任開始日以後付加され、中途付加が行われた日の直前の契約応日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第22条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、第22条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第7条(特約保険金の支払)の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「この特約の死亡保険金受取人」と読み替えて適用します。
2. 第7条(特約保険金の支払)第1項第2号に定める支払事由および受取人は「被保険者が、この特約の責任開始日または復活日以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したとき(この場合、責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日または復活日以後の傷害または疾病(責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。))は、被保険者に支払います。」と読み替えて適用します。
3. 第7条(特約保険金の支払)および前号の規定のほか、保険金の支払についてはつぎのとおり取り扱います。
(イ) 被保険者が高度障害状態になった場合でも、特約高度障害保険金を請求する前に被保険者が死亡したときは、高度障害状態にならないで死亡したものと取り扱います。
(ロ) 特約高度障害保険金を支払ったときは、被保険者が高度障害状態に該当した時にさかのぼって、この特約は消滅します。
4. 保険契約者またはその承継人は、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、第2号に定める受取人を変更することはできません。
5. 前号の通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の死亡保険金受取人にこの特約の保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の死亡保険金受取人からこの特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

6. この特約の死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
7. 前号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をこの特約の死亡保険金受取人とします。
8. 前2号の規定によりこの特約の死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
9. 第4号から第8号までの規定によるほか、保険契約者またはその承継人は、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、この特約の死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、第2号に定める受取人を変更することはできません。
10. 前号の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
11. 前2号の規定によるこの特約の死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対して対抗できません。
12. 第22条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1. 特約死亡保険金	(1) 会社所定の特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 特約死亡保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (5) 保険証券
2. 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 特約高度障害保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が特約高度障害保険金受取人と同一人の場合は不要) (5) 保険証券
(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。 (注2) 上記1.において、保険契約者が遺言にてこの特約の保険金の受取人の変更を行った場合で、その受遺者が請求を行う場合には、その事実を証する法律上有効な遺言書をご提出ください。	

養老特約

(この特約の趣旨)

この特約は、養老保険型の保険金額を増やすことを内容とするものです。

第1条(特約の締結)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約が、すでに締結された保険契約における普通保険約款の〔他の特約への一部変更〕または特約の〔他の特約への変更〕の規定により、変更後の特約となる場合には、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
 1. 保険契約の種類
 2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
 3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
 4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
 5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
 6. 保険契約者の氏名または商号等
 7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
 8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
 9. 保険証券の作成地および作成年月日
 10. 会社名
 11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)

第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第3条(特約の保険期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で定めるものとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、保険料の払込方法が年払または半年払の場合で、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したときには、会社は、払い込まれた保険料のうち、会社の定める方法により計算した、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻します。ただし、つぎの各号に定める場合を除きます。
 1. この特約の支払事由に該当して、この特約が消滅した場合
 2. 主契約が支払事由に該当して消滅することで、この特約が消滅した場合
 3. 第11条(保険金を支払わない場合)第1項第1号(ハ)の免責事由に該当した場合
 4. 第17条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)に該当した場合
- ④ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間満了時まで一括して前納してください。
- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

第4条(特約の保険契約者および被保険者)

この特約の保険契約者および被保険者は、主契約の保険契約者および被保険者と同一人とします。

第5条(特約の保険料の自動貸付)

- ① 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を準用します。
- ② 前項の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算して、その取扱をします。

第6条(特約の失効および復活)

- ① 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。
- ② 主契約が復活した場合には、別段の申出がないときはこの特約も同時に復活します。

第7条(特約保険金の支払)

- ① 会社は、この特約の保険金をつぎのとおり支払います。

特約保険金の種類	支払事由および受取人
1. 特約死亡保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したときは、主契約の死亡保険金受取人(以下「死亡保険金受取人」といいます。)に支払います。
2. 特約高度障害保険金	この特約の被保険者が、この特約の責任開始日または復活日以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したとき((この場合、責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日または復活日以後の傷害または疾病(責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。))は、主契約の高度障害保険金受取人に支払います。
3. 特約満期保険金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了の時まで生存したときは、主契約の満期保険金受取人に支払います。

- ② この特約の保険金額(以下「特約保険金額」といいます。)はつぎのとおりです。

保険金の区分	特約保険金額
1. 特約死亡保険金	特約保険金額とします。
2. 特約高度障害保険金	
3. 特約満期保険金	

- ③ この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより特約高度障

害保険金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものととして、特約高度障害保険金を支払います。ただし、特約満期保険金を支払ったときは、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。

- ④ この特約の保険金の受取人は、第1項に規定するそれぞれの保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 第1項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り)の場合には、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。
- ⑥ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始日または復活日前の疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始日または復活日以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始日または復活日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始日または復活日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第8条(保険金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約満期保険金(以下「保険金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金の受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して保険金を請求してください。
- ③ 保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第21条(重大事由による解除)第1項第3号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第9条(保険料の払込免除)

会社は、主契約について保険料の払込が免除された場合には、主約款の規定を準用して、同時にこの特約の将来の保険料を免除します。

第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約の保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中に、この特約の保険金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、保険金を支払いません。

第11条(保険金を支払わない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には第7条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず保険金を支払いません。

保険金の種類	免責事由
1. 特約死亡保険金	(イ)被保険者が、責任開始日または復活日から起算して3年以内に自殺したとき (ロ)死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただしその死亡保険金受取人が一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。 (ハ)保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき (ニ)被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。

保険金の種類	免責事由
2. 特約高度障害保険金	(イ)被保険者の犯罪行為によるとき (ロ)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (ハ)被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度により全額を支払いまたは削減して支払います。

- ② 前項第1号(イ)、(ロ)または(ニ)の本文の場合には、会社は、責任準備金(会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。以下同じとします。)を保険契約者に支払います。ただし、前項第1号(ロ)でその死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、支払わない部分の保険金額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。
- ③ 第1項第2号の規定によって特約高度障害保険金が支払われない保険契約は、継続するものとします。

第12条(特約による貸付)

保険契約者は、会社の定める金額の範囲内で、貸付を受けることができます。

第13条(特約の減額、払済保険への変更)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、特約保険金額のみを減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
- ② 特約保険金額が減額されたときは、その減額された部分に対する解約返戻金を保険契約者に払い戻し、かつ、将来の保険料を更正します。
- ③ この特約のみの払済保険への変更は取り扱いません。

第14条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第15条(特約の解約返戻金)

この特約が解約もしくは解除されたとき、または効力を失ったときもしくは消滅したときは、保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数または経過年月数により、その他のときについてはその経過年月数により、会社の定める方法によって計算した解約返戻金を保険契約者に支払います。

第16条(特約の消滅等)

- ① つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は、消滅するものとします。
- 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - 主契約が払済保険に変更されたとき
- ② 前項第1号の場合には、この特約の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
- ③ 第1項第2号の場合には、この特約の解約返戻金を主契約の払済保険の計算の基礎となる解約返戻金に合算します。

第17条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第19条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第20条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
- 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 - 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第18条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 - 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 - 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 - この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第21条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 保険契約者、被保険者(特約死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がこの特約の保険金(保険

料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
(イ)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ニ)保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(イ)から(ホ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- ④ この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第22条(特約の保険期間の変更)

- ① この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。
- ② 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約は会社の定める方法により取り扱います。

第23条(特約の契約者配当金)

- ① この特約の契約者配当金の割当については、主約款の規定を準用します。
- ② この特約の契約者配当金の割当がある場合には、その契約者配当金を主契約の契約者配当金に含めて支払います。

第24条(時効)

保険金、解約返戻金その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第25条(管轄裁判所)

この特約における保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

中途付加する場合の特則

第27条

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
(イ)会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
(ロ)この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. この特約の保険期間は、前号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
3. この特約を主契約の保険料払込期間満了後に付加する場合は、保険料の払込方法は一時払とします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

保険料払込方法が一時払の場合の特則

第28条

この特約の保険料払込方法が一時払の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条(特約の保険期間および保険料の払込)第2項から第5項まで、第5条(特約の保険料の自動貸付)、第9条(保険料の払込免除)および第10条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定は適用しません。
2. この特約の規定中、「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えて適用します。
3. 主契約において保険料の自動貸付の取扱を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に合算します。
4. 第16条(特約の消滅等)の規定にかかわらず、主契約が払済保険に変更された場合には、この特約は、この特約と同じ保険種類の払済保険に変更します。

幼児契約に関する特則

第29条

- ① この特約の保険料払込方法が年払、半年払または月払の契約で、被保険者の契約年齢が4歳に達しない間に死亡または高度障害状態になったときは、特約死亡保険金額または特約高度障害保険金額は特約満期保険金額につきつぎの割合を乗じて得た金額を支払います。

契約年齢	0歳	1歳	2歳	3歳
保険年度				
第1年度	0.5	0.5	0.5	0.8
第2年度	0.5	0.5	0.8	
第3年度	0.5	0.8		
第4年度	0.8			

② 被保険者の契約年齢が4歳に達しない間は、払済保険への変更、保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

年払契約または半年払契約の保険料の取扱に関する特則

第3条(特約の保険期間および保険料の払込)第3項の規定は、この特約を平成 22 年3月2日前に締結された保険契約(当該保険契約を平成 22 年3月2日以後に更新する場合および平成 22 年3月2日前に締結された無配当積立利率変動型生涯保障保険のセット加入契約として取り扱う場合を含みます。)に付加する場合には適用しません。

災害給付・短期養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害給付・短期養老保険の契約に付加する場合には、第5条(特約の保険料の自動貸付)、第 27 条(中途付加する場合の特則)の規定は適用されません。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 毎事業年度末において継続中の保険契約で、つぎの事業年度中にこの特約の保険期間が満了する契約に対して契約者配当金を割り当てます。
3. この特約の規定中「主契約が払済保険に変更」とあるのは「主契約が払済終身保険に変更」と読み替えて適用します。

年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合の特則

この特約を年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の被保険者は、主契約の第1被保険者とし、
 2. 第7条(特約保険金の支払)第1項および第5項の規定中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の第2被保険者(年金付保険に移行後は主契約の死亡保険金受取人)」、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「主契約の第1被保険者」と、「主契約の満期保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えて適用します。
 3. 毎事業年度末において継続中のつぎの保険契約に対して契約者配当金を割り当て、この特約の保険期間が満了した契約または保険金の支払事由の発生した契約に限り、この特約の当該保険金の受取人に支払います。
- (イ) つぎの事業年度中にこの特約の保険期間が満了する保険契約
(ロ) つぎの事業年度に始まる保険年度の年単位の契約応当日以後その事業年度末までの間に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由の発生(推知)する保険契約

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間は、この特約の責任開始日から主契約の年金開始日の前日までの期間内で定めるものとします。
2. この特約中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の満期保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えて適用します。
3. この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に高度障害状態に該当したときは、主契約の被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡給付金受取人の場合は保険契約者)に特約高度障害保険金を支払い、特約高度障害保険金の受取人をそれ以外の者に変更することはできません。
4. 主契約が主約款第7条(猶予期間および払込がなかった場合の取扱)に定める払済年金保険に変更された場合には、この特約はこの特約と同じ種類の払済保険に変更されます。
5. 毎事業年度末において継続中の保険契約で、つぎの事業年度中にこの特約の保険期間が満了する契約に対して契約者配当金を割り当てます。
6. この特約の規定中「主契約が払済保険に変更」とあるのは「主契約が払済年金保険に変更」と読み替えて適用します。
7. 第5条(特約の保険料の自動貸付)第1項の規定中、「主約款の保険料の自動貸付」とあるのは「主約款の定期保険特約等を付加した場合の特則」と読み替えて適用します。
8. 被保険者が高度障害状態に該当したことにより、特約高度障害保険金を支払ったときは、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当したときにさかのぼって消滅します。

普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 契約者配当金の割当については主約款の規定を準用するほか、毎事業年度末において継続中の保険契約で、つぎの事業年度中にこの特約の保険期間が満了する契約に対して契約者配当金を割り当てます。
3. 主契約の保険料払込期間が終身で払済契約に移行したときは、この特約は消滅します。
4. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。

新生存給付金付定期保険および生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には消滅するものとします。
2. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の者に変更することはできません。

こども保険の契約に付加する場合の特則

この特約をこども保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の保険料払込方法は、一時払とします。
2. 第7条(特約保険金の支払)の規定にかかわらず、特約死亡保険金の受取人は主契約のこども死亡給付金の受取人とし、特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、特約高度障害保険金の受取人は被保険者とし、
3. この特約の特約保険金の受取人は、前号に規定するそれぞれの特約保険金の受取人以外の者に変更することはできません。
4. 毎事業年度末において継続中のこの特約で、次の事業年度の年単位の契約応当日以後その事業年度末までの間に、特約死

亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由の発生により消滅する特約に対し契約者配当金を割り当てます。

有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の変更することはできません。
2. 毎事業年度末において継続中の保険契約で、つぎの事業年度中にこの特約の保険期間が満了する契約に対して契約者配当金を割り当てます。
3. この特約の規定中、「主契約が払済保険に変更」とあるのは「主契約が払済終身保険に変更」と読み替えて適用します。

医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約が主約款第9条(保険契約の更新)の規定により更新された場合には消滅するものとします。
2. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の変更することはできません。
3. この特約の規定中、第5条(特約の保険料の自動貸付)の規定は適用されません。

5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険の契約に付加し、この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第23条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の変更することはできません。
2. 主契約の保険料払込期間が終身で払込済契約に移行したときは、この特約は消滅します。
3. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第23条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約は、主契約の被保険者変更に関する規定により主契約の被保険者の変更が行われた場合には消滅するものとします。
2. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の変更することはできません。
3. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第23条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の変更することはできません。
2. 毎事業年度末において継続中の保険契約で、つぎの事業年度中にこの特約の保険期間が満了する契約に対して契約者配当金を割り当てます。
3. この特約の規定中「主契約が払済保険に変更」とあるのは「主契約が払済終身保険に変更」と読み替えて適用します。
4. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第23条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の変更することはできません。
2. この特約が主契約の責任開始日以後付加された場合で中途付加が行われた日の直前の契約応当日からその日を含めて1年以内に特約の保険期間の満了および転換以外の事由により消滅するときまたは特約保険金額の減額が行われるときは、中途付加が行われた特約については第23条(特約の契約者配当金)の規定にかかわらず、契約者配当金の割当は行いません。

無配当普通養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通養老保険の契約に付加する場合には、第23条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の特約満期保険金の受取人は保険契約者とし、保険契約者以外の変更することはできません。
2. 主契約の保険料払込期間が終身で払込済契約に移行したときは、この特約は消滅します。
3. 主契約の保険料払込期間が終身の場合または主契約の保険料払込方法が一時払の契約で、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅します。
4. 第23条(特約の契約者配当金)第2項の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1. 特約死亡保険金	(1) 会社所定の特約死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 特約死亡保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (5) 保険証券
2. 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の特約高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書および陳述書 (3) 特約高度障害保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が特約高度障害保険金受取人と同一人の場合は不要) (5) 保険証券
3. 特約満期保険金	(1) 会社所定の特約満期保険金支払請求書 (2) 特約満期保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が特約満期保険金受取人と同一人の場合は不要) (4) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

傷病一時給付特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者の医療保障を主たる目的としてつぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
傷病一時給付金	被保険者が所定の入院をし、かつその入院の原因が所定の傷病に該当すると医師によって診断確定されたとき、傷病の種類に応じて基本給付金額に所定の給付倍率を乗じた金額

1. この特約の給付および請求手続

第1条(給付金の支払)

① この特約により支払う傷病一時給付金(以下「給付金」といいます。)はつぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
傷病一時給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間(特約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。以下、本条において同じとします。)中に、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)に治療を直接の目的としてつぎの入院をし、かつその入院の直接の原因となった主約款に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害または疾病が別表2に定める傷病に該当すると医師によって診断確定されたとき。</p> <p>1. この特約の責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始の日とします。以下同じとします。)以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に入院を開始し2日以上継続して入院したとき</p> <p>2. つぎのすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(イ)この特約の責任開始日または復活日以後に発病した疾病を直接の原因とした入院であること</p> <p>(ロ)入院の直接の原因となった疾病が、この特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に、初めて医師によって診断確定されたものであること</p> <p>(ハ)この特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に入院を開始し2日以上継続して入院していること</p>	主契約の給付金受取人	<p>つぎのいずれかにより支払事由が生じたとき</p> <p>(イ)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(ロ)被保険者の犯罪行為によるとき</p> <p>(ハ)被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>(ニ)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>(ホ)被保険者の薬物依存によるとき</p> <p>(ヘ)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>(ト)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>(チ)地震、噴火または津波によるとき</p> <p>(リ)戦争その他の変乱によるとき</p> <p>(ヌ)アルコールの摂取に起因する疾病または性行為感染症およびこれに起因する疾病によるとき</p>

② 給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
傷病一時給付金額	入院1回につき、基本給付金額(基本給付金額の変更があった場合には入院開始日現在の基本給付金額とします。)に、その入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病(医師によって診断確定されたものをいいます。以下、本条において「傷病」といいます。)に応じて別表2に定める給付倍率(以下、給付倍率といいます。)を乗じて得られる額とします。

③ 給付金についてつぎのとおり取り扱いします。

- つぎの入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

(イ)不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
ただし、この場合には第1項第2号(ロ)の規定は適用しません。

(ロ)不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因とする入院

(ハ)異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じとします。)のための入院
- 被保険者が支払事由に該当する入院を開始した場合で、この直接の原因となる傷病が2つ以上ある場合は、給付倍率の最も高い傷病1種類(給付倍率が同じである場合は、別表2に定める傷病番号の最も小さいものとします。)を直接の原因として入院したものとみなし、当該傷病1種類に対してのみ給付金を支払います。
- 被保険者が支払事由に該当する入院中に、つぎの全ての条件を満たす傷病の治療を行う場合には、当該傷病(2つ以上ある場合は給付倍率の最も高いものとし、給付倍率が同じである場合は別表2に定める傷病番号の最も小さいものとします。)を直接の原因として継続して入院したものとみなし、当該傷病1種類に対してのみ給付金を支払います。

(イ)入院開始の直接の原因となった傷病と異なるものであること

(ロ)入院を開始したときに既に生じていた(この特約の責任開始日または復活日以後に発生または発病したものに限り)、もしくは入院中に新たに生じたものであること

(ハ)疾病を直接の原因とする入院の場合は、この特約の責任開始日からその日を含めて90日を経過した後に初めて診断確定されたものであること

(ニ)その給付倍率が入院開始の直接の原因となった傷病の給付倍率よりも高いものであること
- 被保険者が転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日経過前に開始した入院については、継続した1回の入院とみなして取り扱いします。
- 被保険者が給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷病が同一かもしくは医学上重要な関係があると会社が認めたとき、または別表2に定める同一の傷病種類に該当したときは、1回の入院とみなして本条および第2条(給付金の支払限度)の規定を適用します。
- 前号の場合、1回とみなされる入院の開始の直接の原因となった傷病の給付倍率よりも高い給付倍率である、それぞれの入院の直接の原因となった傷病があるときは、当該傷病を1回とみなされる入院の直接の原因とみなし、当該傷病1種類に対してのみ給付金を支払います。
- 第5号の規定にかかわらず、その直接の原因となった傷病が1回とみなされる入院の直接の原因とみなされる入院の開始日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、満了日を含んで継続している入院はこの特約の保険期間中の入院とみなして取り扱いします。

9. 被保険者が入院をし、死亡したためにこの特約が消滅した場合で、この特約の消滅後にその入院の直接の原因となった傷病が初めて診断確定されたときは、この特約の保険期間中に診断確定されたものとみなして取り扱います。
10. 被保険者がこの特約の責任開始時期前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、会社は、その入院は責任開始時期以後の原因によるものとみなします。
11. つぎのいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時期以後に傷病一時給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院により傷病一時給付金の支払事由に該当したときを除きます。
 - (イ) その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (ロ) その疾病について、この特約の責任開始時期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑤ 給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

第2条(給付金の支払限度)

給付金の支払限度はつぎのとおりです。

1. 入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が別表2に定める同一の傷病種類に該当する入院に対する支払は、各傷病種類につき2回を限度とします。
2. 通算支払限度は、支払われた給付金の給付倍率を通算して100倍とします。

第3条(特約保険料の払込免除)

被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険料の払込免除をします。

第4条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約の給付金の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

2. この特約の取扱

第5条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で定めるものとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。
- ④ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納することを要します。

- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、保険契約者は主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を、年払で払い込むことができます。

第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、給付金の支払事由が発生したときは、会社はその支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中に、給付金の支払事由が発生したときは、すでに到来している契約応当日の未払込保険料をその支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

第8条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

第9条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。
- ③ この特約の復活日が責任開始日からその日を含めて90日以内の場合は、会社は、給付金の支払について第1条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)、(ハ)および第3項第3号(ハ)の規定を適用します。

第10条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、その特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第11条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第12条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

第13条(特約を解除しない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
 1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためにこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第11条(告知義務)の告知をすることを妨げたととき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第14条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。

ます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込免除をしません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込免除をしていたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によってこれを保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

第15条(特約の解約)

- ① 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
② 保険契約者が本条の規定により解約を請求した後は、この特約の復活を請求することはできません。

第16条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

第17条(基本給付金額の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、基本給付金額を減額することができます。ただし減額後の基本給付金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
② 基本給付金額を減額したときは、保険料払込期間中においては、減額後の基本給付金額を基準に基づきの払込期月からこの特約の保険料を改めます。

第18条(特約の消滅)

この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
2. この特約の給付金の支払が第2条(給付金の支払限度)第2号に定める通算支払限度に達したとき

第19条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から特約保険期間満了の日の2週間前までにこの特約を継続しない旨の申出がなく、かつ、会社が承諾したときに限り、特約保険期間満了の日の翌日(以下本条において「特約更新日」といいます。)に、更新されるものとします。ただし、この場合、特約保険期間満了の日までの保険料が全額払い込まれていることを要します。
1. 特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の前日であること
2. 更新後の特約保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
3. 更新後の特約保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後の特約保険期間および基本給付金額は、更新前の特約保険期間および基本給付金額と同一とします。ただし、更新後の特約保険期間について、前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで特約保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、特約保険期間および基本給付金額を変更して更新することができます。
- ④ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の第1回保険料(主契約が「定期一括払」を行っている契約については更新日以後定期一括払を開始するまでの保険料)は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第7条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑥ 特約保険期間が主契約の保険料払込期間満了の日に満了した場合で、保険契約者から特約保険期間満了の日の2週間前までにこの特約を継続しない旨の申出がなく、かつ、会社が承諾したときは、第1項第3号の規定にかかわらず、この特約は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新されるものとします。この場合、更新後の特約保険期間は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から主契約の被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約当日の前日までとします。
- ⑦ 前項の規定によりこの特約が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定によりこの特約の保険料を年払で払い込む場合には、この特約の第1回保険料は、第5項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了時まで払い込むことを要します。
2. 前号に規定する保険料の払込が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑧ この特約の更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑨ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から別段の申出がない場合には、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、給付金等の支払に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- ⑩ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
1. 給付金の支払および特約保険料の払込免除に関しては、更新後の特約保険期間は、更新前のこの特約から継続したものととして取り扱います。
2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が新規の契約に適用している特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑪ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑫ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。このとき、当該通知にはつぎの各号に定める事項のうち、旧保険証券に記載のない事項について記載します。
1. 保険契約の種類
2. 保険期間の始期および終期(年金開始年齢および保険料払込済年齢を含みます。)
3. 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
4. 保険金額(入院給付日額、基本給付金額、基本年金額、年金の種類および年金期間を含みます。)
5. 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
6. 保険契約者の氏名または商号等
7. 保険金受取人(給付金受取人、年金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
8. 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
9. 保険証券の作成地および作成年月日
10. 会社名
11. 責任開始日(契約始期)または契約日(契約始期)

第20条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

第21条(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- ① 会社は、公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可により本条の変更を取り扱うことができることとなった日(以下「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かって特約条項の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により特約条項の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 本条の特約条項の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第22条(時効)

給付金、その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

第23条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. この特約の保険期間は、前号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
3. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
4. この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

この特約を付加する際に、被保険者の健康状態その他が会社の標準に適合しない場合には、その危険の程度および種類に応じて、会社はつぎの特別条件を付加して、この特約上の責任を負います。

1. 割増保険料による方法
保険契約者が、保険料払込期間中に払い込むべき保険料は、この特約の普通保険料に会社の定める割増保険料を加算した額とします。
2. 特定疾病・部位不担保による方法
この特約を付加する際に、別表3に定める会社が指定した特定疾病(これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。)または特定部位に生じた疾病を直接の原因とし、その治療を目的として会社の定める不担保期間中に入院を開始し、またはその疾病が別表2に定める傷病に該当すると医師によって診断確定された場合でも、会社は、この特約の給付金を支払いません。ただし、不慮の事故または別表4に定める感染症によって給付金の支払事由が生じた場合は、この限りではありません。
3. 給付金削減支払による方法
この特約を付加する際に定めた基本給付金額の削減期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じたときは、会社は、所定の基本給付金額を半額に削減した金額を基準としてこの特約の給付金を支払います。ただし、不慮の事故または別表4に定める感染症によってこの特約の給付金の支払事由が生じた場合は、所定の給付金を支払います。
4. その他については主約款に定める[特別条件を付加する場合の特則]の規定を準用します。

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、責任開始時期に関する特則の規定にかかわらず、第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第19条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金受取人のために給付金受取人に代わって給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その入院について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

無配当終身医療保険(05)の契約に付加する場合の特則

この特約は、主契約の保険契約の型がⅡ型の場合に限り付加することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

(備考)

1. 治療を直接の目的とする入院

「治療を直接の目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。

2. 診断確定

「診断確定」とは、医師が、その疾病等に特有の診断基準を満たしていること、もしくは血液検査所見、病理組織診断所見、画像診断所見等の他覚的な所見から直接的に、対象となる疾病に罹患しているまたは傷害に該当していると判断することをいいます。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

5. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
傷病一時給付金	(1) 会社所定の給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による入院した病院または診療所の入院証明書（不慮の事故による入院の場合は、不慮の事故であることを証する書類） (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）および印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が給付金受取人と同一人の場合は不要） (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

別表2 給付対象傷病および給付倍率

対象となる傷病は下記のものとし、傷病種類の内容については、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」に記載された下記の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
1.	脳, 神経系		
1	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12.1-G12.9	14
2	ハンチントン舞蹈病, 遺伝性運動失調	G10-G11.0,G11.2-G11.9	14
3	パーキンソン病	G20,G21	12
4	原発性筋障害, その他のミオパシー(アルコール性を除く)	G71-G72.0,G72.2-G72.8	10
5	水頭症	G91	10
6	多発性ニューロパシー(アルコール性を除く)	G60-G62.0,G62.2-G62.9	10
7	末梢神経系その他の障害	G64	10
8	未破裂脳動脈瘤などの脳血管疾患	I67.0,I67.1,I67.3-I67.9	10
9	脳・中枢神経系の新生物(悪性, 良性, 性状不詳)	C70-C72,C79.3,C79.4,D32-D33,D42-D43	9
10	麻痺(片麻痺・対麻痺・四肢麻痺), 麻痺性症候群	G81.0-G81.1,G82-G83	8
11	クモ膜下出血	I60,I69.0	7
12	脳梗塞	I63,I69.3	7
13	脳内出血	I61,I69.1	7
14	脊髄空洞症および延髄空洞症	G95.0	6
15	重症筋無力症	G70.0-G70.1,G70.8-G70.9	6
16	てんかん	G40-G41	4
17	脳炎・髄膜炎(ウイルス性, 細菌性;膿瘍など中枢神経系炎症含む)	A80-A89,B91,B94.1,G00,G03,G04,G06,G08,G09	4
18	多発性硬化症	G35	4
19	神経, 神経根, 神経叢の障害(三叉・顔面・脳神経, 単ニューロパシーなど)	G50-G52,G54,G56-G58	3
20	ジストニー	G24	3
21	一過性脳虚血発作	G45	2
2.	眼, その付属器		
22	眼及び付属器の悪性新生物	C69	3
23	網膜の疾患	H34-H35.0,H35.2,H35.3,H35.6	2
24	脈絡膜の障害	H30-H31	2
25	虹彩・毛様体の障害	H20-H21	2
26	硝子体・眼球の障害	H43-H44	2
27	網膜剥離および裂孔	H33	2
28	緑内障	H40.1-H40.9	2
29	視神経の障害	H46-H47	2
30	強膜・角膜の障害	H15-H18	1
31	失明	H54.0,H54.1	1
32	眼窩の障害	H05	1
33	白内障	H25-H26	1
3.	耳, その付属器		
34	耳硬化症	H80	4
35	中耳炎(真珠腫含む)	H65-H66,H71	2
36	乳様突起の障害	H70	1
37	内耳聴覚障害	H83.0,H83.3,H93.2,H93.3	1
38	難聴	H90-H91	1
39	耳管の障害	H68-H69	1
40	鼓膜・中耳の障害	H72-H74	1
41	外耳の障害	H60-H61	1
4.	心臓, 血管系		
42	肺性心疾患	I27.0,I27.8,I27.9	14
43	心内膜炎(弁膜不詳含む)	I33,I38	14
44	心筋症(アルコール性を除く)	I42.0-I42.5,I42.7-I42.9	12
45	高血圧性心疾患・高血圧性腎疾患	I11-I12	10
46	弁膜症(リウマチ性, 非リウマチ性)	I05-I08,I34-I37	9
47	大動脈瘤および解離	I71	8
48	虚血性心疾患	I25.5-I25.9	8
49	静脈炎・血栓性静脈炎	I80	8
50	肺塞栓症	I26	6
51	急性以外の心筋梗塞	I22	6
52	動脈の塞栓・血栓	I74	6
53	閉塞性血栓性血管炎<ビュルガー病>	I73.1	6
54	食道静脈瘤	I85	6
55	心膜の疾患	I30-I31	5
56	急性心筋梗塞	I21,I23	4
57	静脈の障害	I87.1	4
58	リンパ節, リンパ管の障害	I88-I89	4
59	非外傷性頭蓋内出血	I62,I69.2	3
60	その他の動脈瘤	I72	3
61	リウマチ熱	I00-I01	3

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
62	静脈(門脈含む)の塞栓・血栓	I81-I82	3
63	不整脈及び伝導障害, 心停止	I44-I46.0,I46.9-I49	2
64	狭心症	I20	2
65	静脈瘤	I83	1
66	急性心筋炎	I40	1
5.	肺, 気管支, 呼吸系		
67	肺気腫など, 慢性閉塞性肺疾患	J43-J44	12
68	塵肺, 外的因子による肺疾患	J60-J70	10
69	気管支拡張症	J47	9
70	肺水腫など, 間質性肺疾患	J80-J84	8
71	慢性気管支炎	J40-J42	7
72	中耳・呼吸器の性状不詳の新生物	D38	7
73	肺膿瘍, 縦隔膿瘍, 膿胸	J85-J86	6
74	鼻腔・副鼻腔・喉頭の悪性新生物	C30-C32	6
75	気管・気管支・肺の悪性新生物	C33-C34,C78.0	5
76	その他の呼吸器系疾患	J98.1-J98.4,J98.6	3
77	感染性肺炎(病原体不詳含む)	J12-J16,J18	3
78	鼻ポリープ	J33	2
79	その他の上気道疾患	J39	2
80	気胸	J93	1
81	中耳・呼吸器の良性新生物	D14	1
82	喉頭, 声帯の障害	J37-J38	1
83	喘息	J45-J46	1
84	インフルエンザ	J10-J11	1
85	慢性上気道炎<血管運動性・アレルギー性を除く>	J31-J32	1
86	鼻, 副鼻腔, 扁桃の障害	J34-J36	1
87	急性気管支炎	J20-J22	1
6.	消化管		
88	食道の悪性新生物	C15	9
89	腸性吸収不良(症)	K90.1-K90.9	6
90	胃の悪性新生物	C16	6
91	横隔膜ヘルニア	K44	6
92	結腸の悪性新生物	C18	6
93	クローン病	K50	5
94	口唇・口腔・咽頭の悪性新生物	C00-C14	5
95	潰瘍性大腸炎	K51	4
96	胃・十二指腸のその他の障害	K31.1,K31.5-K31.9	4
97	直腸S状結腸移行部・直腸・肛門・肛門管の悪性新生物	C19-C21,C78.5	4
98	その他の腸の疾患	K63	4
99	消化器系の性状不詳の新生物	D37	4
100	腸の血行障害	K55	4
101	小腸の悪性新生物	C17,C78.4	4
102	食道炎など食道の疾患	K20-K22	3
103	消化性潰瘍(胃, 十二指腸, 胃空腸, その他)	K25-K28	3
104	腹膜炎, 腹膜の疾患	K65-K66	3
105	麻痺性イレウスおよび腸閉塞	K56	3
106	裂肛・脱など肛門・直腸の疾患	K60-K62	2
107	その他の腹部ヘルニア	K45-K46	2
108	口内炎, 口唇および口腔粘膜の疾患	K12.2,K13.2-K13.7	2
109	腸の憩室性疾患	K57	2
110	膈, 腹壁ヘルニア	K42-K43	2
111	唾液腺疾患	K11	1
112	痔核	I84	1
113	急性虫垂炎など虫垂の疾患	K35-K38	1
114	単径, 大腿ヘルニア	K40-K41	1
115	アレルギー性および食事性胃腸炎および大腸炎	K52.2	1
7.	肝・胆・膵		
116	膵の悪性新生物	C25	10
117	胆嚢・胆道の悪性新生物	C23-C24	8
118	肝線維症および肝硬変	K74	7
119	慢性肝炎	K73	7
120	その他の胆道の疾患	K83	6
121	胆嚢炎, その他の胆嚢の疾患	K81-K82	5
122	肝不全	K72	5
123	ウイルス肝炎	B15-B19,B94.2	4
124	肝・肝内胆管の悪性新生物	C22,C78.7	4
125	その他の肝疾患	K75-K76	3
126	胆石症	K80	2
127	急性膵炎, その他の膵の疾患(アルコール性は除く)	K85,K86.1-K86.9	2
8.	腎・泌尿器		
128	腎不全	N17-N19	8
129	腎糸球体疾患	N00-N07	7
130	腎・腎盂の悪性新生物	C64-C65,C79.0	4

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
131	泌尿器の性状不詳の新生物	D41	4
132	その他の腎・尿管の障害	N25,N26,N28	3
133	尿管・膀胱の悪性新生物	C66-C67,C79.1	3
134	腎尿細管間質性疾患	N10-N15	2
135	尿道の障害	N34-N36	1
136	泌尿器の良性新生物	D30	1
137	尿路結石(詳細不明の腎仙痛含む)	N20-N21,N23	1
9.	妊娠分娩に関連しない女性疾患		
138	卵巣の悪性新生物	C56,C79.6	8
139	子宮の悪性新生物	C53-C55	7
140	その他女性性器の悪性新生物(外性器, 膣, 卵管, 子宮傍組織, 胎盤)	C51-C52,C57-C58	4
141	乳房の悪性新生物	C50	3
142	女性性器の性状不詳の新生物	D39	3
143	女性性器を含む瘻	N82	3
144	乳房,女性性器の良性新生物	D24-D28	2
145	子宮内膜症	N80	2
146	女性性器脱	N81	1
147	子宮頸部のびらん, 異形成	N86-N87	1
148	乳腺症, 乳腺炎, 乳房の障害	N60-N61,N63-N64.3,N64.5-N64.9	1
149	女性性器の非炎症性障害: 卵巣, 卵管および子宮広間膜, 子宮, 子宮頸部, 膣, 外陰, 会陰	N83, N85.0-N85.1,N85.5-N85.9, N88.0-N88.3,N88.8-N90.5, N90.7-N90.9	1
150	バルトリン腺, 外陰, 膣の炎症	N75-N76	1
151	卵管炎, 卵巣炎	N70	1
152	その他の女性骨盤炎症性疾患	N73	1
10.	妊娠分娩に関連した疾患		
153	早産	O60	1
154	産褥性感染症	O85	1
155	帝王切開分娩(単胎・多胎)	O82,O84.2,O84.8	1
156	胞状奇胎	O01	1
157	子宮外妊娠	O00	1
158	産科的外傷	O71	1
11.	男性疾患		
159	男性性器の性状不詳の新生物	D40	4
160	前立腺の悪性新生物	C61	3
161	その他男性性器の悪性新生物(外性器, 陰囊, 副睾丸, 精索)	C60,C63	3
162	精巣の悪性新生物	C62	3
163	前立腺肥大	N40	3
164	前立腺炎, その他の前立腺の障害	N41-N42	1
165	男性性器の良性新生物	D29	1
166	精巣の障害	N43-N45	1
167	男性性器のその他の障害	N49-N50	1
12.	骨, 筋, 結合組織		
168	骨粗鬆症	M80-M81	10
169	骨壊死	M87	10
170	化膿性関節炎	M00	10
171	若年性骨軟骨障害	M91.0-M91.2,M91.8-M92	9
172	筋炎など筋の障害	M60-M62	8
173	骨・関節軟骨の悪性新生物	C40-C41,C79.5	8
174	関節症	M15-M19	7
175	骨髄炎	M86	7
176	頰腕症候群	M53.1	7
177	脊椎障害	M46-M48	6
178	変形性脊柱障害	M40,M41.1-M43	6
179	痛風	M10	4
180	椎間板障害	M50-M51	4
181	骨の癒合障害	M84	4
182	肩の障害	M75	4
183	良性新生物	D16,D19,D21	4
184	関節障害	M11-M13, M25.0-M25.4, M25.6-M25.9	3
185	膝蓋骨の障害	M22	3
186	関節内障	M23-M24	3
187	線維芽細胞性障害	M72	2
188	反応性関節障害	M02	2
189	その他の骨軟骨障害	M93	2
190	腱の付着部の障害	M76-M77	2
191	その他の骨密度・構造の障害	M85	2
192	滑膜, 腱の障害	M65-M67	2
193	骨のバジェット<ページェット>病	M88	1
194	成人骨軟化症	M83	1

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
195	滑液包の障害	M70-M71	1
13.	皮膚の疾患		
196	皮膚水疱症	L10-L13	10
197	下肢の潰瘍	L97	6
198	皮膚の悪性新生物	C43-C44,C79.2	5
199	皮膚・皮下組織の肉芽腫性障害	L92	5
200	皮膚放射線(非電離・電離)障害<日焼けを除く>	L56-L59	4
201	皮膚鱗屑性障害	L40-L44	4
202	その他の皮膚・皮下組織の障害	L98	3
203	皮膚に局限した血管炎	L95	3
204	皮膚炎及び湿疹	L20-L21.0,L21.8,L21.9, L23-L28.2,L30	3
205	皮膚の萎縮性障害	L90	3
206	皮膚の良性新生物	D22-D23	2
207	皮膚その他の限局性結合組織障害	L94	2
208	皮膚・粘膜病変を特徴とするウイルス感染症	B00-B06	2
209	汗腺の障害	L74-L75	1
210	皮膚・皮下組織の感染症	L00,L02-L08	1
211	皮膚の肥厚性障害	L91	1
212	壊疽性膿皮症	L88	1
213	エリテマトーデス	L93	1
214	皮膚蕁麻疹および紅斑	L50-L53	1
215	角化の障害	L82-L83,L85	1
14.	感染症,代謝,内分泌,血液系,膠原病など全身にわたる疾患		
216	結核	A15-A19	14
217	膠原病:慢性関節リウマチ(若年性関節炎含む),全身性結合組織障害,強直性脊椎炎	M05-M06,M08,M30-M35,M45	10
218	白血病	C91-C95	9
219	ホジキン病・非ホジキンリンパ腫	C81-C85	8
220	血液凝固障害	D65-D69	8
221	免疫不全(免疫機構障害含む)	D80.0-D80.6,D80.8-D84,D89	8
222	感染症(敗血症,ウイルス,真菌,原虫,ぜん虫,寄生動物)	A20-A32,A34-A49,A65-A79, A90-A99,B25-B34,B37.0, B37.1,B37.4-B83, B86-B89,B92, B94.0,B94.8	6
223	サルコイドーシス	D86	5
224	栄養失調	E40-E46	4
225	内分泌障害(甲状腺,糖代謝調節,膵,副甲状腺,下垂体,副腎,卵巣,精巣,胸腺)(アルコール性は除く)	E00-E07,E15-E16,E20-E24.3, E24.8-E30.0,E30.8-E34	4
226	代謝障害	E70-E86,E88	4
227	糖尿病	E10-E14	3
228	貧血(鉄欠乏性含む)	D50-D64	3
229	血液系その他の疾患	D70-D76	3
230	薬用を主としない物質の毒作用	T51-T65	3
231	栄養欠乏症	E50-E54,E55.9-E64.2,E64.8, E64.9	3
232	甲状腺・内分泌腺の悪性新生物	C73-C75,C79.7	3
233	中毒性肝疾患	K71	3
234	甲状腺・内分泌腺の性状不詳の新生物	D44	2
235	甲状腺・内分泌腺の良性新生物	D34-D35	2
236	結核の続発・後遺症	B90	1
15.	外傷		
237	腹部,下背部,骨盤部の神経,脊髄の損傷	S34	14
238	脊椎・体幹の損傷,部位不明	T08-T09.3,T09.5-T09.8	10
239	大腿骨の骨折	S72	10
240	頭蓋内損傷	S06	9
241	胸部の神経,脊髄の損傷	S24.0-S24.5	9
242	多部位の骨折	T02	9
243	腰椎・骨盤の骨折	S32	6
244	臓器移植後の拒絶反応	T86	6
245	多部位,部位不明の熱傷,腐食	T29-T32	5
246	肋骨,胸骨,胸椎の骨折	S22	4
247	頰部の骨折	S12	4
248	体幹の熱傷,腐食	T21	4
249	頰部の神経,脊髄の損傷	S14.0,S14.2-S14.5	4
250	その他の肩,上腕の損傷	S45-S49	4
251	その他の胸部の損傷	S27-S29	4
252	その他の外因,詳細不明の作用	T66-T67.1,T67.3-T71, T73.3-T73.9,T74.1-T74.2, T74.8-T79,T90-T98.2	3
253	股関節部の関節及び人体の脱臼,捻挫,ストレイン	S73	3
254	その他の頰部の損傷	S15-S19	3
255	腰椎・骨盤の関節及び人体の脱臼,捻挫,ストレイン	S33	3

傷病番号	傷病種類	基本分類コード	給付倍率
256	肩, 上腕の骨折	S42	3
257	その他の股関節部, 大腿の損傷	S75-S79	3
258	頭蓋骨・顔面骨の骨折	S02	3
259	頸部の表在創	S10-S11	3
260	股関節, 下肢の熱傷, 腐食	T24-T25	3
261	膝から先の下肢の外傷	S80-S84.8, S85-S94.8, S95-S99	2
262	肩甲帯の関節及び人体の脱臼, 捻挫, ストレイン	S43	2
263	股関節部, 大腿の神経の損傷	S74.0-S74.8	2
264	腹部, 下背部, 骨盤部の表在創	S30-S31	2
265	肩, 上肢の熱傷, 腐食	T22-T23	2
266	頸部の関節及び人体の脱臼, 捻挫, ストレイン	S13	2
267	多部位の関節及び人体の脱臼, 捻挫, ストレイン	T03	2
268	その他の頭部の損傷	S07-S09	2
269	その他の腹部, 下背部, 骨盤部の損傷	S38-S39	2
270	胸部の表在創	S20-S21	2
271	その他の多部位の損傷	T04-T07	2
272	腹腔内・骨盤臓器の損傷	S36-S37	2
273	多部位の表在創	T00-T01	2
274	肩, 上腕の神経の損傷	S44.0-S44.8	2
275	股関節部, 大腿の表在創	S70-S71	2
276	各部位の詳細不明の神経損傷	S04.9, S14.1, S14.6, S24.6, S34.8, S44.9, S54.9, S64.9, S74.9, S84.9, S94.9, T09.4	1
277	肘から先の上肢の外傷	S50-S54.8, S55-S64.8, S65-S69	1
278	頭部, 頸部の熱傷, 腐食	T20	1
279	脳神経, 眼球・眼窩の損傷	S04.0-S04.8, S05	1
280	眼, 内臓の熱傷, 腐食	T26-T28	1
281	腹部, 下背部, 骨盤部の血管の損傷	S35	1
282	凍傷	T33-T35	1
283	肩, 上腕の表在創	S40-S41	1
284	頭部の表在創	S00-S01	1
285	自然開口部からの異物侵入	T15-T19	1
286	頭部の関節及び人体の脱臼, 捻挫, ストレイン	S03	1
16.	その他の疾患		
287	その他の悪性新生物(消化器, 脾, 胸腺, 心臓, 縦隔, 呼吸器, 中皮・軟部組織, 泌尿器, 免疫, 骨髄, リンパ系, 造血系, 部位不明)	C26, C37-C39, C45-C49, C68, C76-C77, C78.1-C78.3, C78.6, C78.8, C79.8, C80, C88, C90, C96	7
288	その他の性状不詳の新生物	D45-D48	4
289	その他の良性新生物	D15, D17-D18, D36	4
290	各部位の上皮内新生物	D00-D09	2

別表3 特定疾病・部位一覧表

1. 異常妊娠、異常分娩
2. 外傷に伴う合併症、後遺症
3. 眼(眼球、眼球付属器)
4. 耳(聴神経、乳様突起を含む)
5. 鼻(副鼻腔を含む)
6. 脊椎(当該神経を含む)
7. 直腸、肛門
8. 腎臓、尿管、膀胱、尿道
9. 肝臓、胆嚢、胆管
10. 四肢(肩・股関節部、指趾を含む)
11. 皮膚(頭皮、口唇を含む)
12. 胃、十二指腸
13. 膵臓
14. 気管、気管支、肺臓、胸膜、胸郭
15. 子宮、子宮付属器
16. 甲状腺
17. 咽頭、喉頭
18. 口腔、歯、舌、顎関節、唾液腺
19. 前立腺
20. 乳房(乳腺を含む)
21. 睾丸、副睾丸、精管、精索、精囊
22. 大腸、小腸、盲腸、虫垂
23. 食道
24. 鼠径部
25. 頸椎部(当該神経を含む)
26. 胸椎部(当該神経を含む)
27. 腰椎部(当該神経を含む)
28. 仙骨部、尾骨部(当該神経を含む)
29. 腎臓、尿管
30. 膀胱、尿道
31. 右上肢(右肩関節部、手指を含む)
32. 左上肢(左肩関節部、手指を含む)

- 33. 右下肢(右股関節部、足趾を含む)
- 34. 左下肢(左股関節部、足趾を含む)
- 35. 大腸、小腸
- 36. 盲腸、虫垂

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

5大疾病保障特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、または高血圧性疾患により会社所定の事由に該当した場合に給付金を支払う仕組みの特約です。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間(特約が更新された場合の更新後の特約の保険期間についても同様とします。)および保険料払込期間は、この特約の締結の際、主契約の保険期間の範囲内で定めるものとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。
- ④ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は主契約の保険料払込期間の満了時まで一括して前納することを要します。
- ⑤ 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、保険契約者は主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料を、年払で払い込むことができます。

第4条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

第5条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、その未払込保険料を差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者はその猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に特に申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。
- ③ この特約の復活日が責任開始日からその日を含めて90日以内の場合は、会社は、給付金の支払について第8条(給付金の支払)第2項の規定を適用します。

第7条(特約の更新)

- ① この特約は、つぎの各号の条件をすべて満たす場合には、保険契約者がこの特約の保険期間の満了日の2週間前までに特に申出をしない限り、被保険者がどのような健康状態であっても、この特約の保険期間の満了日の翌日(以下「特約更新日」といいます。)に更新されるものとします。ただし、この場合、この特約の保険期間の満了日までの保険料が全額払い込まれていることを要します。
 1. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日前であること
 2. 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲であること
 3. 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日以前であること
- ② 更新後のこの特約の保険期間は、この特約の保険期間の定め方によりつぎのとおり取り扱います。ただし、更新後のこの特約の保険期間について、前項第2号または第3号の条件を満たさなくなる場合には、その限度まで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
 1. 保険期間を年で定めている場合、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。
 2. 保険期間の終期を契約年齢で定めている場合、10年とします。ただし、更新前のこの特約の保険期間が10年に満たない場合には、更新後のこの特約の保険期間は更新前のこの特約の保険期間と同一とします。
- ③ 更新後のこの特約の5大疾病給付金額は、更新前のこの特約の5大疾病給付金額と同一とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、5大疾病給付金額を変更して更新することができます。
- ⑤ 更新後のこの特約の保険料は、特約更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑥ 更新後の第1回保険料は、特約更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第5条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
- ⑦ この特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日に満了した場合には、第1項第3号の規定にかかわらず、この特約は、被保険者がどのような健康状態であっても、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新されるものとします。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日から主契約の保険期間の満了日(主契約の保険期間中に主契約の被保険者の契約年齢が80歳となる場合には、被保険者の契約年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日)までとします。
- ⑧ 前項の規定によりこの特約が主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定によりこの特約の保険料を年払で払い込む場合には、この特約の第1回保険料は、第6項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了時まで払い込むことを要します。
 2. 前号に規定する保険料の払込が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約された

ものとします。

- ⑨ この特約が更新された場合には、つぎの各号によって取り扱います。
1. 給付金の支払およびこの特約の保険料の払込免除に関しては、更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約から継続したものとして取り扱います。
 2. 更新後のこの特約については、特約更新日において会社が適用している特約条項および保険料率が適用されます。
- ⑩ 特約更新日の被保険者の契約年齢および性別に誤りがあった場合には、主契約の契約年齢および性別に誤りがあった場合の取扱に準じて取り扱います。
- ⑪ この特約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
- ⑫ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結、中途付加または更新を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ⑬ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加することがあります。

第8条(給付金の支払)

- ① この特約により支払う給付金はつぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
5 大 疾 病 給 付 金	<p>被保険者が、つぎのいずれかに該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この特約の責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始日。以下同じとします。)前に悪性新生物(別表2)(以下「悪性新生物」といいます。)と診断確定されたことがない被保険者が、特約の保険期間(特約を更新した場合にはその更新後の特約の保険期間を含みます。以下、本項において同じとします。)中に悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検・剖検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。) 2. この特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、急性心筋梗塞(別表2)(以下「急性心筋梗塞」といいます。)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき 3. この特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (イ)その疾病の備考に定める治療を直接の目的とする手術(以下「治療を直接の目的とする手術」といいます。) (ロ)備考に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)における手術 (ハ)備考に定める公的医療保険制度(以下「公的医療保険制度」といいます。)に基づく備考に定める医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術 4. この特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、脳卒中(別表2)(以下「脳卒中」といいます。)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 5. この特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (イ)その疾病の治療を直接の目的とする手術 (ロ)備考に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)における手術 (ハ)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 6. この特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、糖尿病(別表2)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき (イ)糖尿病性網膜症(別表2)の治療を直接の目的として、備考に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)において増殖性硝子体網膜症手術(別表3)を受けたとき (ロ)糖尿病性腎症(別表2)の治療を直接の目的として、医師の指示により永続的な人工透析療法(別表3)を開始したとき 7. この特約の責任開始日または復活日以後の疾病を原因として、特約の保険期間中に、高血圧性疾患(別表2)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき (イ)大動脈瘤または解離性大動脈瘤(別表2)(以下「大動脈瘤等」といいます。)の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術(別表3)を受けたとき (ロ)大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき 	5 大 疾 病 給 付 金 額	主 契 約 の 給 付 金 受 取 人

- ② 前項第1号の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定されたときには、責任開始日前に悪性新生物と診断確定されたものとみなして、給付金を支払いません。
- ③ 前項に該当した場合、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から申出があったときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、第14条(告知義務違反による解除)または第16条(重大事由による解除)の規定により、この特約が解除される場合を除きます。
- ④ 被保険者が、告知の前または告知の時から責任開始日の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合は、前2項の規定を準用します。
- ⑤ この特約は、給付金を支払ったときには給付金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅するものとします。
- ⑥ 被保険者が、この特約の責任開始日または復活日以後に発生した疾病を原因として特約の保険期間中に、急性心筋梗塞を発病したと医師によって診断され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでにその急性心筋梗塞を直接の原因として死亡した場合は、会社は、第1項第2号に定める支払事由に該当したものとみなして取り扱います。
- ⑦ 被保険者が、この特約の責任開始日または復活日以後に発生した疾病を原因として特約の保険期間中に、脳卒中を発病したと医師によって診断され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日を経過するまでにその脳卒中を直接の原因として死亡した場合は、会社は、第1項第4号に定める支払事由に該当したものとみなして取り扱います。

- ⑧ 特約の保険期間の満了日からその日を含めて 60 日以内に、被保険者が第1項第2号または第4号に定める給付金の支払事由に該当した場合または前2項に該当した場合は、この特約の有効中に該当したものとみなして給付金を支払います。
- ⑨ この特約の給付金受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。
- ⑩ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始日または復活日前の疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始日または復活日以後に急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病(別表2)または高血圧性疾患(別表2)により5大疾病給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始日または復活日以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始日または復活日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第9条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約の給付金の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して 45 日を経過する日とします。
 1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第 16 条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても 180 日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180 日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第10条(保険料の払込免除)

被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険料の払込を免除します。

第11条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、5大疾病給付金額を減額することができます。ただし、減額後の5大疾病給付金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
- ② 5大疾病給付金額を減額したときは、会社は、減額後の5大疾病給付金額を基準に つぎの払込期月から保険料を改めます。

第12条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人の詐欺により、この特約の締結または復活が行われた場合は、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を締結または復活したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第13条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

第15条(告知義務違反による特約の解除を行わない場合)

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、この特約を解除しません。
1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためこれを知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第13条(告知義務)の告知をすることを妨げたととき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内に解除を行わなかったとき
 5. この特約の責任開始日または復活日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたことと認められる場合には、適用しません。

第16条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人(保険料の払込免除の請求については保険契約者)に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

第17条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第18条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

第19条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

第20条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

第21条(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- ① 会社は、公的医療保険制度の改正が行われた場合で特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可により本条の変更を取り扱うことができることとなった日(以下「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かって特約条項の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により特約条項の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 本条の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第22条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. この特約の保険期間は、前号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了日までとします。
3. この特約の保険期間満了後最初の更新が行われる場合、この特約と同時に更新される主契約または他の特約があるときは、

第7条(特約の更新)第2項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は主契約または他の特約の保険期間と同一とします。

4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

- ① この特約を付加する際に、被保険者の健康状態その他が会社の標準に適合しない場合には、その危険の程度および種類に応じてつぎの特別条件を付けて、会社は、この特約上の責任を負います。
 1. 割増保険料による方法
保険契約者が、保険料払込期間中に払い込むべき保険料は、この特約の普通保険料に会社の定める割増保険料を加算した額とします。
 2. 給付金削減支払による方法
この特約を付加する際に定めた給付金削減期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じたときは、会社は、削減期間中の給付金について、所定の5大疾病給付金額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います。
- ② その他については主約款に定める〔特別条件を付加する場合の特則〕の規定を準用します。

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、責任開始時期に関する特則の規定にかかわらず、第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

(備考)

1. 病院または診療所
「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。
 - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
 - (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
2. 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」には、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。ただし、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術であっても、医科診療報酬点数表で手術料が算定される場合には、5大疾病給付金の支払い対象となる手術に該当します。
3. 医科診療報酬点数表
「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
4. 公的医療保険制度
「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

別表1 請求書類

項目	必要書類
5大疾病給付金	(1) 会社所定の給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書、手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (3) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (4) 給付金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要在施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
(2) 消化器の悪性新生物	C15-C26
(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
(5) 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物(C43-C44)のうち ・皮膚の悪性黒色腫	C43
(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
(7) 乳房の悪性新生物	C50
(8) 女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
(9) 男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
(10) 腎尿路の悪性新生物	C64-C68
(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
(15) 独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
(16) 性状不詳または不明の新生物(D37~D48)のうち ・真正赤血球増加症<多血症> ・骨髄異形成症候群	D45 D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3
(17) 血液および造血器のその他の疾患(D70~D77)のうち ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1.において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3...悪性、原発部位
／6...悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9...悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

1. 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
2. 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病
糖尿病	すい臓からのインスリン分泌不全または標的組織でのインスリン作用の減弱の結果、慢性的な血液(または血漿)中のブドウ糖濃度の上昇が認められる疾病

疾病名	疾病の定義
高血圧性疾患	明らかな原因の有無にかかわらず、収縮期血圧あるいは拡張期血圧のいずれかまたは両方が基準値を超えて高い値を持続した状態で、恒常的な血圧負荷の結果、小動脈・細動脈および大血管に肥厚や硬化が起こり、さまざまな臓器障害を引き起こされる疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患 (I20-I25)のうち、急性心筋梗塞	I21
脳卒中	脳血管疾患 (I60-I69)のうち、 (1) くも膜下出血 (2) 脳内出血 (3) 脳梗塞	160 161 163
糖尿病	糖尿病	E10-E14
糖尿病性網膜症	糖尿病 (E10-E14)のうち、 眼合併症を伴うもの	E10.3 E11.3 E12.3 E13.3 E14.3
糖尿病性腎症	糖尿病 (E10-E14)のうち、 腎合併症を伴うもの	E10.2 E11.2 E12.2 E13.2 E14.2
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10-I15
大動脈瘤、解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I71

別表3 対象となる手術および人工透析療法

- 大動脈瘤等について給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの①～⑤に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
 - ① 開頭術(頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器等により穿孔する手術も含まれます。)
 - ② 開胸術(胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいい、胸腔鏡下に行われる手術を含まれます。)
 - ③ 開腹術(腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいい、腹腔鏡下に行われる手術を含まれます。)
 - ④ ファイバースコープ手術
 - ⑤ 血管・バスケットカテーテル手術
- 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- 「増殖性硝子体網膜症手術」とは、糖尿病性網膜症の進行により、網膜または硝子体に血管新生を発症した増殖網膜症の段階において、網膜または硝子体に対して行う手術をいいます。

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人または代理請求人が、被保険者に代わって給付金等を請求することを可能とするためのものです。

第1条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。ただし、前項の規定により、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第2条(特約の対象となる給付金等)

- ① この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、つぎに定めるものとします。
 1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(ただし、家族が被保険者となる特約の給付および法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定めるつぎの取扱が行われたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
 1. 被保険者から法人である保険契約者への給付金等の受取人の変更
 2. 保険契約者の変更

第3条(指定代理請求人および代理請求人による給付金等の請求)

- ① 給付金等の受取人が給付金等を請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の指定変更および撤回)の規定により指定変更した者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、別表に定める請求に必要な書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
 1. 傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができないこと
 2. がん等のため傷病名の告知を受けていないことまたは余命の告知を受けていないこと
 3. その他前2号に準じた状態であること
- ② 指定代理請求人の範囲はつぎのとおりとします。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の3親等内の親族
 3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
 4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人について、第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、つぎに定める者(以下「代理請求人」といいます。)は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または、前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時における被保険者の戸籍上の配偶者または被保険者の3親等内の親族
- ⑤ 第1項に定める指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるときは、前項各号に規定する代理請求人が、第1項に規定する必要書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- ⑥ 本条の規定により、会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 会社は、必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、被保険者について会社指定の医師の診断を求めることがあります。
- ⑧ 指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑨ 第1項の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第4条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。

第5条(主約款の指定代理請求および代理請求に関する規定の不適用)

この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求に関する規定は適用しません。

第6条(指定代理請求人の指定変更および撤回)

- ① 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人および代理請求人による給付金等の請求)第2項に定める範囲内で指定代理請求人を指定変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ② 前項の場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。

第7条(告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できないときは、指定代理請求人に通知します。

第8条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金および災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

教育資金付連生定期子ども保険の契約に付加する場合の特則

この特約を教育資金付連生定期子ども保険の契約に付加する場合には、第2条第1項第2号の規定を「保険料の払込免除」と読み替えます。

医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金、入院給付金、手術給付金および長期療養給付金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

子ども保険の契約に付加する場合の特則

この特約を子ども保険の契約に付加する場合には、第2条第1項第2号の規定を「保険料の払込免除」と読み替えます。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当がん保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当長期傷害保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当長期傷害保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当年齢群団別定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当年齢群団別定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合の特則

1. この特約を医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、治療給付金および入院給付金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。
2. この特約を医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

主契約に災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に災害倍額定期保険特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、特約高度障害保険金および特約災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

主契約に災害倍額、疾病給付及び保険料免除に関する特約が付加されている場合の特則

主契約に災害倍額、疾病給付及び保険料免除に関する特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

主契約に災害死亡割増特約が付加されている場合の特則

主契約に災害死亡割増特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

主契約に交通災害保障特約(災害給付・家族年金付満期増額保険用)が付加されている場合の特則

主契約に交通災害保障特約(災害給付・家族年金付満期増額保険用)が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、交通傷害給付金および交通入院給付金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

主契約が介護年金移行特則による介護保障に移行した場合の特則

主契約が介護年金移行特則による介護保障に移行した場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、介護給付金および介護年金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が特則年金受取人となる場合に限りです。

主契約が介護保障移行特則による介護保障に移行した場合の特則

主契約が介護保障移行特則による介護保障に移行した場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定に

かかわらず、介護給付金および介護年金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が介護年金受取人となる場合に限りです。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	必要書類
給付金等の指定代理請求 または代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

リビング・ニース特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるときに、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金の全部または一部を支払うことを内容とするものです。

1. この特約の給付および請求手続

第1条(保険金の支払)

- ① 会社は、主契約の被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、特約保険金を特約保険金の受取人に支払います。ただし、第2条(保険金の請求手続、支払時期および場所)第1項に定める請求書類が会社に到着しない限り、会社は特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日(請求書類が会社に到着した日をいいます。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも会社は特約保険金を支払いません。
- ② 特約保険金の受取人は被保険者となります。
- ③ 第1項の特約保険金は、主契約の死亡保険金額のうち会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額とします。
- ④ 特約保険金の支払に際しては、第1項ないし前項の規定によるほか、つぎのとおり取り扱います。
 1. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は特約保険金の請求日に遡って消滅するものとし、他の特約が付加されている場合、各特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約返戻金の規定にかかわらず、各特約の解約返戻金は支払いません。
 2. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の減額の規定にかかわらず、主契約の解約返戻金を支払いません。
 3. 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後に特約保険金の請求を受けても、特約保険金は支払いません。
 4. 特約保険金の請求後特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
 5. 主約款に規定する貸付金があるときは、会社が支払うべき金額から、その元利金を差し引きます。
- ⑤ 特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ⑥ 第2項および前項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、被保険者の同意を得て、保険契約者を特約保険金の受取人とします。

第2条(保険金の請求手続、支払時期および場所)

- ① 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求するときには、指定保険金額を指定して、会社の定める書類(別表1)をすみやかに提出してください。
- ② 特約保険金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ③ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
- ④ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑤ 前2項に該当する場合は、会社は、特約保険金の受取人にその旨を通知します。
- ⑥ 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合)

つぎのいずれかの事由によって被保険者が第1条(保険金の支払)第1項の規定に該当したときには、特約保険金を支払いません。

1. 保険契約者または被保険者の故意
2. 戦争その他の変乱

2. この特約の取扱

第4条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。ただし、前項の規定により、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第5条(特約の保険料の払込)

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

第7条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条(告知義務および告知義務違反による解除)

この特約の告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

第9条(重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第10条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。

第11条(特約の解約返戻金)

この特約には解約返戻金はありません。

第12条(特約の消滅)

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は、消滅するものとします。

1. この特約の特約保険金を支払ったとき
2. 主契約が消滅したとき

第13条(契約者配当金の取扱)

- ① 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により、次の事業年度の年単位の契約応当日以後その事業年度末までの間に消滅する主契約および各特約については、主約款および特約条項の契約者配当金の割当の規定にかかわらず、主契約および各特約の消滅する事業年度の直前の事業年度末に主契約および各特約に対する契約者配当金を割り当てます。
- ② 前項の契約者配当金は、特約保険金を支払うときには、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
- ③ 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により消滅する主契約および各特約について、主約款および特約条項の規定により積み立てられた契約者配当金がある場合には、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

第14条(管轄裁判所)

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱

第16条

主契約に付加されている特約の死亡保険金については、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額には、主契約に付加されているつぎの特約の死亡保険金額(家族生活保障特約の場合は特約保険金の請求日の6カ月後の応当日における特約換算死亡保険金額とします。以下本条および第20条において同じとします。)を含めて取り扱います。ただし、主契約に付加された特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、この取扱をしません。

(イ) 定期保険特約

(ロ) 生存給付金付定期保険特約

(ハ) 家族生活保障特約

(ニ) 養老特約

(ホ) 終身特約

(ヘ) 特定疾病保障定期保険特約

(ト) 特定疾病保障終身保険特約

(チ) 総合障害保障定期保険特約

(リ) 総合障害保障終身特約

(ヌ) 生存給付金付一時払定期保険特約

(ル) 災害倍額定期保険特約

(フ) 特定疾病介護終身特約

(ワ) 解約返戻金抑制型終身保険特約(米ドル建)

(カ) 解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)

(コ) 解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)

2. 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および付加された各特約の死亡保険金額の割合に応じて、主契約の死亡保険金額および付加された各特約の死亡保険金額から指定されたものとして取り扱います。

主契約に付加されている特約の取扱

第17条

主契約に付加されている特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約に付加されている入院給付金のある特約が、各特約の被保険者の入院中に第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により消滅したときには、消滅時から継続している入院は、各特約の有効中の入院とみなします。
2. 主契約に付加されているつぎの特約は、第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の死亡保険金額が減額された場合で、主契約の保険金額(主契約に付加されている養老特約、終身特約、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、総合障害保障終身特約、払込期間満了後終身保険特約、生存給付金付一時払定期保険特約、一時払新型医療特約、一時払無事故給付金付新型医療特約または特定疾病介護終身特約の保険金額(家族生活保障特約の場合は、特約換算死亡保険金額。)を含みます。)に対する各特約の保険金額、特約保険金額、給付金額または給付金日額の割合が会社の定める限度を超えるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約の保険金額、特約保険金額、給付金額および給付金日額は減額されないものとします。
 - (イ) 傷害特約
 - (ロ) 災害割増特約
 - (ハ) 災害入院特約
 - (ニ) 総合入院特約
 - (ホ) 成人病特約
 - (ヘ) 家族定期保険特約
 - (ト) 入院給付特約
 - (チ) 災害保障特約
 - (リ) 交通災害保障特約
 - (ヌ) 特定損傷特約
 - (ル) 家族総合障害保障定期保険特約
 - (フ) 災害割増特約(限定告知型)
 - (ワ) 傷害特約(2011)
 - (カ) 災害割増特約(2011)
3. 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により、付加されている家族定期保険特約が消滅した場合には、会社は、家族定期保険特約の責任準備金があるときはこれをこの特約の特約保険金の受取人に支払います。この場合、配偶者については、主契約の被保険者が死亡または高度障害状態になったときの取扱に準じて、他の保険への加入を取り扱います。

配当金による買増保険がある場合の取扱

第18条

配当金による増加養老保険、増加生存保険、増加終身保険、増加定期保険、買増保険がある場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 被保険者の死亡により増加養老保険、増加生存保険、増加終身保険、増加定期保険、買増保険から支払われる保険金額は、第1条(保険金の支払)第3項の主契約の死亡保険金額には含めません。
2. 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により、主契約が消滅した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ) 増加養老保険、増加生存保険、増加終身保険については、各保険の死亡保険金額(増加生存保険については付加保険金額)から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の各保険の死亡保険金額(増加生存保険については付加保険金額)に対応する利息を差し引いた金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
 - (ロ) 普通終身保険の配当金による増加生存保険、増加定期保険については、主契約とともに消滅するものとします。
 - (ハ) 買増保険については、買増保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
3. 第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の死亡保険金額が減額される場合には、契約者配当金特殊支払特則の規定にかかわらず、買増保険も同じ割合で減額されたものとし、減額される部分の責任準備金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

転換部分を含む保険契約に付加する場合の特則

第19条

転換部分を含む保険契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額には、転換部分の主契約の死亡保険金額を、第16条[主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱]第1号の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約および特定疾病介護終身特約の各特約の死亡保険金額には転換部分のそれらの各特約の死亡保険金額を含めて取り扱います。
2. 転換部分の主契約の死亡保険金額および転換部分の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約および特定疾病介護終身特約の各特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合は、転換部分の死亡保険金額および転換部分のそれらの各特約の死亡保険金額は、転換特約の規定にかかわらず、それぞれの指定保険金額分(家族生活保障特約の場合は、指定特約換算死亡保険金額分に対応する特約年金額とします。)だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。

特別条件が付加された保険契約に付加する場合の特則

第20条

特別取扱特約条項または特別条件を付加する場合の特則の保険金削減支払による方法による特別条件が付加されている保険契約または特約の場合で、削減期間中に特約保険金の請求があったときには、この特約の特約保険金は、特約保険金の請求日における特別取扱特約条項または特別条件を付加する場合の特則に定める所定の割合により削減して支払います。ただし、第1条(保険金の支払)第3項に規定する保険料は削減前の指定保険金額に対応する保険料とします。

第21条(特約が更新される場合の特則)

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が、主契約の更新の際、更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱われる場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 特約保険金の受取人が被保険者の場合で、特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第3号の規定により指定変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が請求に必要な書類(別表1)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約保険金を請求(指定保険金額の指定を含みます。)することができます。
 - (イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (ロ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 前号の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定変更することができます。この場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。

4. 第2条(保険金の請求手続、支払時期および場所)第6項の規定中、「保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、」とあるのを「保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人(指定代理請求人が代理人として特約保険金を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。)」が、と読み替えます。
5. 第3条第1号の規定は「保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」と読み替えます。
6. この特約が、指定代理請求人による保険金の請求の取扱がある主契約(以下「指定代理請求の取扱がある主契約」といいます。))に付加されている場合、この特約の指定代理請求人は、指定代理請求の取扱がある主契約の指定代理請求人と同一とします。
7. 主契約に、この特約のほか、指定代理請求人による保険金または保険料の払込免除の請求の取扱がある特約(以下「指定代理請求の取扱がある特約」といいます。))が付加されている場合、以下のとおり取り扱います。
 - (イ)この特約の指定代理請求人は、指定代理請求の取扱がある特約の指定代理請求人と同一とします。
 - (ロ)この特約と指定代理請求の取扱がある特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更(指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じとします。))が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行われたものとします。

主契約に家族定期保険特約が付加されている場合の特則

1. 主契約に家族定期保険特約が付加されている場合は、保険契約者の申出により、家族定期保険特約の各被保険者(以下「各被保険者」といいます。)の同意を得て、各被保険者をこの特約の被保険者とすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ)各被保険者についてのこの特約の特約保険金の支払に関しては、第1条(保険金の支払)ないし第3条(保険金を支払わない場合)の規定中「主契約」とあるのは「家族定期保険特約」と、「被保険者」とあるのは「各被保険者」と読み替えて適用します。
 - (ロ)第1条(保険金の支払)第2項および前号の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は主契約の被保険者となります。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、各被保険者の同意を得て、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
 - (ハ)第1条(保険金の支払)第3項の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は、各被保険者の家族定期保険特約の死亡保険金額の全額をこの特約の指定保険金額として指定することを要します。
 - (ニ)第3条(保険金を支払わない場合)第1号の規定は「保険契約者、各被保険者または特約保険金の受取人の故意」と読み替えます。
 - (ホ)この特約の特約保険金を支払った場合、家族定期保険特約のその被保険者に対する部分は、この特約の特約保険金の請求日に遡って消滅するものとします。
2. 家族定期保険特約の特約条項第9条(特約保険金の支払)第3項の規定中「主契約の死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金または主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

定期保険の契約または5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約または5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。

普通終身保険の契約または5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を普通終身保険の契約または5年ごと利差配当付普通終身保険の契約に付加する場合には、第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。

養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加した場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。
2. 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
3. 主契約の保険料払込期間満了前1年以内に、第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅した場合には、第18条[配当金による買増保険がある場合の取扱]第2号の規定にかかわらず、増加養老保険は消滅します。

年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合の特則

この特約を年金付夫婦連生保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の被保険者は主契約の第1被保険者となります。
2. この特約を付加する場合には、主契約に定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約を付加することを要します。
3. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡保険金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、この特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
4. 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
5. 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約または生存給付金付定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
6. 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を自由設計年金に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約を付加することを要します。
2. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新され

る場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。

- 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
- 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
- 払済年金保険に変更された主契約の復元請求の際に、付加された定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が復元された場合には、この特約も同時に復元の請求があったものとして扱います。
- この特約の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人および年金受取人」と読み替えます。
- 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
- 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
- 主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金の選択に関する規定により養老年金への変更が行われたときは、この特約は消滅するものとします。

有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込定期付終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、特別保障期間の満了前1年以内の期間については、主約款に定める基本保険金額を限度とします。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金の取扱に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。

家族年金付満期増額保険、家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を家族年金付満期増額保険、家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額(被保険者の死亡により支払われる年金の現価を含みます。)」と読み替えて適用します。
- 主約款の規定にかかわらず、この特約の特約保険金については、主約款に規定する年金支払は取り扱いません。

災害給付・家族年金付満期増額保険、災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害給付・家族年金付満期増額保険、災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額(被保険者の死亡により支払われる年金の現価を含み、災害死亡保険金を含みません。)」と読み替えて適用します。
- 主約款の規定にかかわらず、この特約の特約保険金については、主約款に規定する年金支払は取り扱いません。

災害割増自動増額家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害割増自動増額家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額(被保険者の死亡により支払われる年金の現価を含み、災害死亡の場合の年金倍額取扱により支払われる年金の現価は含みません。)」と読み替えて適用します。
- 主約款の規定にかかわらず、この特約の特約保険金については、主約款に規定する年金支払は取り扱いません。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
- 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
- 主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険特約とあわせて主契約に付加する場合には、特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険特約とあわせて主契約に付加する場合には、特定疾病保障終身保険特約の特約特定疾病

保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加した場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。
2. 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
3. 第18条[配当金による買増保険がある場合の取扱]の規定は適用しません。

無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱いいます。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱いいます。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
4. 第13条(契約者配当金の取扱)、第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱いいます。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱いいます。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険の契約に付加する場合には、主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱いいます。

1. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱いいます。
2. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
3. 主契約の障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
4. 第13条(契約者配当金の取扱)、第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に総合障害保障定期保険特約が付加されている場合の特則

この特約を総合障害保障定期保険特約とあわせて主契約に付加する場合には、総合障害保障定期保険特約の特約障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に総合障害保障終身特約が付加されている場合の特則

この特約を総合障害保障終身特約とあわせて主契約に付加する場合には、総合障害保障終身特約の特約障害保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

主契約に家族総合障害保障定期保険特約が付加されている場合の特則

1. 主契約に家族総合障害保障定期保険特約が付加されている場合は、保険契約者の申出により、家族総合障害保障定期保険特約の各被保険者(以下「各被保険者」といいます。)の同意を得て、各被保険者をこの特約の被保険者とすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱いいます。

(イ)各被保険者についてのこの特約の特約保険金の支払に関しては、第1条(保険金の支払)ないし第3条(保険金を支払わない場合)の規定中「主契約」とあるのは「家族総合障害保障定期保険特約」と、「被保険者」とあるのは「各被保険者」と読み替えて適用します。

(ロ)第1条(保険金の支払)第2項および前号の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は主契約の被保険者とし

す。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、各被保険者の同意を得て、保険契約者を特約保険金の受取人とします。

- (ハ) 第1条(保険金の支払)第3項の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の受取人は、各被保険者の家族総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の全額をこの特約の指定保険金額として指定することを要します。
- (ニ) 第3条(保険金を支払わない場合)第1号の規定は「保険契約者、各被保険者または特約保険金の受取人の故意」と読み替えます。
- (ホ) この特約の特約保険金を支払った場合、家族総合障害保障定期保険特約のその被保険者に対する部分は、この特約の特約保険金の請求日に遡って消滅するものとします。
2. 家族総合障害保障定期保険特約の特約条項第2条(特約保険金の支払)第2項の規定中「主契約の死亡保険金、高度障害保険金もしくは主契約に付加された総合障害保障定期保険特約の特約障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金、主契約に付加された総合障害保障定期保険特約の特約障害保険金もしくは主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

主契約に家族総合保障特約が付加されている場合の特則

この特約を家族総合保障特約とあわせて主契約に付加する場合には、家族総合保障特約の特約条項第8条(保険金および給付金の支払)第4項第3号の規定中「主契約の死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

主契約に家族災害保障特約が付加されている場合の特則

この特約を家族災害保障特約とあわせて主契約に付加する場合には、家族災害保障特約の特約条項第8条(保険金および給付金の支払)第4項第3号の規定中「主契約の死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「主契約の死亡保険金、高度障害保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による特約保険金」と読み替えて適用します。

新自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約を付加することを要します。
- 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
- 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
- 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
- 払済年金保険に変更された主契約の復元の際に、付加されていた定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が復元された場合には、この特約も同時に復元の請求があったものとします。
- この特約の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人および年金受取人」と読み替えます。
- 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約を付加することを要します。
- 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
- 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
- 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
- 払済年金保険に変更された主契約の復元請求の際に、付加されていた定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約が復元された場合には、この特約も同時に復元の請求があったものとします。
- この特約の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人および年金受取人」と読み替えます。
- 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定は適用しません。

5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)の規定にかかわらず、第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、第1保険期間においては、以下のとおりとします。
 - 主契約に付加されている定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約(特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日における特約換算保険金額とします。以下本特則において同じとします。)、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とし主契約の死亡給付金額は含めません。
 - 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老特約、生存給付金付定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約または総合障害保障定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保

金の支払)第4項の規定を準用します。

2. 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。

無配当普通終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当普通終身保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
2. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1保険期間においては、この特約の取扱は行いません。
2. 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金への移行に関する特則による年金支払、夫婦年金移行特約による夫婦年金または介護保障移行特則による介護保障に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
3. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定の適用はしません。

無配当終身保険(無選択型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身保険(無選択型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条(保険金の支払)第1項の規定は責任開始日からその日を含めて2年を経過した後において適用します。
2. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約に増加保険金がある場合には、この増加保険金額は、第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額には含まれません。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(イ)第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅する場合には、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。
(ロ)第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の死亡保険金額が減額される場合には、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、増加保険金額は、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。
2. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定の適用はしません。

無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約に増加保険金がある場合には、この増加保険金額は、第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額には含まれません。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(イ)第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅する場合には、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。
(ロ)第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の死亡保険金額が減額される場合には、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、増加保険金額は、主契約の死亡保険金額が減額された割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとします。
2. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定の適用はしません。

無配当新型医療保険または無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約を付加することを要します。
2. 主契約および定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
3. 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
4. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額(家族生活保障特約の場合は特約保険金の請求日の6カ月後の応当日における特約換算死亡保険金額とします。以下、同じとします。)を合算した額とし、主契約の死亡保険金額は含まれません。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。
5. 第1条(保険金の支払)第3項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額から指定されたものとし、特約保険金の支払にあたっては第1条(保険金の支払)第4項の規定を準用します。
6. 第12条(特約の消滅)第2号の規定は「主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約または特定疾病介護終身特約が消滅したとき」と読み替えて適用します。
7. 第13条(契約者配当金の取扱)、第16条(主契約に付加されている特約の死亡保険金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当終身医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約を付加する場合には、主契約に、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約、終身特約または特定疾病介護終身特約を付加することを要します。
2. 第1条(保険金の支払)第3項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約、家族生活保障特約、終身特約または特定疾病介護終身特約の死亡保険金額(家族生活保障特約の場合は特約保険金の請求日の6カ月後の応当日における特約換算死亡保険金額とします。以下、同じとします。)を合算した額とします。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、総合障害保障定期保険特約または家族生活保障特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間はこの特約の特約保険金の請求は取り扱いません。

適用します。

- 第3号の規定にかかわらず、第19条(転換部分を含む保険契約に付加する場合の特則)第2号の規定は「転換部分の特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の死亡保険金額および転換部分の定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約および総合障害保障定期保険特約の各特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合は、転換部分の主契約の基本保険金額は、転換特約の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、転換部分の定期保険特約、家族生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約および総合障害保障定期保険特約の各特約の死亡保険金額は、転換特約の規定にかかわらず、それぞれの指定保険金額分(家族生活保障特約の場合は、指定特約換算死亡保険金額分)に対応する特約年金額とします。)だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第4条(特約の締結および責任開始日)第3項の規定中「責任開始日」とあるのは「責任開始日および契約日」と読み替えて適用します。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金または円建年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。
- 主契約に増加保険金がある場合には、この増加保険金額は、第1条(保険金の支払)第3項に定める特約保険金には含めません。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅する場合には、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。
 - 第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日現在の増加保険金額を特約保険金の受取人に支払います。この場合、増加保険金額は、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。
- 第1条(保険金の支払)第4項第1号の規定により主契約が消滅する場合、特約保険金の請求日現在の解約返戻金額が、特約保険金額と、特約保険金の請求日現在の増加保険金額の合計額を上回るときは、その上回る部分の金額を特約保険金の受取人に支払います。
- 第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定により主契約の保険金額が減額される場合、指定保険金額に対する特約保険金の請求日現在の解約返戻金額が、特約保険金額と、主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じた、特約保険金の請求日現在の増加保険金額の合計額を上回るときは、その上回る部分の金額を特約保険金の受取人に支払います。

無配当終身保険(限定告知型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身保険(限定告知型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額」と読み替えて適用します。

ただし第1条(保険金の支払)第4項第2号の規定中「主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。」とあるのは、「特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本保険金額は、特約保険金の請求日現在の主契約の死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたものとし、読み替えて適用します。」と読み替えて適用します。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める確定年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当終身介護保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身介護保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約の介護保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかつたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める確定年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

この特約を特定疾病介護終身特約とあわせて主契約に付加する場合には、特定疾病介護終身特約の特約特定疾病保険金または特約介護保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかつたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

無配当終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当終身保険(米ドル建)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第12条(特約の消滅)の規定の他に、主約款に定める養老年金または円建年金への移行に関する特則による年金支払に主契約がすべて移行したときは、この特約は消滅するものとします。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

この特約を解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)とあわせて主契約に付加する場合には、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)の特約特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかつたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。
- 第1条(保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間満了(主約款の更新の規定により主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内」と読み替えて適用します。
- 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

無配当収入保障保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当収入保障保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは、「特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の換算死亡保険金額」と読み替えて適用します。
2. 前号の規定にかかわらず、第1条第4項第2号の規定中「主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の死亡保険金額は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に遡って減額されたもの」とあるのは、「特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の換算死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の基本年金額は、特約保険金の請求日の6ヵ月後の応当日の主契約の換算死亡保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、特約保険金の請求日に遡って減額されたもの」と読み替えて適用します。
3. 第1条第4項第3号の規定中「主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるとき」とあるのは、「主約款に定める年金支払請求を受け、その年金が支払われるとき」と読み替えて適用します。
4. 第1条第4項第4号の規定中「主約款に定める保険金」とあるのは、「主約款に定める年金」と読み替えて適用します。
5. 第1条第6項の規定中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは、「主契約の遺族年金受取人」と読み替えて適用します。
6. 第13条(契約者配当金の取扱)および第18条(配当金による買増保険がある場合の取扱)の規定は適用しません。

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

この特約を解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)とあわせて主契約に付加する場合には、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)の特約5大疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたとき、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1. 特約保険金	(1) 会社所定の特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、特約保険金受取人と同一の場合は不要) (4) 特約保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (5) 保険証券
2. 特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

月払集団扱特約

第1条 会社と集団扱契約を締結した組合、連合会、同業団体その他の集団であって、保険料の一括収納ができる集団においてつぎのいずれかの要件を満たす場合には、保険契約者の申出により保険契約について、この特約による取扱をします。

1. その集団の加盟者を保険契約者とする保険契約で、その保険契約の保険契約者または被保険者が10名以上あるとき
2. その集団または集団代表者を保険契約者とし、集団の加盟者を被保険者とする保険契約で、その保険契約の被保険者が10名以上あるとき
3. 第1号の保険契約者または被保険者と第2号の被保険者を名寄せして10名以上あるとき

第2条 この特約を適用する保険契約の保険料率は集団扱保険料率Bとします。

- ② 前項にかかわらず、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定によって、保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、〔医療保障保険(個人型)〕契約の保険料率は個人扱保険料率とします。

第3条 この特約の付加されている保険契約については、保険契約上の責任開始日を第1回保険料相当額を受け取った日((被保険者(こども保険においては保険契約者も含みます。以下本条において同じとします。))に関する告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時契約年齢、保険期間その他主約款における期間の計算の一切の基準日とします。ただし、保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時)から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、主約款の〔会社の責任開始時期〕の規定どおり取り扱います。

第4条 第2回以後の保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。保険料の払込は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって、会社に払込のあった日とします。

- ② 第2回以後の保険料については、個々の保険契約者には領収証を発行しないで、その月に払い込まれたその保険料総額に対する集団代表者への受領証をもって、これに代えます。
- ③ この特約による取扱をしている間は、主約款の保険料払込の猶予期間および保険料の自動貸付に関する規定は適用しません。

第5条 保険料払込中の契約の契約者配当金の支払については、主約款の規定にかかわらず、割当直後の事業年度に始まる保険年度の第1月保険料が払い込まれた保険契約の分を一括して、集団扱契約書に定めた一定の月に、集団代表者に渡し、この代表者を通じ現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について、特に集団との取り決めがあるときは、その方法によります。

第6条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者または被保険者が集団から脱退したとき。ただし、集団代表者を通じて保険料を払い込むことができる期間を除きます。
2. 第1条各号のいずれにも該当しなくなり、その後3カ月以内に補充できないとき
3. 会社と集団代表者との協議によって集団扱契約を解除したとき

第7条 第4条第3項および前条の場合には、個人扱の月払契約に変更します。この変更の際に、次の払込期月の契約応当日までの保険料について未払分があるときは、この保険料を一時に払込まなければなりません。

定期一括払を取り扱う契約の特則

第8条 集団が定期一括払の取扱を停止した場合には、定期一括払を行っている契約については、保険契約者は、定期一括払を停止するか、他の保険料払込方法(経路)を選択してください。

変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

第9条 この特約を変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず主約款に定める〔会社の責任開始期〕の規定どおり取り扱います。

5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、第5条の規定にかかわらず契約者配当金の支払については主約款の規定を適用します。

無配当の保険契約に付加する場合の特則

この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第5条の規定は適用しません。

第1回保険料から集団代表者を通じた払込みを行う場合の特則

この特約が適用される集団のうち、会社と集団との間で締結されている集団扱契約において、当該集団の加盟者を保険契約者とする保険契約の第1回保険料について、集団代表者を通じて払い込むことができる旨が定められている場合で、集団の加盟者を保険契約者とする保険契約の申込を会社が承諾し、当該保険契約者が第1回保険料を集団代表者を通じて払い込む場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第1回保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。
2. 第1回保険料は、保険契約者が集団に対して第1回保険料に相当する金額(以下「第1回保険料相当額」といいます。)を払い込んだ日に、会社が受領したもとして取り扱います。
3. 会社は、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額を払い込むべき日(以下「第1回保険料相当額払込日」といいます。)をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。
4. 責任開始日は、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主約款における期間の計算の一切の基準日とします。
5. 前号の規定にかかわらず、通常の前月であれば第1回保険料相当額を払い込むべきであった日が集団の提携金融機関等の休

日に該当したことにより、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日が当該提携金融機関等の翌営業日となり、かつ、通常のものであれば第1回保険料相当額を払い込むべきであった日の属する月の翌月1日以降となったときは、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日の属する月の1日を責任開始日とします。

6. 第4号の規定にかかわらず、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額が払い込まれた日から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額を払い込んだ日にさかのぼって責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、すでに払い込まれている保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは過不足分をその支払金と清算します。
7. 保険契約者が第1回保険料相当額払込日に集団に対して第1回保険料相当額を払い込まなかった場合には、保険契約者は第1回保険料相当額払込日の属する月の翌月末日(第5号の規定により第1回保険料相当額払込日が、通常のものであれば第1回保険料相当額払込日であった日の属する月の翌月1日以降となるときは、保険契約者が集団に対して第1回保険料を払い込んだ日の属する月の末日とします。以下同じとします。)までに第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、責任開始日は、保険契約者が保険料を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。また、第1回保険料相当額払込日の属する月の翌月末日までに第1回保険料の払込があった場合には、第2回以後の保険料の払込についてはこの特約を適用します。
8. 前号の保険料の払込がない場合は、保険契約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱いいます。

1. 第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。
2. 保険料の払込の中断の場合において、無配当積立利率変動型生涯保障保険普通保険約款のセット加入契約に関する特則により、この保険契約が有効に取り扱われるときは、第6条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱いいます。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、第3条の規定は適用しません。

主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条(この特約による保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)第8条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)第9条(特約保険金の支払)第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

集団扱特約〔月払〕

第1条 会社と集団扱契約を締結した官公庁、会社、工場その他の集団においてつぎのいずれかの要件を満たす場合には、保険契約者の申出により保険契約について、この特約による取扱をします。

1. その集団に給与（役員報酬を含みます。以下同じとします。）関係によって所属している者を保険契約者とする保険契約で、その保険契約の保険契約者または被保険者が10名以上あるとき
2. その集団の事業主を保険契約者とし、その集団に給与関係によって所属している者を被保険者とする保険契約で、その保険契約の被保険者が10名以上あるとき
3. 第1号の保険契約者または被保険者と第2号の被保険者を名寄せして10名以上あるとき

第2条 この特約を適用する保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。

1. つぎのいずれかに該当する場合は、集団扱保険料率Aを適用します。
(イ) その集団において、給与関係によって所属する者を保険契約者とする保険契約の保険契約者が20名以上であるとき
(ロ) その集団の事業主を保険契約者とし、給与関係によって所属する者を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上であるとき
(ハ) (イ)に規定する保険契約者の員数と(ロ)に規定する被保険者の員数を名寄せして20名以上であるとき
(ニ) 同一の集団に2以上の事業所がある場合には、1事業所において(イ)から(ハ)のいずれかに該当するとき
 2. 前号のいずれにも該当しない場合は、集団扱保険料率Bを適用します。
 3. 第1号の(イ)、(ロ)または(ハ)に定める員数が20名未満となりその後6ヵ月以内に補充できないときは、集団扱保険料率Bを適用します。
- ② 集団扱保険料率Bが適用されている保険契約について主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、〔医療保障保険（個人型）〕契約の保険料率は個人扱保険料率とします。

第3条 この特約の付加されている保険契約については、保険契約上の責任開始日を第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者（子ども保険においては保険契約者も含む。以下本条において同じとします。）に関する告知の前に受け取った場合には告知の日）の属する月の翌月1日とし、この日をもって、主約款において、期間の計算の起算日を責任開始日とする一切の規定の場合の責任開始日とし、また被保険者（子ども保険の場合には保険契約者も）の契約締結時契約年齢は、この日現在をもって計算します。ただし、保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には告知の時）から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、主約款の〔会社の責任開始時期〕の規定どおり取り扱います。

第4条 第2回以後の保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。保険料の払込は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって、会社に払込のあった日とします。

- ② 第2回以後の保険料については、個々の保険契約者には領収証を発行しないで、その月に払い込まれたその集団の保険料総額に対する集団代表者への受領証をもって、これに代えます。
- ③ 第1項の保険料の払込みがないときは、この特約による取扱をしません。

第5条 この特約による取扱をしている間は、主約款の保険料払込の猶予期間および保険料の自動貸付に関する規定は、適用しません。

第6条 毎事業年度の決算により割り当てられ、かつ、主約款の規定により保険料と相殺して支払う定めのある契約者配当金は、この特約によって保険料払込中の契約については、主約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、割当直後の事業年度に始まる保険年度の第1月保険料が払い込まれた保険契約の分を一括して、集団扱契約書により定めた一定の月に、集団代表者に渡し、この代表者を通じ現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について、特に集団との取り決めがあるときは、その方法により支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、事業年度末の決算により契約者配当金を割り当てられている保険契約が、次の事業年度の年単位の契約応当日以降前項の処理をするまでの間に解約により消滅したときは、その年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合は、年単位の契約応当日以降の保険料の払込の有無にかかわらず、割り当てられている契約者配当金をその保険契約の保険契約者に支払います。

第7条 つぎの場合には、この特約はその効力を失います。

1. 保険契約者または被保険者が集団から脱退したとき。ただし、集団代表者を通じて保険料を払い込むことができる期間を除きます。
 2. 第1条各号のいずれにも該当しなくなり、その後3ヵ月以内に補充できないとき、またはその他の事由によって会社と集団との間に締結した集団扱契約が解除されたとき
- ② 第4条第3項および前項の場合には、個人扱の月払契約に変更します。この変更の際に、次の払込期月の契約応当日までの保険料について未払分があるときは、この保険料を一時に払込まなければなりません。

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

定期一括払を取り扱う契約の特則

第9条 集団が定期一括払の取扱を停止した場合には、定期一括払を行っている契約については、保険契約者は、定期一括払を停止するか、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

変額保険（有期型）の契約または変額保険（終身型）の契約に付加する場合の特則

第10条 この特約を変額保険（有期型）の契約または変額保険（終身型）の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず主約款に定める〔会社の責任開始期〕の規定どおり取り扱います。

5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合

障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、第6条の規定にかかわらず契約者配当金の支払については主約款の規定を適用します。

無配当の保険契約に付加する場合の特則

この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第6条の規定は適用しません。

第1回保険料から集団代表者を通じた払込みを行う場合の特則

この特約が適用される集団のうち、会社と集団との間で締結されている集団扱契約において、当該集団に所属している者を保険契約者とする保険契約の第1回保険料について、集団代表者を通じて払い込むことができる旨が定められている場合で、集団に所属している者を保険契約者とする保険契約の申込を会社が承諾し、当該保険契約者が第1回保険料を集団代表者を通じて払い込む場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第1回保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。
2. 第1回保険料は、保険契約者に支払われた給与から、集団が当該第1回保険料に相当する金額(以下「第1回保険料相当額」といいます。)を控除することにより集団の給与支払日(以下「給与支払日」といいます。)に会社が受領したものと取り扱います。
3. 会社は、集団が第1回保険料相当額を控除することを予定している給与支払日をあらかじめ保険契約者に通知するものとします。
4. 責任開始日は、集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。
5. 前号の規定にかかわらず、通常の日であれば集団が給与を支払うべきであった日が集団の定める休日に該当したことにより、集団が第1回保険料相当額を控除する給与支払日が翌営業日となり、かつ、通常の日であれば集団が給与を支払うべきであった日の属する月の翌月1日以降となつたときは集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日の属する月の1日を責任開始日とします。
6. 第4号の規定にかかわらず、集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日にさかのぼって責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、すでに払い込まれている保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは過不足分をその支払金と清算します。
7. 集団が第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日に第1回保険料相当額を控除することができなかった場合には、保険契約者は第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日の属する月の翌月末日(第5号の規定により集団が第1回保険料相当額を控除する給与支払日が通常の日であれば集団が給与を支払うべきであった日の属する月の翌月1日以降となつたときは、第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日の属する月の末日とします。以下同じとします。)までに第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、責任開始日は、保険契約者が保険料を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。また、集団が第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日の属する月の翌月末日までに第1回保険料の払込があった場合には、第2回以後の保険料の払込についてはこの特約を適用します。
8. 前号の保険料の払込がない場合は、保険契約に対する保険契約者からの申込はなかつたものとみなします。

無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。
2. 保険料の払込の中断の場合において、無配当積立利率変動型生涯保障保険普通保険約款のセット加入契約に関する特則により、この保険契約が有効に取り扱われるときは、第4条第3項および第7条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、第3条の規定は適用しません。

主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条（給付金の支払）第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条（給付金の支払）第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条（保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条（保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条（保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条（保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条（保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条（特約保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条（特約保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条（この特約による保険料の払込免除）第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条（特約保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約（米ドル建）が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約（米ドル建）が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約（米ドル建）第8条（特約保険金の支払）第1項第3号（イ）中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約（米ドル建）が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約（米ドル建）が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約（米ドル建）第9条（特約保険金の支払）第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条（給付金の支払）第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条（この特約による保険料の払込免除）第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

集団扱特約(年払・半年払)

第1条 会社と集団扱契約を締結した官公庁、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団であって、保険料の一括収納ができる集団においてつぎのいずれかの要件を満たす場合には、保険契約者の申出により保険契約について、この特約による取扱をします。

1. その集団の所属員または加盟者を保険契約者とする保険契約で、その保険契約の保険契約者または被保険者が 10 名以上あるとき
2. その集団または集団代表者を保険契約者とし、集団の所属員または加盟者を被保険者とする保険契約で、その保険契約の被保険者が 10 名以上あるとき
3. 第1号の保険契約者または被保険者と第2号の被保険者を名寄せして 10 名以上あるとき

第2条 この特約を適用する保険契約の保険料率は個人扱保険料率とします。ただし、半年払の保険契約についてつぎのいずれかに該当する場合は、集団扱保険料率を適用します。

1. その集団において、給与(役員報酬を含みます。以下同じとします。)関係によって所属する者を保険契約者とする保険契約の保険契約者が 20 名以上であるとき
 2. その集団または集団代表者を保険契約者とし、給与関係によって所属する者を被保険者とする保険契約の被保険者が 20 名以上であるとき
 3. 第1号に規定する保険契約者と前号に規定する被保険者を名寄せして 20 名以上であるとき
- ② 前項ただし書が適用される半年払の保険契約で、前項に定める員数が 20 名未満となりその後6カ月以内に補充できないときは、個人扱保険料率を適用します。
- ③ 第1項ただし書の規定にかかわらず、〔医療保障保険(個人型)〕契約の保険料率は個人扱保険料率とします。

第3条 第2回以後の保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって、会社に払込のあった日とします。

第4条 第2回以後の保険料については、個々の保険契約者には領収証を発行しないで、その月に払い込まれた集団の保険料総額に対する集団代表者への受領証をもってこれに代えます。

第5条 つぎの場合には、この特約はその効力を失います。

1. 保険契約者または被保険者が集団から脱退したとき。ただし、集団代表者を通じて保険料を払い込むことができる期間を除きます。
 2. 第1条各号のいずれにも該当しなくなり、その後6カ月以内に補充できないときまたはその他の事由によって会社と集団との間に締結した集団扱契約が解除されたとき
- ② 前項の場合には、個人扱の年払契約または半年払契約に変更し、半年払契約については、将来に向かって個人扱の保険料に改めます。

無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第2条第1項ただし書の規定は適用しません。
2. 保険料の払込の中断の場合において、無配当積立利率変動型生涯保障保険普通保険約款のセット加入契約に関する特則により、この保険契約が有効に取り扱われるときは、第5条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条第1項および第2項の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条第1項および第2項の規定は適用しません。

特別集団扱特約

第1条(特約の適用範囲)

この特約は、会社と特別集団扱契約を締結した預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団または集団の主たる目的が物品等の購入に際し、信用供与を受けるものである集団(以下「集団」といいます。)において、その集団の所属員、集団所属員の役員もしくは使用人(以下「所属員等」といいます。)または所属員等の家族(会社の定める範囲内の者に限ります。)を被保険者とする保険契約で、つぎのいずれかの条件を備える場合に限り適用します。

1. 集団の所属員を保険契約者とし、かつ、その保険契約者の数が10名以上であること。ただし、その集団において、当該保険契約の保険料の一括払込が可能である保険契約に限るものとします。
2. 集団またはその代表者を保険契約者とし、かつ、被保険者の数が10名以上であること。

第2条(責任開始日の特例)

① この特約の適用される保険契約の責任開始日は、主たる保険契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

1. 責任開始日は、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、告知日とします。以下同じとします。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。
 2. 前号の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日からその翌月1日の前日までの間に保険事故が発生した場合には、会社は、第1回保険料相当額を受け取った日を責任開始日として、保険契約上の責任を負います。
- ② 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて責任開始日を定めることができます。

第3条(一括保険証券等)

会社は、集団またはその代表者を保険契約者とする保険契約については、集団またはその代表者に一括保険証券および被保険者名簿を交付して、個々の保険証券は発行しません。ただし、保険契約者の請求があれば、個々の被保険者に対する被保険者証を発行します。

第4条(保険料率)

この特約を付加した保険契約に対しては、会社の定める保険料率を適用します。

第5条(保険料の払込方法)

この特約を付加した保険契約の保険料払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。

第6条(保険料の払込)

- ① 第2回以後の保険料(更新後保険料を含みます。)は、集団で一括して、会社に払い込んでください。
- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれた時をもって、その払込があったものとします。

第7条(保険料領収証)

集団から払い込まれた保険料については、会社は、保険料総額に対する一括領収証を集団またはその代表者に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

第8条(更新の取扱)

この特約を付加した保険契約は、保険契約者から反対の申出がないかぎり、会社の定める方法により更新されます。

第9条(特約の消滅)

- ① つぎの場合には、この特約はその効力を失います。
 1. 被保険者の数が10名未満、または所属員を保険契約者とする場合でその保険契約者の数が10名未満となり、6カ月以内に補充できなかったとき
 2. 会社と集団との間に締結された特別集団扱契約が解除されたとき
 3. 保険契約者または被保険者が第1条(特約の適用範囲)に定めるその資格に該当しなくなったとき。ただし、この場合には、その保険契約について、この特約は消滅します。
- ② 前項の規定によって、この特約が消滅した保険契約については、そのときに降主約款の規定を適用し、保険料率は、普通保険料率に変更されます。

第10条(協議内容の決定および変更)

- ① つぎの各号の事項については、特別集団扱契約締結の際、会社は保険契約者(集団の所属員を保険契約者とする場合には、集団またはその代表者)とします。以下本条において同じとします。)と協議のうえ定めます。
 1. 被保険者の加入に関する事項
 2. 被保険者の選択に関する事項
 3. 被保険者の脱退に関する事項
 4. 保険金額または入院給付日額に関する事項
 5. 保険期間に関する事項
 6. 保険料に関する事項
 7. その他必要な事項
- ② 前項の規定によって定められた事項については、特別集団扱契約締結後においても会社と保険契約者とが協議のうえ、会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
- ③ 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

第11条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

保険料口座振替特約

第1条(特約の適用)

- ① この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- ② この特約を適用する場合は、保険契約者はつぎの条件を満たすことを要します。
 1. 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が会社(会社が収納業務を委託している会社を含みます。)と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。)に設置してあること
 2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(会社が収納業務を委託している会社の口座を含みます。)へ保険料の口座振替を委任すること

第2条(責任開始日の特則)

月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、保険契約上の責任開始日を第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日とし、この日をもって契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。ただし、保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)から翌月1日までの間に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める責任開始日にさかのぼって保険契約上の責任を負います。

第3条(保険料率)

- ① この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- ② 前項にかかわらず、[災害給付・短期養老保険]および[医療保障保険(個人型)]契約の保険料率は個人扱保険料率とします。
- ③ 第1項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。
- ④ 第1項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の自動貸付を行う場合は、個人扱保険料率を基準とします。

第4条(保険料の払込)

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期中の会社の定めの日(この定めの日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下この日を「振替日」といいます。)に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- ② 保険料は、前項に規定する振替日に払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合は、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑤ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は領収証を発行しません。

第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱)

- ① 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 1. 月払契約の場合、振替日の翌月の応当日にその月に払い込むべき保険料と合わせて2カ月分の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たない場合には、1カ月分の保険料の口座振替を行い、すでに経過している払込期月分の保険料について払込があったものとします。
 2. 月払契約で、主約款の規定により定期一括払を取り扱っている契約の場合には、振替日の翌月の応当日に、再度定期一括払の保険料相当額のみを口座振替を行います。
 3. 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
- ② 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に、つぎに定める金額を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
 1. 前項第1号および第3号の場合には、すでに経過している払込期月分の保険料
 2. 前項第2号の場合には、一括払込すべき保険料

第6条(諸変更)

- ① 保険契約者は指定口座を同一の提携金融機関等の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。この場合、保険契約者は他の保険料払込方法(経路)を選択してください。
- ③ 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等に変更するか他の保険料払込方法(経路)を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条(特約の消滅)

主契約がつぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険料の払込を要しなくなったとき
2. 他の保険料払込方法(経路)に変更されたとき
3. 第1条(特約の適用)第2項に該当しなくなったとき

第8条(月払契約の契約者配当金)

月払契約について、主約款の規定により現金で支払うこととなっている契約者配当金は、現金支払の取扱に代えて、その保険年度の中央で、将来の保険料の一部に充当する方法により支払います。ただし、契約者配当金が1年分の保険料より多額の場合には、その超過分を、この保険年度の中央から会社の定める利率による利息をつけて会社に積み立てておき、主契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったとき、主約款の規定に準じて支払います。

第9条(主約款の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第1回保険料から保険料の口座振替を行う場合の特則

この特約が適用され、会社が保険契約の申込を承諾した後に、保険契約者が第1回保険料を払い込む場合に、当該第1回保

保険料を口座振替により払い込む場合は、会社はつぎのとおり取り扱います。

1. 第1回保険料は、第1条(特約の適用)第2項第1号に規定する指定口座から会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとし、
2. 第1回保険料は、指定口座からの振替日に、会社が受領したものとして取り扱います。
3. 月払の保険契約の責任開始日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。
4. 前号の規定にかかわらず、会社の定める振替日が提携金融機関等の休日に該当し、振替日が翌営業日となった場合で、振替日が会社の定める振替日の翌月1日以降となるときは振替日の属する月の1日を責任開始日とします。
5. 第3号の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、振替日にさかのぼって責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、すでに払い込まれている保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは過不足分をその支払金と清算します。
6. 会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとし、
7. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は振替日の属する月の翌月末日(第4号の規定により振替日が会社の定める振替日の翌月1日以降となるときは振替日の属する月の末日とします。)までに第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、月払契約の責任開始日は、保険契約者が保険料を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。振替日の属する月の翌月末日までに第1回保険料の払込があった場合には、第2回以後の保険料の払込についてはこの特約を適用します。
8. 前号の保険料の払込がない場合は、保険契約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。

1. この特約を付加した保険契約の責任開始期は、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず主約款に定める[会社の責任開始期]の規定どおり取り扱います。
2. 第8条(月払契約の契約者配当金)および第10条[第1回保険料から保険料の口座振替を行う場合の特則]の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、第2条、第3条第1項、第3項および第4項もしくは第8条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第2条および第8条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第2条および第8条の規定は適用しません。

無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条、第3条第1項、第3項および第4項もしくは第8条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条、第3条第1項、第3項および第4項もしくは第8条の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第2条および第8条の規定は適用しません。

主契約に責任開始時期に関する特約が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特約が付加されている場合には、第2条の規定は適用しません。

主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条(この特約による保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第2条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)第8条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)第9条(特約保険金の支払)第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

保険料クレジットカード払特約

第1条(特約の適用)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込方法(経路)にかえて、会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、かつ、
- ③ 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認(以下「有効性等の確認」といいます。)を行うものとします。
- ④ 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条(保険料の払込)

- ① 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じとします。)をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時)に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- ② 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合は除きます。
- ③ 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- ④ 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- ⑤ 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料(第1回保険料を含みます。)については、第3項(第1回保険料の場合は第1項)の規定は適用しません。
 1. 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 2. 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- ⑥ 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- ⑦ 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- ⑧ この特約によりクレジットカードによって払い込まれた保険料については、会社は領収証の発行は行いません。

第3条(責任開始日の特則)

主契約締結の際にこの特約を付加する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約が適用される保険契約上の責任開始日は、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。
2. 保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)から翌月1日までの間に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、前号の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始日にさかのぼって保険契約上の責任を負います。

第4条(他の保険料の払込方法(経路)への変更)

保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法(経路)に変更することができます。

第5条(保険料率)

- ① この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- ② 前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。

第6条(特約の消滅)

- ① つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 1. 保険契約が消滅したとき
 2. 保険料の払込を要しなくなったとき
 3. 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
 4. 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 5. 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 6. カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- ② 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法(経路)への変更を行ってください。

第7条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定は適用しません。

無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)および第5条(保険料率)の規定は適用しません。

無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の

規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)および第5条(保険料率)の規定は適用しません。

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、第3条の規定は適用しません。

主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条(この特約による保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)第8条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)第9条(特約保険金の支払)第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

特定障害状態不担保特約

第1条(特約の付加)

主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、主たる被保険者(以下「被保険者」といいます。)の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款(主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)のほか、この特約条項を適用しません。

1. 災害割増特約
2. 養老特約
3. 定期保険特約
4. 家族生活保障特約
5. 特定疾病保障定期保険特約
6. 特定疾病保障終身保険特約
7. 終身特約
8. 生存給付金付一時払定期保険特約
9. 一時払新型医療特約
10. 一時払無事故給付金付新型医療特約
11. 特定疾病介護終身特約
12. 解約返戻金抑制型終身保険特約(米ドル建)
13. 解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)
14. 解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)
15. 災害割増特約(2011)

第2条(不担保とする特定障害)

この特約により不担保とする特定障害は、眼の障害(視力障害)、耳の障害(聴力障害)、四肢の障害、上肢の障害、下肢の障害および脊柱の障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 眼の障害(視力障害)

被保険者が主約款に定める高度障害状態または障害状態(これらの状態を以下「身体の障害状態」といいます。)のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款に定める高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。

(ア)「両眼の視力を全く永久に失ったもの」

(イ)「1眼の視力を全く永久に失ったもの」

2. 耳の障害(聴力障害)

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」に該当し、主約款に定める保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、保険料払込の免除を行いません。

3. 四肢の障害

被保険者が主約款に定める身体の障害状態のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款に定める高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。

(ア)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(イ)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(ウ)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(エ)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(オ)1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの

(カ)1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

(キ)1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

4. 上肢の障害

被保険者が主約款に定める身体の障害状態のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款に定める高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。

(ア)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(イ)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(ウ)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(エ)1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの

(オ)1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

5. 下肢の障害

被保険者が主約款に定める身体の障害状態のうち、つぎのいずれかの状態に該当し、主約款に定める高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、特約高度障害保険金、高度障害年金および災害高度障害保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。

(ア)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(イ)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

(ウ)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(エ)1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの

(オ)1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

6. 脊柱の障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの」に該当し、主約款に定める保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、保険料払込の免除を行いません。

第3条(会社の責任開始時期)

この特約を付加して締結した保険契約または特約については、会社の付加した契約条件を保険契約者が承諾したとき(主契約

または特約の第1回保険料がまだ払い込まれない場合は、それらの保険料が払い込まれたとき)に主約款に規定する[会社の責任開始時期]の時から保険契約上の責任を負います。

第4条(この特約の解約)

この特約のみの解約はできません。

第5条(この特約を付加した保険契約または特約の更新の場合の特則)

この特約を付加した主契約または特約の更新については、更新前と同一の特定障害を不担保として、更新後の主契約または特約にこの特約を付加したうえで取り扱います。

子ども保険の契約に付加する場合の特則

この特約を子ども保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 本特約条項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えて適用します。
2. 主約款の規定により保険契約者の変更が行われた場合には、この特約は消滅します。

特別取扱特約条項

第1条(特約の付加)

この特約は、保険契約締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときに、保険契約者の承諾を得て、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)、または主契約に付加する〔定期保険特約〕、〔養老特約〕、〔終身特約〕、〔生存給付金付定期保険特約〕、〔家族生活保障特約〕、〔特定疾病保障終身保険特約〕、〔特定疾病保障定期保険特約〕、〔生存給付金付一時払定期保険特約〕、〔特定疾病介護終身特約〕、〔解約返戻金抑制型終身保険特約(米ドル建)〕、〔解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕もしくは〔解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕に付加して締結します。

第2条(特別取扱の方法)

この特約により保険契約に付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

1. 割増保険料による方法(割増法)

保険契約者が、保険料払込期間中に払い込むべき保険料は、普通保険料に会社の定める割増保険料(職業による割増保険料、体況による割増保険料のいずれか一方の額または両方の合計額をいいます。)を加算した額とします。

2. 保険金削減支払による方法(削減法)

保険契約の責任開始の日から、会社の定める削減期間(ただし、その期間は5年をこえません。)内に被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは、主約款の規定にかかわらず、保険金額につきの割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、不慮の事故または別表に定める感染症による場合は、保険金額を削減しません。

削減期間	1年	2年	3年	4年	5年
保険年度					
第1年度	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
第2年度		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
第3年度			7.5割	6.0割	4.5割
第4年度				8.0割	6.0割
第5年度					8.0割

3. 特別契約年齢による方法(年増法)

被保険者の実際の契約年齢に会社の定める年齢を加算した年齢をこの契約の契約年齢とし、この年齢に基づいて保険料、責任準備金、解約返戻金、払済保険に関する計算をします。ただし、実際の年齢に誤りがあったときには、主約款の〔年齢または性別の誤り〕の規定を準用します。

第3条(会社の責任開始時期)

この特約を付加して締結した保険契約については、会社の付加した契約条件を保険契約者が承諾したとき(第1回保険料がまだ払い込まれない場合および割増保険料または特別保険料の払込が必要な場合は、それらの保険料が払い込まれたとき)に主約款に規定する〔会社の責任開始時期〕の時から保険契約上の責任を負います。

第4条(契約内容の変更の制限)

保険金削減支払による方法または割増保険料による方法(職業により割増保険料の払込を要する場合は除きます。)の付加された契約については、削減期間または割増保険料の払込を要する期間内は払済保険への変更はできません。

第5条(この特約の解約)

- ① この特約のみの解約はできません。
- ② 第2条(特別取扱の方法)に定める割増保険料による方法を付加した保険契約が解約または失効した場合で、割増保険料に対する解約返戻金がある場合には、保険契約者に払い戻します。

第6条(保険契約または特約の更新の場合の特則)

- ① この特約を付加した主契約または特約の更新については、更新後の主契約または特約に、更新直前の保険年度の条件と同一の条件を付加して取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に第2条(特別取扱の方法)第1項第2号の方法による削減期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。
- ② 前項の場合、つぎの各号に定めるところより取り扱います。
 1. 割増保険料による方法の場合、更新後の主契約または特約の割増保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主契約または特約の保険期間に基づいて計算します。
 2. 特別契約年齢による方法の場合、更新日における被保険者の契約年齢に会社の定めた年齢を加算した年齢に基づいて更新後の主契約または特約の保険料、責任準備金、解約返戻金、払済保険に関する計算をします。

第7条(読替規定その他)

この特約は、主契約の保険種類に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約が〔こども保険〕の契約の場合は、本特約中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と、第2条(特別取扱の方法)第2号中「保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。
2. 主契約が〔定期保険〕、〔5年ごと利差配当付定期保険〕および〔無配当定期保険〕の契約の場合は、主約款に定める保険金額の増額の取扱は行いません。
3. 主契約が〔養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険〕の契約の場合は、本特約中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えます。
4. 主契約が〔変額保険(有期型)または変額保険(終身型)〕の契約の場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ)この特約を付加した場合で、割増法の特別取扱を行うときはまたは保険金削減期間中は、会社は自動延長定期保険への変更を取り扱いません。
 - (ロ)第2条第2号中「保険金額につきの割合を乗じて得た金額」とあるのは「支払うべき保険金額から変動保険金額を差し引いた金額につきの割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額につきの割合を乗じて得た金額」と読み替えます。
 - (ハ)本特約中「払済保険」とあるのは「定額払済保険」と読み替えます。
 - (ニ)割増保険料は主約款に定める特別勘定による運用はしません。
5. 主契約が〔特定疾病保障終身保険〕の契約の場合はつぎのとおり取り扱います。

- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときまたは主約款に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
- (ロ)第4条(契約内容の変更の制限)の規定中「払済保険」とあるのは「払済特定疾病終身保険」と読み替えます。
- (ハ)主契約にこの特約を付加した場合は、主約款に定める保険料払込期間の変更の取扱は行いません。
6. 主契約が〔特定疾病保障定期保険〕の契約の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときまたは主約款に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
- (ロ)主約款に定める保険金額の増額および定期保険契約への変更の取扱は行いません。ただし、定期保険契約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は定期保険契約への変更の取扱を行います。
7. この特約を〔定期保険特約〕に付加した場合は、〔定期保険特約〕の特約条項に定める他の特約への変更の取扱は行いません。ただし、他の特約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は他の特約への変更の取扱を行います。
8. この特約を〔生存給付金付定期保険特約〕に付加した場合は、〔生存給付金付定期保険特約〕の特約条項に定める他の特約への変更の取扱は行いません。ただし、他の特約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は他の特約への変更の取扱を行います。
9. この特約を〔家族生活保障特約〕に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号中「保険金額」とあるのは「特約年金額」と読み替えます。
- (ロ)この特約を付加した場合は、〔家族生活保障特約〕の特約条項に定める他の特約への変更の取扱は行いません。ただし、他の特約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は他の特約への変更の取扱を行います。
10. 主契約が〔5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険〕の契約の場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときまたは主約款に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
- (ロ)第4条(契約内容の変更の制限)の規定中「払済保険」とあるのは「払済特定疾病終身保険」と読み替えます。
- (ハ)主契約にこの特約を付加した場合は、主約款に定める保険料払込期間の変更の取扱は行いません。
11. 主契約が〔5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険〕の契約の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときまたは主約款に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
- (ロ)主約款に定める保険金額の増額および定期保険契約への変更の取扱は行いません。ただし、定期保険契約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は定期保険契約への変更の取扱を行います。
12. この特約を〔特定疾病保障終身保険特約〕に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、〔特定疾病保障終身保険特約〕に定める高度障害状態となったときまたは〔特定疾病保障終身保険特約〕に定める特約特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
- (ロ)第4条(契約内容の変更の制限)の規定中「払済保険」とあるのは「払済特定疾病終身保険」と読み替えます。
- (ハ)主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加されている〔特定疾病保障終身保険特約〕の部分にのみこの特約を付加するときは、第4条(契約内容の変更の制限)の規定にかかわらず、〔特定疾病保障終身保険特約〕が付加されている主契約のみについて払済保険への変更を取り扱います。
- (ニ)(ハ)の規定により、主契約が払済終身保険に変更されたときは、〔特定疾病保障終身保険特約〕は消滅したものとみなし、〔特定疾病保障終身保険特約〕の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。
- (ホ)〔特定疾病保障終身保険特約〕に定める他の特約への変更の取扱は行いません。ただし、他の特約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は他の特約への変更の取扱を行います。
13. この特約を〔特定疾病保障定期保険特約〕に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、〔特定疾病保障定期保険特約〕に定める高度障害状態となったときまたは〔特定疾病保障定期保険特約〕に定める特約特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
- (ロ)〔特定疾病保障定期保険特約〕に定める他の特約への変更の取扱は行いません。ただし、他の特約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は他の特約への変更の取扱を行います。
14. 主契約が〔無配当特定疾病保障定期保険〕の契約の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときまたは主約款に定める特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
- (ロ)主約款に定める保険金額の増額および定期保険契約への変更の取扱は行いません。ただし、定期保険契約への変更時において保険金の削減期間がすでに満了している場合は定期保険契約への変更の取扱を行います。
15. 主契約が〔5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険〕の契約の場合は、本特約中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」と読み替えます。
16. 主契約が〔5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険〕の契約の場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したときは」と読み替えます。
- (ロ)主契約にこの特約を付加した場合は、主約款に定める保険料払込期間の変更の取扱は行いません。

17. 主契約が〔無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)〕の契約の場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「保険金額につきの割合を乗じて得た金額」とあるのは「支払うべき保険金額から増加保険金額を差し引いた金額につきの割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と読み替えて適用します。
 - (ロ)この特約の規定中「責任準備金」とあるのは「積立金」と読み替えて適用します。
 - (ハ)この特約の割増保険料については、主約款第3条(積立利率等)の規定は適用しません。
18. 主契約が〔無配当終身介護保険〕の契約の場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときまたは主約款に定める介護保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
 - (ロ)第4条(契約内容の変更の制限)の規定中「払済保険」とあるのは「払済終身介護保険」と読み替えます。
19. この特約を〔特定疾病介護終身特約〕に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、〔特定疾病介護終身特約〕に定める高度障害状態となったとき、〔特定疾病介護終身特約〕に定める特約特定疾病保険金の支払事由に該当したときまたは〔特定疾病介護終身特約〕に定める特約介護保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
 - (ロ)主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加されている〔特定疾病介護終身特約〕の部分にのみこの特約を付加するときは、第4条(契約内容の変更の制限)の規定にかかわらず、〔特定疾病介護終身特約〕が付加されている主契約のみについて払済保険への変更を取り扱います。
 - (ハ)(ロ)の規定により、主契約が払済保険に変更されたときは、〔特定疾病介護終身特約〕は消滅したものとみなし、〔特定疾病介護終身特約〕の解約返戻金を払済保険の計算の基礎となる主契約の解約返戻金に合算します。
20. この特約を〔解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、〔解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕に定める高度障害状態となったときまたは〔解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕に定める特約特定疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
 - (ロ)主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加されている〔解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕の部分にのみこの特約を付加するときは、第4条(契約内容の変更の制限)の規定にかかわらず、〔解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕が付加されている主契約のみについて払済保険への変更を取り扱います。
 - (ハ)(ロ)の規定により、主契約が払済終身保険に変更されたときは、〔解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕は消滅したものとみなします。
21. この特約を〔解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。
- (イ)第2条(特別取扱の方法)第2号の規定中「被保険者が死亡したときまたは普通保険約款(この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態となったときは」とあるのは「被保険者が死亡したとき、〔解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕に定める高度障害状態となったときまたは〔解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕に定める特約5大疾病保険金の支払事由に該当したときは」と読み替えます。
 - (ロ)主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加されている〔解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕の部分にのみこの特約を付加するときは、第4条(契約内容の変更の制限)の規定にかかわらず、〔解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕が付加されている主契約のみについて払済保険への変更を取り扱います。
 - (ハ)(ロ)の規定により、主契約が払済終身保険に変更されたときは、〔解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)〕は消滅したものとみなします。
22. 主契約が〔無配当収入保障保険(無解約返戻金型)〕の契約の場合は、第2条(特別取扱の方法)第2号中「保険金額」とあるのは「基本年金月額」と読み替えます。

別表 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
バラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

保険金等の支払時期変更特則

第1条(この特則の適用)

この特則は、平成 24 年1月1日以降、特約を含む保険契約(以下「保険契約」といいます。)に適用し、普通保険約款および特約ならびに保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則が適用されている場合にはその特則(以下「約款等」といいます。)に定める内容のうち、この特則に定める事項について、その内容の変更を行います。

第2条(保険金等の支払時期および場所)

- ① 保険金(給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下同じとします。)は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して 25 日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
 3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
- ④ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。
- ⑤ 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑥ 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 第1項から第4項までの規定は、解約返戻金の払い戻しについて準用します。

第3条(死亡保険金の簡易請求)

死亡保険金(給付の名称の如何を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、その年金を一括して支払う場合の金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第4条(この特則の更新)

この特則が適用された主たる保険契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

第5条(この特則の解約)

この特則のみの解約はできません。

保険金等の支払時期および場所に関する規定の読替特則

- ① 平成 24 年4月1日以降、保険契約が更新されたとき(他の特約へ変更されたときを含みます。以下、同じとします。)または特約が中途付加されたときは、更新された保険契約または中途付加された特約について、この特則第2条(保険金等の支払時期および場所)第2項第4号の規定を、つぎのとおり読み替えます。

「

 4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が、つぎの(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
(イ)約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
(ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ニ)保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

」
- ② 平成 24 年4月1日以降、保障見直し特約[無配当積立利率変動型生涯保障保険用]によりセット加入契約を見直すときは、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。



[引受保険会社]

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
0120-160-414 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問合せ先 (担当者)

旧スター生命契約 「定期保険特約」 修正のお知らせ

旧スター生命契約 「定期保険特約」を以下のとおり修正いたします。
誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、保管くださいますようお願いいたします。

○定期保険特約の記載内容を以下のとおり修正いたします。

<修正箇所抜粋>

特約	修正内容（波線部分を追記します）
定期保険特約	定期保険の契約に付加する場合の特則 (省略) 8. 第3条（特約の保険期間および保険料の払込）、第5条（特約保険料の自動貸付）、第9条（保険料の払込免除）、第10条（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）、第22条（特約の更新）および第28条（保険料払込方法が一時払の場合の特則）は適用しません。
	5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則 (省略) 8. 第3条（特約の保険期間および保険料の払込）、第5条（特約保険料の自動貸付）、第9条（保険料の払込免除）、第10条（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）、第22条（特約の更新）および第28条（保険料払込方法が一時払の場合の特則）は適用しません。 (省略)
	無配当定期保険の契約に付加する場合の特則 (省略) 8. 第3条（特約の保険期間および保険料の払込）、第5条（特約保険料の自動貸付）、第9条（保険料の払込免除）、第10条（払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）、第22条（特約の更新）、第24条（特約の契約者配当金）第1項但書、同条第2項および第3項ならびに第28条（保険料払込方法が一時払の場合の特則）は適用しません。

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10